

# 【資料編】



第Ⅱ期基本計画のうちの未諮問基幹統計の確認に係る記述箇所の抜粋

平成26年3月25日

閣議決定

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(前略)

また、統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。

(後略)

## 経済統計の改善に向けて

平成27年11月4日

伊藤 元重  
榊原 定征  
高橋 進  
新浪 剛史

前回の諮問会議で、経済情勢を的確に把握する観点からの統計整備の重要性が指摘された。今後、統計の司令塔である統計委員会は、統計ユーザーのニーズや、専門的な知見を活かして、以下を始めとする横断的な課題について、早急に検討し、来春までに方針を整理すべき。それを踏まえて、統計行政を所管する総務省および統計作成府省において経済統計の改善を着実に推進すべき

- ①統計回収に際して、高齢者、専業主婦等、昼間の居宅可能性の高い者からの回答が多いなど、特定層の分布の結果的な偏りに対する補正のあり方について考え方を示すこと
- ②全体ないし大量のサンプル替えの際に大幅な断層や大幅な遡及改訂が生じる場合の、サンプル替えのあり方や、遡及改訂の際の過去サンプルとの整合性確保のあり方について考え方を示すこと

### ①回収サンプルの分布の歪み

#### 「家計調査」

二人以上世帯では、回収されたサンプル分布について、地方、世帯人員別について補正しているが、男女年齢階級別については補正していない（なお、単身世帯については男女年齢階級別に補正を実施）。

結果的にある年齢層（例、高齢者）のシェアが実態より若干多くなっている。より経済実態に近づけるため、年齢階層に関する補正をした数値を参考提供すべき。

#### 同様の検討が求められる例

全国消費実態調査（二人以上世帯）、消費状況調査（二人以上世帯）における年齢階級別の補正

### ②サンプル替えの際の断層等

#### 「毎月勤労統計」

30人以上の事業所について、2年ないし3年に一度、サンプル全体の交替を行う。これに伴い、賃金、労働時間等に断層が生じるが、この調整（ギャップ修正）により数値が過去に遡って改訂されている。

（なお、5～29人の事業所については、半年ごとに1/3ずつサンプル替えが行われ、ギャップ修正は行われない）

#### 「法人企業統計季報」

中堅・中小企業については、毎年一回、半分ずつサンプル替えが行われるが、回収サンプルの資産規模が、各四半期で若干の断層があり、設備投資や利益の変化率等を見る際に、その点に留意が必要となっている。

サンプル替えの一層の分割・逐次化など、回収率・サンプル抽出率の向上、資産規模に関する調整値の参考提供など、検討の余地。

# 未諮問基幹統計の確認 に対する取組方針

平成26年10月20日  
統計委員会基本計画部会

## 1 確認の根拠、趣旨

### (1) 確認の根拠(第Ⅱ期基本計画の記述)

#### 第4 基本計画の推進

##### 1 施策の効果的かつ効率的な実施

(略)統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計(基幹統計調査)を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。(以下略)

### (2) 確認の趣旨

- 統計法施行状況報告に基幹統計(基幹統計調査)に係る変更・実施・公表に関する状況が盛り込まれていることを受け、この枠組みの下で未諮問基幹統計のレビューをすることにより、各府省で進めている品質保証の取組に基づく所管統計の見直し・改善に資する。統計作成府省においても所管統計の改善に向けた専門家の知見を得る機会として活用してもらいたい。

## 2 確認の視点

● 第Ⅱ期基本計画の記述に基づき、次の2つの視点から確認を行う。

### (1) 公的統計の品質評価の要素

**基幹統計における品質評価の要素に沿った見直し状況**については、「**公的統計の品質保証に関するガイドライン**」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、23年4月8日改定)を参考に確認

「公的統計の品質保証に関するガイドライン」別紙3 公的統計の品質評価事項（左列が主要要素、右列が補足的要素）

<b>ニーズ適合性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>統計作成の必要性はあるか</li><li>利用者のニーズを把握するための措置を講じているか</li><li>把握したニーズを適切に反映しているか</li><li>調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか</li><li>社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか</li></ul> <b>正確性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か</li><li>統計調査の実施が、正確かつ適切に行われているか</li><li>使用している統計基準や用語の定義は適切か</li><li>調査系統の設定は適切か</li></ul> <b>適時性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>公表予定期日は統計の目的に照らして適切か</li><li>公表予定期日等ができる限り早期に公表されているか</li><li>公表が公表予定期日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか</li></ul> <b>解釈可能性・明確性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>対象母集団、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか</li><li>使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか</li><li>作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか</li><li>作成した統計表から明らかになる事項、又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか</li></ul>	<b>信頼性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか</li><li>統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか</li><li>公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保護のために講じている措置の内容を公表しているか</li><li>調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適切か</li><li>調査票情報の管理は適切に行われているか</li><li>統計の中立性は確保されているか</li></ul> <b>整合性・比較可能性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か</li><li>統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か</li><li>過去の結果との断層がある場合は、その理由が妥当か</li></ul> <b>アクセス可能性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>公表時期と利用者への周知時期（e-Stat等への掲載時期）にタイムラグがないか</li><li>アクセス可能な情報の一覧が公開されているか</li><li>利用者の照会窓口を設置しているか</li><li>二次利用の推進を図っているか</li></ul> <b>効率性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか</li><li>他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか</li><li>被調査者の負担に配慮しているか</li></ul>
--	---

2

## 2 確認の視点(続き)

### (2) 基幹統計の法定要件

**基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況**については、**統計法の要件**を確認

- (1) 統計法第2条第4項第3号の3要件を確認
  - イ) 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - ロ) 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
  - ハ) 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- (2) 基幹統計(基幹統計調査)には、他の公的統計に比べ、より高い正確性や利便性を確保するために、公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力を求める権限の付与など、一定の規律が定められているが、これらの規律を課すにふさわしいかを確認
- (3) 特に、統計法施行時にはこれらの要件を満たしていたものの、その後の社会経済情勢の変化を踏まえてなおかつ満たしているか、改めて確認

< 第Ⅰ期基本計画における基幹統計の判断要素の例 >

- ① 国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計
- ② 月例経済報告で利用されている統計
- ③ 結果の利用が法令上規定されている統計
- ④ 人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計
- ⑤ 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
- ⑥ 地方公共団体においても幅広く活用できる統計
- ⑦ 国際連合で提唱されたSSDS(System of Social and Demographic Statistics)を基に総務省が整理している人口・社会統計体系に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計
- ⑧ 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
- ⑨ 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

3

### 3 確認の対象となる統計の府省別一覧

- これまで統計委員会に諮問されたことがない(法律の変更に伴うもの又は名称変更のみに係る諮問を除く)基幹統計を対象に確認(現時点で20、以下の一覧参照)
- 確認前に諮問が行われる予定となった統計については確認の対象から除外

<b>総務省</b>	<b>厚生労働省</b>	<b>経済産業省</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 家計統計</li><li>● 個人企業経済統計</li><li>● 地方公務員給与実態統計</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 人口動態統計</li><li>● 毎月勤労統計</li><li>● 業事工業生産動態統計</li><li>● 賃金構造基本統計</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● ガス事業生産動態統計</li><li>● 石油製品需給動態統計</li><li>● 経済産業省特定業種石油等消費統計</li></ul>
<b>財務省</b>	<b>農林水産省</b>	<b>国土交通省</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 法人企業統計</li><li>● 民間給与実態統計</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 牛乳乳製品統計</li><li>● 作物統計</li><li>● 海面漁業生産統計</li><li>● 木材統計</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 建築着工統計</li><li>● 船員労働統計</li></ul>
<b>文部科学省</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>● 学校保健統計</li><li>● 学校教員統計</li></ul>		

4

### 4 確認の進め方

#### (1) 基本的な方針

- 確認は、基本計画部会で実施し、取りまとめる。
- 平成30年度については、第Ⅲ期基本計画に関する審議が見込まれることから、確認を行わないこととし、確認は26年度から29年度までの4年間に計画的に実施
- 各年度とも、基本計画の施行状況審議が終了した後、年度後半に確認
- 実施方法等については、平成26年度の実施結果を踏まえ、適宜見直しを図る。

5

## 4 確認の進め方(続き)

### (2) 平成26年度の進め方等

＜平成26年度の確認スケジュール(想定)＞

時期	内容
10/20 基本計画部会	確認に対する取組方針を決定
11/17 基本計画部会	具体的な確認スケジュールを決定
12/8 基本計画部会	第1回の確認
1/29 基本計画部会	第2回の確認
2/19 基本計画部会	第3回の確認、審議結果報告書(素案)の検討
3/23 基本計画部会	審議結果報告書の取りまとめ

＜各回の確認のための審議の流れ＞

- 品質評価の視点や基幹統計としての要件の充足状況についても読み取れる内容の資料(概要は資料2の参考2参照)を作成し、確認のための審議の3週間前をめどに、各委員に配布
- それに対し、委員から事前に質問・意見を提出
- 事前に提出いただいた質問・意見に基づき審議

(※ 資料の作成や審議に当たっては、関係府省に対して協力を要請)

6

## 5 各年度に確認する統計の選定に関する基本的な考え方

- 平成26年度から29年度において確認の対象とする未諮問20統計については、以下のような基本的な考え方により、各年度の確認対象を選定。
  - 統計の利用面を勘案して、e-Statに採用されている分野に区分し、当該年度の確認が特定の分野に偏らないよう配慮
  - 周期統計調査によるものについては、調査実施年度の翌年度に確認
  - 複数の統計が該当する分野については、旧統計審議会における前回答申年月の順に確認を進めることを原則
  - 平成27年中に諮問審議等が想定される統計については、平成28年以降に確認することとし、正式に諮問が行われた段階で確認対象から除外
  - 年度ごとの統計作成府省・部局の負担や基本計画部会における審議の平準化にも配慮し、全体の確認年度を調整
- また、平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更

7



## 6 確認結果の取りまとめ等

- 各年度とも、前年度の統計法施行状況報告審議の一つとして、年度内に結果報告を取りまとめて公表
- 各年度の結果報告を蓄積し、必要に応じて第Ⅲ期基本計画にも反映
- 確認の過程で得られた知見は、個々の諮問審議にも活用
- 改善を求める事項が指摘された場合は、自律的な改善を図るためには一定の期間が必要であり、次年度以降の統計法施行状況審議の中で適宜フォローアップ

平成 26 年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れについて

平成 27 年 10 月 26 日決定

平成 27 年 12 月 11 日改定

基本計画部会

1. 平成 26 年度統計法施行状況（未諮問基幹統計の確認）の審議においては、審議対象となる統計毎に中心となって取りまとめを行う主査委員を部会長が指名する。

<審議対象調査>

- ・ 法人企業統計（審議時期：28 年 1 月）
- ・ 毎月勤労統計（同：27 年 12 月）
- ・ 海面漁業生産統計（同：28 年 1 月）

2. 検討の流れは以下の通り

- (1) 主査が中心となって確認すべきポイント（論点）を取りまとめ  
※ 確認すべきポイント（論点）の取りまとめの前に、各委員に確認すべきポイント（論点）についての意見照会を行う
- (2) 確認すべきポイント（論点）に沿って、所管府省が審議のための説明資料を作成
- (3) 基本計画部会で、確認すべきポイント（論点）を中心に審議を実施
- (4) 上記の審議を踏まえて、主査が中心となって報告書案（個別統計の部分）を取りまとめ
- (5) 家計統計について、平成 26 年度の報告書に示した今後の取組の方向性に対するその後の対応状況を、「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針」（平成 26 年 10 月 20 日 基本計画部会）に基づき 2 月に確認するとともに、上記（3）及び家計統計の確認を通じて得られる標本に関する横断的な課題についても 2 月に審議し、部会長が指名する主査委員が中心となって報告書案（家計統計及び横断的な課題の部分）を取りまとめ
- (6) (4) 及び (5) を統合する報告書は、3 月の部会で審議、決定

## 平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール

平成27年10月26日改定

基本計画部会

分野	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口・世帯	(1月)人口動態統計[厚労省] (-)			
労働・賃金	(2月)民間給与実態統計[財務省] (-)	毎月勤労統計[厚労省](H4)	賃金構造基本統計[厚労省] (H16)	船員労働統計[国交省](H19)
農林水産業	(2月)木材統計[農水省] (H17)	海面漁業生産統計[農水省] (H18.3)	牛乳乳製品統計[農水省] (H18.8)	作物統計[農水省](H19)
鉱工業				薬事工業生産動態統計[厚労省] (-)
商業・サービス業				石油製品需給動態統計[経産省] (H13)
企業・家計・経済	(12月)家計統計[総務省] (H13.7)	法人企業統計[財務省](H19)	個人企業経済統計[総務省] (H13.11)	
住宅・土地・建設			建築着工統計[国交省](S31)	
エネルギー・水				
教育・文化・スポーツ・生活				
行財政	(1月)地方公務員給与実態統計[総務省] (-)※5年周期(H25実施)			
社会保障・衛生				学校保健統計[文科省](H17)
所管府省	総務省2(統計局1、自治行政 局1) 財務省1(国税庁) 厚労省1 農水省1	財務省1(財務総合政策研究所) 厚労省1 農水省1	総務省1(統計局) 厚労省1 農水省1 国交省1	文科省1 厚労省1(医政局) 農水省1 経産省1(資源エネルギー庁) 国交省1

(注1) 統計名の後ろの[ ]は所管府省名、その後ろの( )は統計審議会における最終答申年(同じ年の場合は月も記載)。

(注2) 平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更。

## 法人企業統計に係る確認すべきポイント（論点）

主査：宮川 努

### 1 サンプル等々の調査設計について

#### (1) 母集団名簿に関する課題

ア どのように母集団名簿を管理しているか（会社標本調査や経済センサスとの整合性等を含めて）

#### (2) 中小企業の精度向上に関する課題

ア 第Ⅱ期基本計画の課題への取組状況の確認等の層化抽出基準の課題（四半期別法人企業統計調査の資本金 1000 万から 2000 万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）の検討状況）

イ 中小企業の抽出率と精度向上（サンプルの拡大等）について

#### (3) 平成 21 年度調査で導入した標本抽出方法変更に係る検証の取組状況等の確認

ア 標本対象を 2 年間固定し毎年半数ずつ入れ替えるローテーション方法の振れや不規則変動の縮小効果の確認

#### (4) その他の対応可能性の確認等

ア サンプル入替に伴う断層調整後の計数公表 等

### 2 欠測値補完と実査上の課題

#### (1) 欠測値補完

ア 現状と改善の方向性（EDINET 等の公表情報を用いた補完等）

#### (2) 実査上の課題

ア 回収率の低下傾向（背景の整理等）とその向上に向けた取組

イ 実査体制と正確性のチェックについて

### 3 調査項目や公表系列の拡充等

#### (1) 利用者ニーズの高い以下の点の可能性確認

ア 設備投資の把握に資する調査項目の検討（例：調査項目への「研究開発費」の追加、会計基準の変更に基づくリース資産の計上）

イ 季節調整値の公表項目の拡充（例：営業利益、人件費、付加価値）

**（２）公表早期化について**

ア 回答期限内の回収率向上に向けた取組について

法人企業統計調査に係る各委員からの御意見等

主 査 論 点	中 項 目	各 委 員 提 出 意 見	各 委 員 提 出 意 見 理 由
1 サンプリング等の調査設計について	(1) 母集団名簿に関する課題	ア どのように母集団名簿を管理しているか(会社標本調査や経済センサスとの整合性等を含めて)	母集団名簿は法人名簿その他の財務省資料により全国営利法人等によって確定しているが、これと経済センサスに基づく母集団情報との違いはどれくらいあり、その理由は何か、を説明していただきたい。
		母集団名簿はどのような情報に基づいて作成しているのか。特に、毎年、どのような情報に基づいて新規の企業、廃業した企業の情報を把握しているのか。新規または廃業で更新される企業数は、それぞれ毎年どの程度になるのか。また、母集団名簿に記載される資本金額及び業種はいつの時点のどのような情報に基づくものなのか。	母集団は法人名簿その他の財務省資料により全国営利法人等によって確定しているが、これと経済センサスに基づく母集団情報との違いはどれくらいあり、その理由は何か、を説明していただきたい。
		母集団をどのように確定し、それをどのように改定しているのか。	事業所・企業統計調査が実施されたところ、この調査の法人企業数と法人企業統計調査のそれが乖離していること(2001年で、前者が約160万、後者が約280万)が指摘されていた。国税庁統計年報の法人企業数は法人企業統計調査のそれに近かった。
		法人企業統計と経済センサスとの母集団名簿の相違	はいえ、その差は依然として大きいように見える(H26経済センサス基礎調査の全産業・全規模の法人企業数が約190万、2014年度法人企業統計調査の全産業・全規模の企業数が約280万)。これまでも何度が指摘されてきたことはいえ、産業統計の基礎的な部分にあたるので、両者の差の原因の解明、可能であれば解決を図るべきと思われる。
(2) 中小企業の精度向上に関する課題	ア 第Ⅱ期基本計画の課題への取組状況の確認等の層化抽出基準の課題(四半期別法人企業統計調査の資本金1000万から2000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)の検討状況)	現在は資本金階級で層別を行っているが、層別の基準に用いている情報として、資本金以外にどのようなものが利用可能か。そのような情報により層別することを検討したことはあるか。	標本誤差を検討する上で必須の基本的な情報であるため。
	イ 中小企業の抽出率と精度向上(サンプリングの拡大等)について	中小企業のサンプリング数の増加は検討できないか。	法人企業統計(季報)における資本金1~2千万円まで企業に対する標本抽出方法の見直しといった効率的な調査のほかに、中小企業のサンプリング数の増加によってもある程度の精度改善が見込まれる。 ただし、標本数の増加は、実査上の負担が大きいほか、中小企業では四半期の財務諸表の回答負担が重いことを考慮し、調査項目を設備投資・在庫(以上Q/E推計の基礎データ)、収益・費用関連を中心とし、その他の調査項目を簡素化して、調査及び集計負担を軽減することで、標本数を増加させることを検討するのが望ましい。

主 査 論 点	中 項 目	各 委 員 提 出 意 見	各 委 員 提 出 意 見 理 由
(3) 平成21年度調査取組状況等の確認	<p>標本対象を2年間固定し毎年半数ずつ入れ替えるローテーション方法の振れや不規則変動の縮小効果の確認</p>	<p>サンプリング方法の変更(特にローテーション)によって生じるサンプル入替が売上・利益・設備投資・在庫などの推移に及ぼした影響の検証</p> <p>標本設計の改善を検討するために、資本金階級・業種ごとの標本の大きさ(抽出数、回答数)並びに分散のデータを用いた分析を行っているか。ある項目について0という「回答」がなされた場合、どのように取り扱っているのか、それは未回答のケースとどのように区分しているのか。よく使われる設備投資を例にとって標本の大きさや回答の度数分布(0の場合を明示する。)や分散などの統計量を示してもらいたい。</p> <p>資本金階級・業種ごとの標本はどのような基準で配分されたか、考え方を説明していただきたい。</p> <p>悉皆調査部分以外は、ローテーションサンプリングをしているので、半分は継続サンプル、半分は新規サンプルとなるが、公表値の推計(膨らまし)において、両者を別々に推計してそれを合算しているのか。それとも両者を一括して推計しているのか。また、継続サンプル、新規サンプル別の標本抽出数と回答数を提示して欲しい。</p>	<p>同変更の影響が検証された資料が見当たらなかった為。</p> <p>標本誤差を検討する上で必須の基本的な情報であるため。</p>
(4) その他の対応可能性の確認等	<p>サンプル入替に伴う断層調整後の計数公表等</p>	<p>ローテーションサンプリング化による効果</p>	<p>標本誤差を検討する上で必須の基本的な情報であるため。</p> <p>調査結果の不連続性の原因は、サンプル替えが年1回であることだけではな いとも考えられません。平成21年度調査から、「金融業、保険業以外の業種」の 標本抽出について、ローテーションサンプリング化を行いました。これにより どの程度効果があつたのかを確認したいと考えます。</p>

主 査 論 点	中 項 目	各 委 員 提 出 意 見	各 委 員 提 出 意 見 理 由
2 欠測値補完と実査上の課題			
(1) 欠測値補完	ア 現状と改善の方向性(EDINET等の公表情報をを用いた補完等)	<p>欠損値・外れ値の処理の有無と調査項目ごとの欠損値率の開示、処理が行われている場合は修正・推計方法の開示と公表値に及ぼす影響</p> <p>一部の大企業の非回答による欠測値補完の方法として、個社の決算情報(EDINET)を補完データとして用いることを検討したかどうか。</p>	<p>関連する情報が見当たらなかったため。</p> <p>法人企業統計の大企業の情報通信業の設備投資が回収率の高い短観に比べて、近年は年間2兆円程度少なくなるなどのかい離がみられる(別添資料参照)。こうした、一部大手企業の非回答による推計値の誤差を縮小するためには、大企業については、同一推計層の他の企業のデータで補完するという方法を用いるのが望ましい。具体的には、個社の四半期決算情報(EDINET)を補完データとして用いることが考えられる。</p> <p>この提案は、大企業のうち、重要度の高い一部の非回答先についてEDINET情報の活用を図るものであり、実査上、大幅な作業量の増大をもたらさず、精度改善が可能になるとみられる。ただし、四半期決算は、単体情報に限りがあるため、決算値をそのまま利用できないケースもある。その場合には、連結情報から単体決算を推計する(連結決算の値を前年度の連単倍率で除するなど)の作業が必要。</p>
(2) 実査上の課題	ア 回収率の低下傾向(背景の整理等)とその向上に向けた取組	<p>調査方法の検証: 郵送またはオンラインの目計記入となっているが、回答方法の違いや変更が調査項目の回答率に変化をもたらすか否かが知りたい。</p> <p>主要項目について、業種や企業規模などの別に回答の記入漏れの割合を確認しているか。確認しているとすれば、どのような傾向があるかをお教え頂きたい。</p> <p>調査の回答率は70-80%程度とされているが、非回答サンプルの属性上の特色は異なるか。それはシステマチックなものではないと言えるか。</p> <p>回収率の低下理由と回収率向上のための方策について</p>	<p>オンライン調査化の影響を検証するため。</p> <p>標本誤差を検討する上で必須の基本的な情報であるため。</p> <p>非回答サンプルあるいは脱落サンプルの属性分析について知りたい。</p> <p>調査対象数が多いことから、回収率を高め、調査の意義を高める為に、回収率低下の理由を分析し、サンプルの適切さ(ロケーションサンプリングの効果の検証も含めて)と回収率の向上の為に提案が議論できればよいと考えます。</p>



主 査 論 点	中 項 目	各 委 員 提 出 意 見	各 委 員 提 出 意 見 理 由
		<p>一部の大企業が未回答となっている理由</p> <p>回答率の改善の可能性</p> <p>実査上の精査体制について説明をしていただきたい。</p> <p>イ 実査体制と正確性のチェックについて</p>	<p>大企業が未回答の場合は、調査結果への影響は大きい(研究開発費の調査という観点でも、大企業の回答は重要である)と思われる中で、一部の大企業は、督促を受けても回答されないのは、どういう理由によるものか(例えば、一部の調査項目が回答しにくい等の問題があるのか等)を確認できればと思います。</p> <p>提出期限内の回収率が非常に低い(3割)ということですが、例えば、督促の時期を早めること等の工夫により提出期限内の回収率を高めることはできないでしょうか。また、日経短観は提出期限から公表までの期間が短いにもかかわらず、回答率が99.5%と非常に高く、(調査項目が異なるため単純な比較はできないもの)日本銀行のノウハウを生かすことにより回収率の改善を図ることとはできないものでしょうか。</p> <p>調査票の回収、記入漏れチェック、誤記入確認などはどのような体制で行っているのか、回収率の向上にむけてどのような対策をとっているのか知りたい。</p>
<p>3 調査項目や公表系列の拡充等</p> <p>(1) 利用者ニーズの高い以下の点の可能性確認</p> <p>ア 設備投資の把握に資する調査項目の検討(例:調査項目への「研究開発費」の追加、会計基準の変更に基づくリース資産の計上)</p> <p>(2) 公表早期化について</p> <p>イ 季節調整値の公表項目の拡充(例:営業利益、人件費、付加価値)</p> <p>ア 回答期限内の回収率向上に向けた取組について</p>	<p>四半期別調査において、研究開発費あるいはこれと関連の深い費目を調査項目とすることの可能性</p> <p>2008年のリースに関する会計基準の変更に伴って固定資産の過少計上の可能性が指摘されたことについて、①対処の経緯、②基準変更に伴う短期的影響にとどまるのか、あるいは現在も残る問題か、③後者であれば対処の方向、など</p> <p>イ 季節調整値の公表項目の拡充(例:営業利益、人件費、付加価値)</p>	<p>SNAの新基準への移行に伴い、QEにおいても研究開発費を固定資本形成として支側GDPに含めることとなっているが、これを直接的に推計するための基礎資料がない。法人企業統計の経常費用などとの関連で推計を行うことが検討されているが、研究開発と直接的に関連する指標が得られることが望ましい。ただし、公表時期の早期化の要請との関連に配慮する必要がある。</p> <p>ファイナンシャル・リース取引について、会計基準変更後は①貸し手が固定資産から流動資産への振り替えを行ったのに対し、②借り手側においては、300万円以下のリース取引などは例外的に賃貸借処理が認められるため、固定資産を計上しない例が多く見られたとされる。</p> <p>一方、旧基準では「所有権移転外のファイナンシャル・リース」という取り扱いが認められており、大半のリース物件が貸し手側の固定資産として計上されていたと考えられている。このため、基準変更後の法人企業統計においては、固定資本の把握が過少になる可能性がある。</p>	<p>利用者としても公表の早期化を期待していますが、提出期限内回収率をどの程度改善すれば、どのぐらい公表早期化が図られるかを確認したいと考えます。</p>

## 非回答企業への対応（問題の所在）

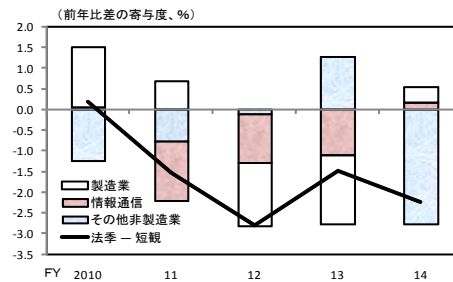
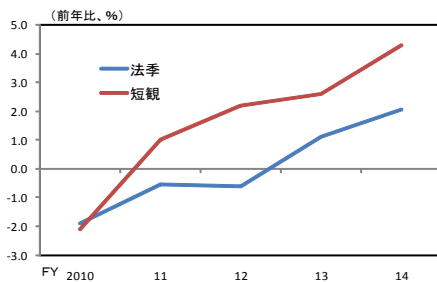
- 法人企業統計の回答率は、他の一般の統計調査と比べると低くないが、短観と比べると、幾分低い。

<回答率、%>：金融・保険除く

	合計	大企業	中堅企業	中小企業
法季：2015年4～6月期	72.2	88.4	73.8	63.2
(短観：2015年9月)	(99.5)	(99.4)	(99.5)	(99.5)

- こうした中、大企業の設備投資の伸びを比較すると、近年、法人企業統計(季報)では、短観に比べて、伸びが小さくなっている。これには、情報通信など一部の業種が寄与。

(図表)大企業(全産業：除く金融・保険)の設備投資(法季と短観の比較)



1

## 非回答企業への対応（問題の所在）（続）

- 次に、大企業の設備投資の実額をみると、短観に比べて、法人企業統計季報は幾分小さくなっている。これについても、情報通信の寄与が大きい。

(図表)設備投資の実額(兆円)<除く金融・保険>

上段：法人企業統計季報、中段：短観  
下段( )：差額：法人企業統計 - 短観

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
全産業	22.8	22.7	22.5	22.8	23.2
	23.5	23.7	24.3	24.9	24.4
	(-0.7)	(-1.1)	(-1.8)	(-2.1)	(-1.1)
製造業	9.0	9.1	8.9	8.4	9.0
	8.3	8.3	8.4	8.4	8.5
	(0.7)	(0.8)	(0.5)	(0.1)	(0.5)
非製造業	13.8	13.6	13.6	14.3	14.2
	15.2	15.5	15.9	16.5	15.9
	(-1.4)	(-1.9)	(-2.2)	(-2.2)	(-1.7)
情報通信	3.4	3.2	3.3	3.2	2.9
	5.1	5.2	5.6	5.8	4.7
	(-1.7)	(-2.0)	(-2.3)	(-2.6)	(-1.8)

(注)短観の前年比(前項)は同一母集団によるものであり、上記は母集団情報の変更後の実額であるため、上記の前年比を算出しても前項の値とは一致しない。

- 以上のかい離は、法人企業統計において一部の企業(特に規模の大きい法人)が未回答となっているために生じていると推測される。法人企業統計では、未回答企業分について、同一推計層の他企業の平均値で補完(社数もしくは資本金ウェイトで膨らまし)していることから、規模の大きい企業が未回答となると、全体の推計値が過小となりやすい。

推計値 = 集計値 ÷ 集計法人数 × 母集団法人数  
 もしくは  
 推計値 = 集計項目の対資本金比率の合計 ÷ 集計法人数 × 母集団法人の資本金累計額

2

# 法人企業統計について

平成28年1月21日  
財務省財務総合政策研究所  
調査統計部

## 法人企業統計調査の目的と母集団情報

区分	法人企業統計 (基幹統計)	会社標本調査 (業務統計)	経済センサス (基幹統計)
所管	財務省	国税庁	総務省
調査の目的	我が国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備すること	我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすること	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備すること
調査の対象となる法人	営利法人等(本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社をいう。)	内国普通法人(休業、清算中の法人並びに一般社団・財団法人(法人税法第2条九の二に規定する非営利型法人を除く。))及び特殊な法人を除く。)	日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。農業・林業・漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。)
母集団法人数	約281万社 (平成26年度年次別調査)	約260万社 (平成25年度分調査)	約175万社 (平成26年度基礎調査(確報))

(出典)統計作成部局のWEBサイトより作成

## 調査の対象法人

区分	法人企業統計	会社標本調査	経済センサス
株式会社等	○	○	○
株式会社等のうち、 ・給与が支払われている従業員数がない法人 かつ ・企業として自前の設備を有していない法人	○	○	×
医療法人	×	○	○
一般社団・財団法人	×	×	○

-2-

## 中小企業の精度向上に関する課題

### 公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅱ期基本計画）

四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。

法人企業統計の母集団  
に含まれる情報

法人名 所在地 業種 資本金
-------------------------

100万社

（平成26年度年次別調査）

事業所母集団データベース  
に含まれる情報

法人名 所在地 業種 資本金 売上高
--------------------------------

70万社

（平成26年度経済センサス  
基礎調査（確報））



法人数のかい離

（注1）記載の社数は、資本金1,000万円以上1億円未満の法人数である。  
（注2）法人企業統計の母集団は、登記簿情報をベースに作成している。

-3-

## 標本の抽出

資本金階層	金融業、保険業以外の業種			金融業、保険業		
	母集団法人数	標本サイズ	抽出率	母集団法人数	標本サイズ	抽出率
1千万円未満	約173万社	約4,000社 (年次別調査のみ)	0.23%	約4万5千社	約3,000社 (年次別調査のみ)	6.67%
1千万円以上 2千万円未満	約73万社	約4,000社(年次別) 約4,000社(四半期別)	0.55% 0.55%	約1万社	約4,000社	40.00%
2千万円以上 5千万円未満	約20万社	約4,000社(年次別) 約4,000社(四半期別)	2.00% 2.00%			
5千万円以上 1億円未満	約6万1千社	約2,000社(年次別) 約2,000社(四半期別)	3.28% 3.28%			
1億円以上 5億円未満	約2万4千社	約10,000社	41.67%			
5億円以上 10億円未満	約1千社	全数	100%	約1千社	全数	100%
10億円以上	約5千社	全数	100%	約1千社	全数	100%
合計	約275万社	約30,000社(年次別) 約26,000社(四半期別)		約5万7千社	約9,000社(年次別) 約6,000社(四半期別)	

(注1) 母集団法人数は、平成26年度年次別調査によるものである。

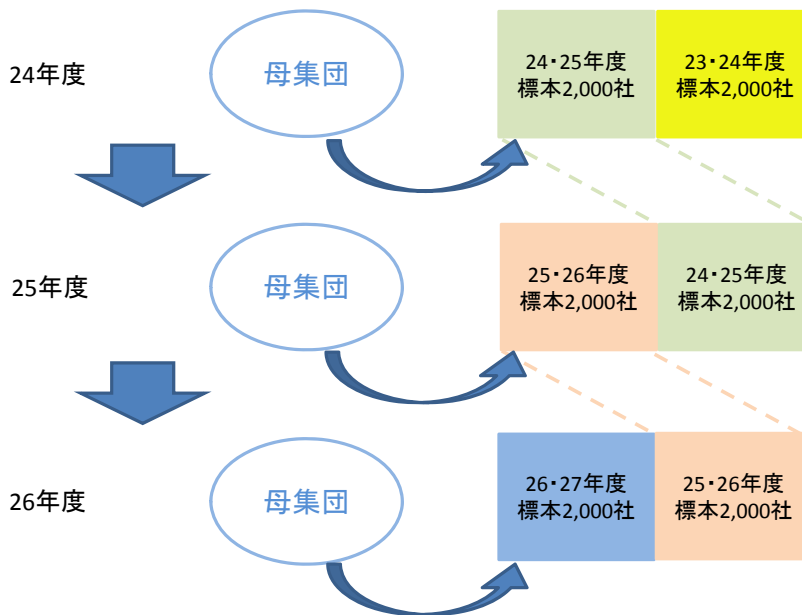
(注2) 枠内の階層にて、ローテーション・サンプリングを実施(等確率系統抽出)。

(注3) 資本金階層・業種別に最低標本数50社としている。

-4-

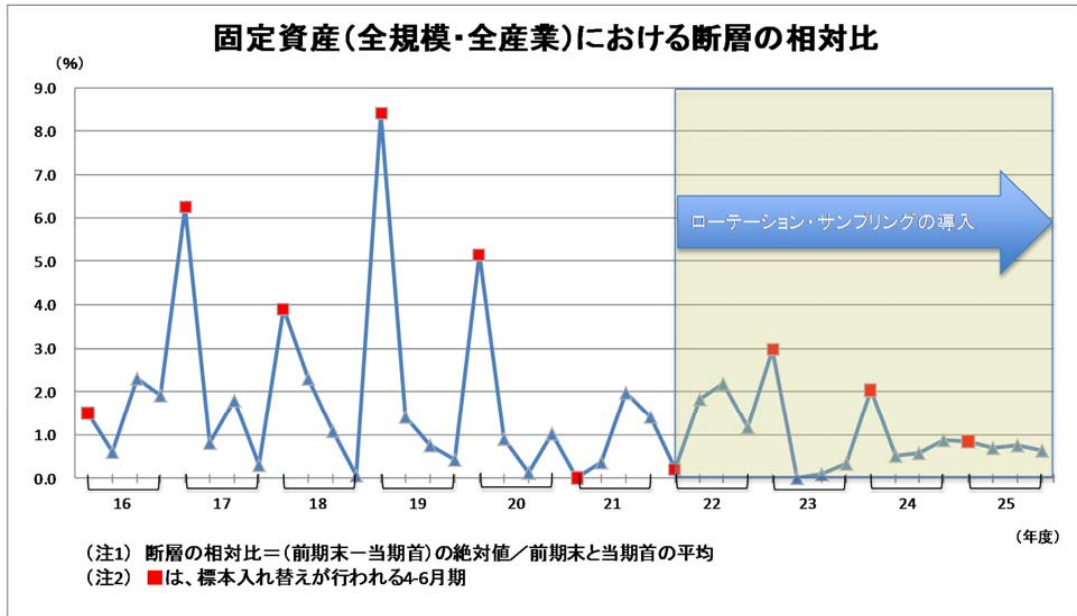
## ローテーション・サンプリングの方法

○資本金1千万円以上2千万円未満(標本サイズ4,000社)の場合



-5-

## ローテーション・サンプリングの効果①



(出典) 土屋隆裕[2015]「法人企業統計調査における標本設計の変更に係る検証結果報告書ー標本抽出方法の変更およびローテーション抽出法の導入ーより作成

-6-

## ローテーション・サンプリングの効果②

平成17年7-9月期 (ローテーション・サンプリング導入前)							平成27年7-9月期 (ローテーション・サンプリング導入後)						
○ 設備投資							○ 設備投資						
資本金階層(百万円)	10-20	20-50	50-100	100-1000	1000-	全規模	資本金階層(百万円)	10-20	20-50	50-100	100-1000	1000-	全規模
回答法人数(社)	1,851	2,597	2,237	8,098	5,305	20,088	回答法人数(社)	2,218	2,783	2,231	8,132	4,605	19,969
平均(百万円)	1.8	5.9	24.0	95.2	1,307.1	387.1	平均(百万円)	2.9	5.9	28.5	85.5	1,149.6	304.3
標準偏差	11.1	39.6	133.4	567.0	6,652.8	3,481.9	標準偏差	23.0	28.1	144.7	475.2	5,248.1	2,580.7
標準偏差/平均	6.1	6.7	5.6	6.0	5.1	9.0	標準偏差/平均	8.0	4.8	5.1	5.6	4.6	8.5
○ 売上高							○ 売上高						
資本金階層(百万円)	10-20	20-50	50-100	100-1000	1000-	全規模	資本金階層(百万円)	10-20	20-50	50-100	100-1000	1000-	全規模
回答法人数(社)	1,851	2,597	2,237	8,098	5,305	20,088	回答法人数(社)	2,218	2,783	2,231	8,132	4,605	19,969
平均(百万円)	73.3	205.9	750.3	2,722.8	25,943.6	8,066.0	平均(百万円)	68.4	195.2	626.0	2,955.2	27,572.6	7,666.6
標準偏差	191.9	461.0	2,508.4	5,899.0	101,892.5	53,590.2	標準偏差	164.5	448.5	1,306.6	9,580.8	97,470.9	48,459.1
標準偏差/平均	2.6	2.2	3.3	2.2	3.9	6.6	標準偏差/平均	2.4	2.3	2.1	3.2	3.5	6.3
○ 経常利益							○ 経常利益						
資本金階層(百万円)	10-20	20-50	50-100	100-1000	1000-	全規模	資本金階層(百万円)	10-20	20-50	50-100	100-1000	1000-	全規模
回答法人数(社)	1,851	2,597	2,237	8,098	5,305	20,088	回答法人数(社)	2,218	2,783	2,231	8,132	4,605	19,969
平均(百万円)	2.4	3.3	16.8	79.2	1,251.1	364.8	平均(百万円)	5.4	5.9	25.1	110.0	1,809.7	466.4
標準偏差	22.6	44.6	110.9	381.7	6,585.1	3,434.1	標準偏差	108.2	58.1	155.0	534.2	14,078.6	6,809.1
標準偏差/平均	9.5	13.4	6.6	4.8	5.3	9.4	標準偏差/平均	20.2	9.9	6.2	4.9	7.8	14.6

(注1) 平成17年7-9月期及び平成27年7-9月期における金融業、保険業を除く数値である。  
 (注2) ローテーション・サンプリングについては、資本金5億円未満に導入している(該箇所は、 で示す)。  
 (注3)  は、平成17年7-9月期と比べ数値が減少しているものを示す。

-7-

## 新規・継続標本法人の標本数と回答数

○平成27年7-9月期の場合

(社、%)

資本金階層		1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上	合計
新規法人	標本数	1,858	2,183	1,555	4,855	—	—	10,451
	回収数	1,066	1,440	1,100	3,527	—	—	7,133
	回収率	57.4	66.0	70.7	72.6	—	—	68.3
継続法人	標本数	1,953	1,979	1,553	4,467	—	—	9,952
	回収数	1,152	1,343	1,131	3,395	—	—	7,021
	回収率	59.0	67.9	72.8	76.0	—	—	70.5
悉皆法人	標本数	—	—	—	—	1,472	5,161	6,633
	回収数	—	—	—	—	1,210	4,605	5,815
	回収率	—	—	—	—	82.2	89.2	87.7
合計	標本数	3,811	4,162	3,108	9,322	1,472	5,161	27,036
	回収数	2,218	2,783	2,231	6,922	1,210	4,605	19,969
	回収率	58.2	66.9	71.8	74.3	82.2	89.2	73.9

(注) 平成27年7-9月期における金融業、保険業を除く数値である。

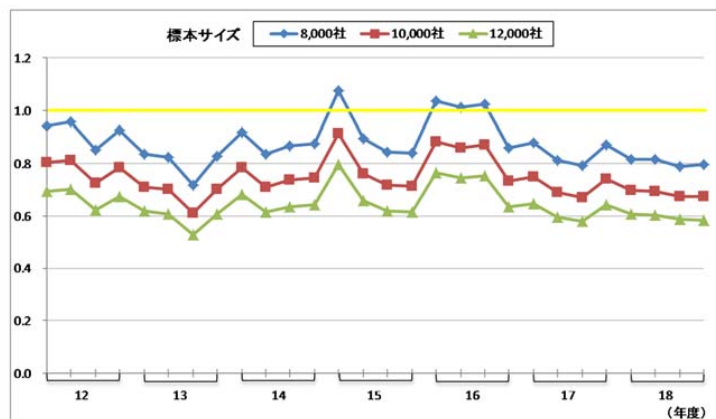
-8-

## 標本設計変更

○資本金1億円以上5億円未満の標本設計変更(平成21年度実施)に関する試算の場合

(変更前) 資本金1億円以上6億円未満(確率比例抽出)、資本金6億円以上(全数抽出)  
 (変更後) 資本金1億円以上5億円未満(等確率系統抽出)、資本金5億円以上(全数抽出)

・変更後の標本サイズと標準誤差(全産業における「設備投資」)



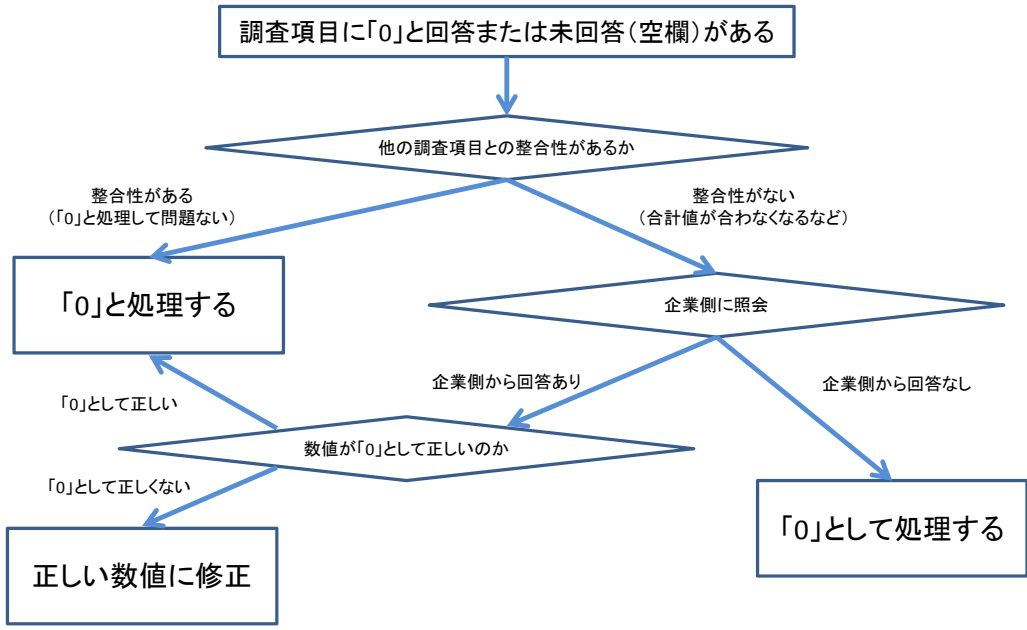
縦軸の値が1.0を下回れば、変更前の標本抽出方法における標準誤差より、変更後の標本抽出方法における標準誤差の方が小さくなることを示しており、**推定量の精度は良くなる**と期待できる。  
 標本サイズ8,000社では縦軸の値が1.0を上回る調査期があること、12,000社は標準誤差は小さいが予算制約やマンパワーの問題があることから、10,000社を採用した。

(注) 縦軸：
$$\frac{\text{変更後の標本抽出方法における資本金1億円以上5億円未満で抽出した標本の標準誤差}}{\text{変更前の標本抽出方法における資本金1億円以上5億円未満で抽出した標本の標準誤差}}$$

(出典) 土屋隆裕[2009]「法人企業統計調査における標本設計の変更について—層化抽出法および確率比例抽出法の変更—」より作成

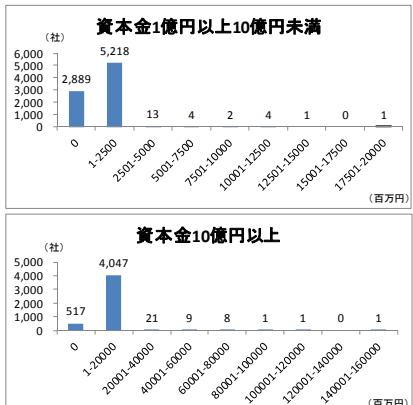
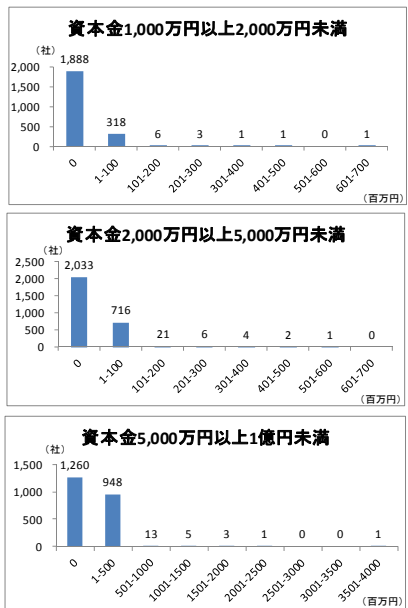
-9-

## 「0」との回答及び未回答(空欄)への対応



## 資本金階層別の度数分布及び基本統計量

○平成27年7-9月期の設備投資の場合



○各資本金階層における基本統計量

資本金階層(百万円)	10-20	20-50	50-100	100-1,000	1,000-
回答法人数(社)	2,218	2,783	2,231	8,132	4,605
平均(百万円)	2.87	5.91	28.48	85.52	1,149.59
標準偏差	22.98	28.11	144.66	475.21	5,248.13
標準偏差/平均	8.02	4.76	5.08	5.56	4.57

(注1) 平成27年7-9月期における金融業、保険業を除く数値である。  
 (注2) 調査項目は、他の調査項目との関係から数値のチェックが可能であり、記入漏れが疑われる場合や数値に疑義がある場合には問い合わせをしている。  
 (注3) 空欄の場合と「0」の場合は、区別することなく、「0」として処理している。



## 欠測値補完

### ・実施しているのは、**金融業、保険業以外の資本金5億円以上**

業種ごとに未提出法人の資本金の前後10社の調査項目の対資本金比率の平均値に、未提出法人の資本金を乗じて算出

例) 資本金8億円の未提出法人Xがあった場合

未提出法人Xの資本金の前後10社における現金預金の資本金に対する比率の平均が「3.09百万円」とすると、



法人Xの現金預金は…

$$3.09 \times 800 = 2,472$$

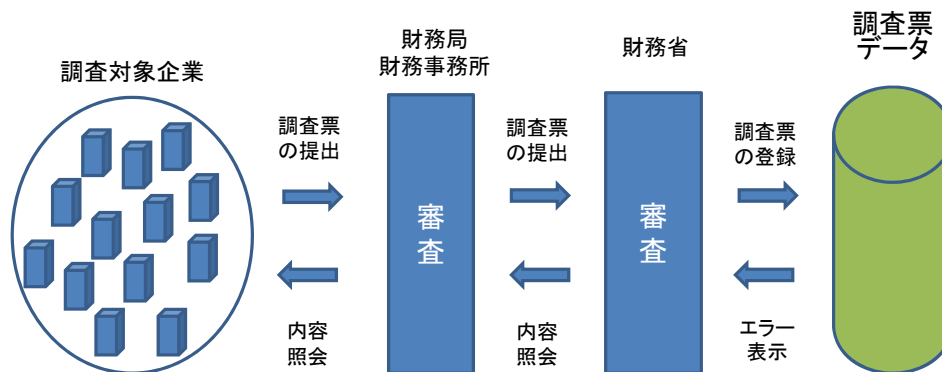
資本金階層	金融業、保険業以外の業種	金融業、保険業
1千万円未満	約4,000社 (年次別のみ)	約3,000社 (年次別のみ)
1千万円以上 2千万円未満	約4,000社(年次別) 約4,000社(四半期別)	約4,000社
2千万円以上 5千万円未満	約4,000社(年次別) 約4,000社(四半期別)	
5千万円以上 1億円未満	約2,000社(年次別) 約2,000社(四半期別)	全数
1億円以上 5億円未満	約10,000社	
5億円以上 10億円未満	全数	全数
10億円以上	全数	全数

### ・その他の階層

未提出法人ごとの補完は行わず、回収した調査票から1社当たりの平均値を求め、これに母集団法人数を乗じて推計値を算出

-12-

## 実査体制と正確性のチェック



このほかに、全国の財務局・財務事務所の担当者を集めた「法人企業統計実務者会議」を年に1度実施

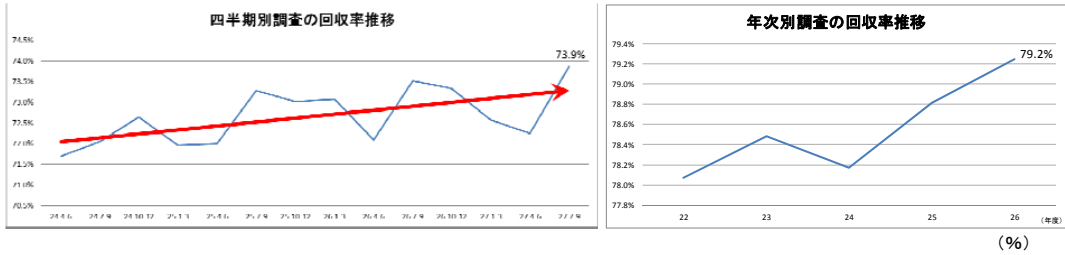
-13-

## 回収率の推移

### ○回収率の向上に向けた取組み

- ・ 財務局等による電話、文書、臨戸督促の実施  
+
- (平成26年度から)
- ・ 電話督促業務の外部委託を全国展開にすることで、督促件数が増加

### ○回収率の推移(金融業、保険業を除く全産業)



資本金区分	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合計
平成24年7-9月期	54.9	65.3	70.2	72.8	88.2	72.0
平成27年7-9月期	58.2	66.9	71.8	75.3	89.2	73.9

(注) 平成24年7-9月期及び平成27年7-9月期における金融業、保険業を除く回収率である。

-14-

## オンライン調査化の影響

### ○規模別オンライン回収率

・ 平成24年7-9月期 (社、%)

資本金区分	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合計
オンライン (回収率)	84 (4.3)	207 (8.0)	255 (12.1)	1,628 (21.2)	1,792 (38.3)	3,966 (20.8)
紙面 (回収率)	1,892 (95.7)	2,395 (92.0)	1,853 (87.9)	6,036 (78.8)	2,884 (61.7)	15,060 (79.2)
合計	1,976	2,602	2,108	7,664	4,676	19,026

・ 平成27年7-9月期 (社、%)

資本金区分	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合計
オンライン (回収率)	176 (7.9)	318 (11.4)	386 (17.3)	2,249 (27.7)	2,224 (48.3)	5,353 (26.8)
紙面 (回収率)	2,042 (92.1)	2,465 (88.6)	1,845 (82.7)	5,883 (72.3)	2,381 (51.7)	14,616 (73.2)
合計	2,218	2,783	2,231	8,132	4,605	19,969

(注1) 平成24年7-9月期及び平成27年7-9月期における金融業、保険業を除く数値である。

(注2) 回収率は、資本金階層ごとの全回収数(合計)に対するオンライン回収数の割合である。

-15-

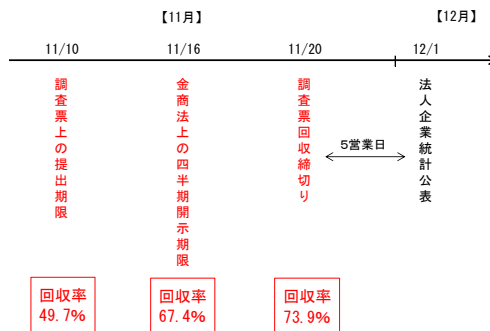
# 公表の早期化

## ・7-9月期調査の公表日の推移

調査期	公表日	回収率
平成6年7-9月期	12月22日	84.4%
平成13年7-9月期	12月13日	79.4%
平成27年7-9月期	12月1日	73.9%

(注) 回収率は、金融業、保険業を除く数値である。

## ・平成27年7-9月期調査のスケジュール



(注) 回収率は、金融業、保険業を除く数値である。

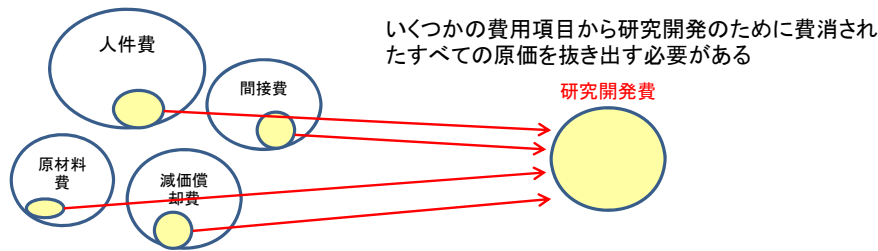
上場企業に義務付けられている、金融商品取引法の四半期開示の期限(45日以内)が11月16日であり、その後11月20日に調査票の回収を締め切っている。この4日間の間には、計数の大きい大企業から多くの調査票が提出される。(27.7-9月期で、大企業約400社)

金融商品取引法の四半期開示の期限後に一定の期間を設ける必要があり、これ以上の早期化は困難である。

-16-

# 設備投資の把握に資する調査項目の検討

## ・「研究開発費」の追加



## ・会計基準に基づくリース資産の計上

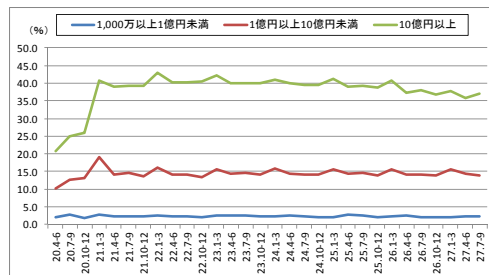
設備投資伸び率比較: 新基準(現行系列)及び旧基準(附帯調査)

	全産業		製造業		非製造業	
	新基準 (現行系列)	旧基準 (附帯調査)	新基準 (現行系列)	旧基準 (附帯調査)	新基準 (現行系列)	旧基準 (附帯調査)
20.4-6	-7.7	3.1	4.7	2.2	-16.2	3.8
20.7-9	-15.0	-5.3	1.7	0.0	-25.7	-8.7
20.10-12	-11.0	-3.1	-0.7	-2.7	-17.7	-3.4
21.1-3	-20.7	-15.1	-15.2	-18.1	-24.0	-13.3
21.4-6	-17.6	-15.1	-27.2	-27.8	-9.5	-6.5
21.7-9	-22.5	-20.4	-36.9	-38.6	-9.7	-7.5
21.10-12	-21.3	-16.5	-34.6	-35.5	-10.8	-4.1
22.1-3	-18.5	-14.9	-31.6	-32.1	-9.7	-5.2
22.4-6	-11.8	-9.6	-17.4	-17.2	-7.9	-5.7

(注) 資本金1億円以上(全産業:金融業、保険業を除く)の数値である。

(出典) 附帯調査(「リース取引に関する会計基準」の適用について)  
(平成24年6月1日公表)

## 「リース取引に関する会計基準」の規模別適用割合の推移



(注1) 各調査期において、固定資産の増加額にリース資産が含まれているか、との問いに「はい」と回答した企業の資本金階層別の構成比を示したものである。

(注2) 金融業、保険業を除く全産業の数値である。

-17-

# 季節調整値の公表項目の拡充

・平成27年7-9月期における季節調整前期比増加率

連絡先  
財務総合政策研究所  
調査統計部調査統計課  
TEL 03-3581-4111  
(内線) 5499  
5325  
直通 03-3581-4187  
財務省ホームページ  
http://www.mof.go.jp/

法人企業統計調査(平成27年7~9月)

平成27年12月1日

財務省

季節調整前期比増加率

(単位:%)

前期比	売上高			経常利益			設備投資(ソフトウェアを除く)		
	全産業	製造業	非製造業	全産業	製造業	非製造業	全産業	製造業	非製造業
1985 4~6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1985 7~9月	1.0	▲0.8	1.9	▲1.1	▲15.9	21.6	7.2	4.5	9.4
1985 10~12月	0.4	▲0.6	0.8	0.7	▲6.3	8.3	2.4	▲0.4	4.6
1986 1~3月	▲2.3	▲3.0	▲2.0	1.2	▲4.9	6.9	▲5.9	▲5.5	▲6.1
1986 4~6月	3.4	▲2.4	6.3	▲5.7	▲10.7	▲1.7	5.0	▲1.4	9.5
1986 7~9月	▲2.6	▲2.9	▲2.5	6.8	0.3	11.6	▲2.4	▲4.6	▲0.9
1986 10~12月	0.9	▲0.9	1.7	2.0	0.2	3.2	▲0.2	▲3.6	1.9
1987 1~3月	0.1	▲1.3	0.8	6.3	6.4	6.3	1.4	▲3.7	4.3
1987 4~6月	6.3	7.4	5.8	14.4	21.4	9.9	2.1	7.1	▲0.6
1987 7~9月	3.3	4.3	2.8	4.9	13.3	▲1.1	2.9	▲1.8	5.6
1987 10~12月	2.8	2.3	3.0	8.7	8.6	8.8	3.7	4.3	3.3
1988 1~3月	1.4	2.1	1.1	4.2	7.6	1.5	3.3	9.0	0.3
1988 4~6月	1.1	1.4	1.0	8.4	5.8	10.7	7.0	3.4	9.1

-18-

# 四半期別調査の調査票

○第七号様式(金融業、保険業を除く業種)

-19-

## 毎月勤労統計に係る確認すべきポイント（論点）

主査：北村 行伸

- 1 母集団情報・標本抽出方法及びギャップの状況等について
  - (1) 母集団情報及び標本抽出方法について（他の賃金・雇用に関する統計との比較を含む）
    - ア 母集団情報は何を利用しているのか。新設及び廃止の事業所は把握しているのか。
    - イ 標本抽出はどのように行っているのか。特に、標本の入れ替えはどのように行っているのか。
  - (2) 標本入れ替え時のギャップの状況・要因について
    - ア 標本入れ替え前に脱落している標本の特性はどのようなものか。
    - イ 過去の標本の入れ替え時のギャップはどのような状況か。どのような要因によるものか。
- 2 ギャップの縮減・補正に向けた方法等について
  - (1) 標本の入れ替え方法等について
    - ア 標本の入れ替え方法についてどのような方法を検討しているのか（ローテーション・サンプリングに変更できないか。その際、母集団情報についてどう考えるか。）。(他の月次統計との比較を含む)
    - イ ギャップの補正や継続サンプルによる対前年同月比の算出を念頭に、新旧サンプルの重複する期間を長期化できないか。
  - (2) 賃金・労働時間指数のギャップの補正方法等について
    - ア ギャップの補正についてどのような方法を検討しているのか。
    - イ 労働者数の基準数値の更新時の補正方法についてどのような方法を検討しているのか。
- 3 速報値と確報値で改定される要因や傾向について

(別添)

毎月勤労統計調査に係る各委員からの御意見等

主 査 論 点	中 項 目	各委員提出意見	各委員提出意見理由
1 母集団情報・標本抽出方法及びギャップの状況等について			
(1) 母集団情報及び標本抽出方法について(他の賃金・雇用に關する統計との比較を含む)			
ア 母集団情報は何を利用してしているのか。新設及び廃止の事業所は把握しているのか。			
イ 標本抽出はどのように行っているのか。特に、標本の入れ替えはどのように行っているのか。		<p>標本設計及び標本誤差の具体的な情報はウェブ等のどの部分で公表されているのか。また、ギャップ修正に関する情報は、ウェブ上のどこを見れば出ているのか。</p>	<p>このような調査の仕組みや結果の見方に関する基本的情報は、現下の課題への対処のために必要だけでなく、ユーザーが統計の精度・特長を理解する上でも必要な情報である。この情報はすでに公表されているのかもしれないが、残念ながら、ある程度の時間をかけて探しても見つけることができなかつた。例えば、標本設計に関しては、具体的な層別の基準、層ごとの抽出率、標本の大きさ、標準誤差(率)などの基本的な情報は必須である。また、ギャップ修正についても、いつからいつまでの期間を対象としてどのような計算を行ったのか、それによって数値がおおよそどのように変更されたのか、などを誰でも容易に見つけることのできる場所に掲載してほしい。</p>
(2) 標本入れ替え時のギャップの状況・要因について			
ア 標本入れ替え前に脱落している標本の特性はどのようなものか。		<p>サンプルから脱落する事業所についての検討が行われているが、脱落の原因について分析が行われていれば、それについて説明してほしい。</p>	<p>サンプルが脱落した場合の推計上の対処の仕方は、①事業所が消滅した場合と、②事業所は存続しながら回答が得られなくなった場合とで異なると考えられる。①と②を区別して対策を講じるべきと思われるが、現在の資料ではその区別を明確に読み取りにくい。この点の取り扱いは、新旧標本の切り替え時のギャップの問題だけでなく、同じ標本を継続している時期における推計の精度にも影響するので、もしこの点があまり検討されていないならば、検討してほしい。</p>
イ 過去の標本の入れ替え時のギャップはどのような状況か。どのような要因によるものか。		<p>標本設計及び標本誤差の具体的な情報はウェブ等のどの部分で公表されているのか。また、ギャップ修正に関する情報は、ウェブ上のどこを見れば出ているのか。(再掲)</p>	<p>このような調査の仕組みや結果の見方に関する基本的情報は、現下の課題への対処のために必要だけでなく、ユーザーが統計の精度・特長を理解する上でも必要な情報である。この情報はすでに公表されているのかもしれないが、残念ながら、ある程度の時間をかけて探しても見つけることができなかつた。例えば、標本設計に関しては、具体的な層別の基準、層ごとの抽出率、標本の大きさ、標準誤差(率)などの基本的な情報は必須である。また、ギャップ修正についても、いつからいつまでの期間を対象としてどのような計算を行ったのか、それによって数値がおおよそどのように変更されたのか、などを誰でも容易に見つけることのできる場所に掲載してほしい。(再掲)</p>

主 査 論 点	中 項 目	各 委 員 提 出 意 見	各 委 員 提 出 意 見 理 由
		<p>2015年1月の賞金指数のギャップ修正の要因について、新旧サンプルの個票を用い、以下の①、②に分解できるので、その寄与度を算出してほしい。</p> <p>① サバイバル・バイアスの解消 ② 母集団名簿の更新に伴うサンプル変化</p>	<p>新旧賞金の乖離(ギャップ)は、前述の通り、標本誤差によるもののほか、左記①、②の2つの要因によって生じていると考えられる。この2つの要因に対する対応策は異なるので、実際に何がギャップ修正に寄与しているか、把握することが重要。</p>
<p>2 ギャップの縮減・補正に向けた方法等について</p>		<p>第一種事業所の総入れ替えおよび継続事業所との比較において、旧事業所(継続事業所)と新事業所の男女構成の変化、パートと一般常用雇用の構成の変化(旧事業所と新事業所の差)がどの程度あるかについて教えていただきたい。</p>	<p>脱落サンプルの追加は行われているのか。行われていないとすると継続サンプルと、総入れ替えサンプルとの間で、男女構成や、パートと一般雇用者構成の変化があるか。</p>
<p>(1) 標本の入れ替え方法等について</p>	<p>ア 標本の入れ替え方法についてどのような方法を検討しているのか(ローテーション・サンプリングに変更できないか。その際、母集団情報についてどう考えるか。)(他の月次統計との比較を含む)</p>	<p>第一種事業所(常用労働者数30人以上)の標本が3年ごとの入れ替えとなっている。ローテーションサンプリングなどを検討する必要はないか。</p>	<p>第二種事業所(常用労働者数5-29人)については、ローテーションサンプリングが採用されており、標本の入れ替えに伴う変動が小さくなるように工夫されている。入れ替えの周期も短い(一事業所が18か月調査されて入れ替えられる)。第二種事業所についても標本の入れ替えに伴う変動が指摘されていたが、主たる原因は季節的な変動によるものであり、標本の入れ替えによる影響(とくに、継続して調査されている事業所と新規の事業所との平均的な差)は比較的小さいことが確認された(H25年度統計法施行状況報告41ページ)。</p> <p>規模からすれば、第一種事業所の影響の方が大きい。加工統計への活用などの際に、標本の入れ替えに伴う変動を小さくするのが望ましいのであれば、ローテーションサンプリングも検討する必要があると思える。</p> <p>これまでに第一種事業所の標本の入れ替えについて、検討した結果があれば紹介してほしい。</p>
		<p>ローテーション・サンプリング(サンプルを複数グループに分割し、時期をずらして、入れ替えを行う方式。例えば、1年ごとに3分の1のサンプルを入れ替え)の採用が可能か。</p>	<p>ギャップ修正について、上記①(サバイバル・バイアスの解消)による寄与が大きい場合、このサバイバル・バイアスを抑制するには、サンプルの入れ替えをこまめに実施することが望ましいため。</p>

主 査 論 点	中 項 目	各 委 員 提 出 意 見	各 委 員 提 出 意 見 理 由
	イ ギャップの補正や継続サンプルによる対前年同月比の算出を念頭に、新旧サンプルの重複する期間を長期化できないか。	毎月勤労統計では、毎月、雇用保険データを用いて、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を母集団労働者数に反映させるよう補正を行っていることであるが、このような新設の事業所を定期的に標本に反映させることはできないか。 母集団名簿の更新ラグの短縮は可能か。具体的には、総務省「事業所母集団データベース」の年次フレームワークの活用を検討しているか。	調査において新設事業所を適時に把握することは、統計精度の改善につながるが、同時にギャップの縮小に役立つと考えられる。このような対策を取る可能性について検討してはどうか。 ギャップ修正幅について、上記②(母集団名簿の更新に伴うサンプル変化)による寄与が大きい場合、すなわち新しい母集団名簿に収録された新規開設企業(事業所)が新サンプルに取り込まれた影響が大きい場合(平均賃金が新規企業と既存企業で大きく異なる場合)、早めにこうした新規企業を含んだサンプルに変更することが望ましいため。
	イ ギャップの補正や継続サンプルによる対前年同月比の算出を念頭に、新旧サンプルの重複する期間を長期化できないか。	標本切り替えの時期にあっても増減率を的確に把握するために、標本切り替えの際に新旧のサンプルをオーバーラップさせる期間を設けることは考えられないか。 賃金指数におけるギャップ修正方法について、新旧両方のサンプルのデータを入力する期間を、現行の1カ月から、できれば1年間とするのが可能か。1年間の新旧サンプルの並行調査による実査上の負担を考慮すると、新サンプルの調査開始前に、過去1年間の賃金データ(新サンプルの溯及データ)を、一括して調査することが効率的と考えられる(重複調査が1カ月で済むことから、都道府県統計主管部署の負担増加は限定的)。	オーバーラップ期間を設けて増減率を推計することの実行可能性についてきちんと検討してほしい。もしオーバーラップすることが増減率の推計改善に有効であるとするれば、そのために、どの程度のコストや人手の増加が必要となるのか試算してほしい。また、仮に大規模にオーバーラップさせることが難しい場合であっても、例えば従業員対象の事業所分など、実態として新旧サンプルで重複している事業所を対象として増減率を推計した値を参考系列として用いることも考えられないか。 ギャップ修正の算出において、1年間の新旧サンプルのデータを利用すると、現行の1月だけのデータよりも、標本誤差を大きく減少させることができる。また、前年比においても、現行、ギャップ修正後1年間は新サンプルと(ギャップ修正後の)旧サンプルの比較となっているが、新サンプルの1年間の溯及データがあれば、同じサンプル同士で比較することができる。
(2) 賃金・労働時間指数のギャップの補正方法等について	ア ギャップの補正についてどのような方法を検討しているのか。 イ 労働者数の基準数値の更新時の補正方法についてどのような方法を検討しているのか。		
3 速報値と確報値で改定される要因や傾向について			



主 査 論 点	中 項 目	各 委 員 提 出 意 見	各 委 員 提 出 意 見 理 由
(その他の意見等)			
(○ 調査項目等の充実について)		<p>毎月勤労統計では内訳が把握されていない契約社員、嘱託、他の形のフルタイム非正規雇用者など多様な雇用者の内訳や、派遣社員などの雇用、給与、労働時間の動向の把握についてどう考えるか。</p>	<p>現在は男性、女性の人数と賃金支払い額、うちパートタイムという調査項目で調査が行われているが、一般雇用者やパートタイムの男女別内訳は調査されていない。またフルタイムの非正規社員も拡大しているが、正社員と非正社員の内訳や内訳と給与との関係は調べられない。雇用形態の多様化に着目した調査項目追加による調査負担の増加というデメリットと統計情報の拡充のメリットをどう考えるか。</p>
(○ 情報提供の充実等について)		<p>標本設計及び標本誤差の具体的な情報はウェブ等との部分で公表されているのか。また、ギャップ修正に関する情報は、ウェブ上のどこを見れば出ているのか。(再掲)</p>	<p>このような調査の仕組みや結果の見方に関する基本的情報は、現下の課題への対応のために必要だけでなく、ユーザーが統計の精度・特長を理解する上でも必要な情報である。この情報はすでに公表されているのかもしれないが、残念ながら、ある程度時間をかけて探しても見つけることができなかつた。例えば、標本設計に関しては、具体的な層別の基準、層ごとの抽出率、標本の大きさ、標準誤差(率)などの基本的な情報は必須である。また、ギャップ修正についても、いつからいつまでの期間を対象としてどのような計算を行ったのか、それによって数値がおおよそどのようなように変更されたのか、などを誰でも容易に見つけることのできる場所に掲載してほしい。(再掲)</p>
		<p>男女別統計の結果公表について</p>	<p>男女別の支払い給与総額を男女別の雇用人数でわった毎月勤労統計の賃金や労働時間の系列は、労働者属性をより明確にして比較する賃金センサス等とは異なる男女賃金格差賃金の傾向を示している(賃金センサスでは男女格差縮小が示されるが、毎月勤労統計でみれば縮小はほとんどない)。毎月勤労統計の系列も重要な調査結果であるが、毎月の調査結果の公表はされてはいるものの、概況にとりあげられたりグラフ化されて示されていないため一般には見えにくいものとなっている。男女別の集計結果を、年報や概況の中でとりあげグラフ化して示していただきたい。</p>
		<p>雇用形態の多様化の影響について</p>	<p>正社員が雇用者の多数をしめだした時代においては、毎月勤労統計の残業や現金給与総額の変動は景気需要の変動をより直接にとらえられたと考えられるが、今日においては景気を反映した部分に加えて、就業形態の変化や雇用者構成の変化(同じ年齢層内での非正規雇用の拡大、さらには高齢化や女性の就業化による非正規雇用の拡大や一人あたりの労働時間の縮小)の影響が大きく関わっている。このため、一人あたりの賃金や労働時間指数の変動要因に、需要要因の他に労働者の構成変化や雇用形態の構成変化の影響が含まれてしまっている。このため一人当たり換算した指数の意味がわかりにくくなっている。支払い賃金総額など景気変動の影響をより直接的に示す公表の方法の工夫はありえないか。</p>

# 毎月勤労統計について

## 厚生労働省大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課

### 1 母集団情報・標本抽出方法及びギャップの状況等について

#### 1-1 母集団情報及び標本抽出方法について

##### ○ 毎月勤労統計調査の母集団情報及び標本抽出方法について

	調査対象	抽出方法	抽出のための母集団情報	母集団事業所数	対象事業所数(調査区数)
全国調査	第一種事業所 (規模30人以上)	層化一段無作為抽出 (産業・規模別に均一の抽出率)	経済センサスによる事業所全数名簿	約30万事業所	約16,700事業所
	第二種事業所 (規模5～29人)	層化二段無作為抽出	第一段:毎勤調査区(約7万調査区) (注2) 第二段:調査区内事業所名簿	約160万事業所	約16,500事業所 (約1,900調査区)
地方調査	第一種事業所 (規模30人以上)	全国調査の標本に、都道府県毎の精度を維持するため、標本を追加	経済センサスによる事業所全数名簿	約30万事業所	全国調査 +約5,000事業所
	第二種事業所 (規模5～29人)	全国調査の標本に、都道府県毎の精度を維持するため、標本を追加	第一段:毎勤調査区(約7万調査区) (注2) 第二段:調査区内事業所名簿	約160万事業所	全国調査 +約5,500事業所 (+約700調査区)
特別調査	規模1～4人	層化集落無作為抽出 (調査区内の全ての規模1～4人の事業所)	毎勤特別基本調査区 (約10万2千調査区)(注2)	約230万事業所	約25,000事業所 (約2,500調査区)

(注1) 全国調査の結果は、都道府県別の地方調査結果の平均ではない。

(注2) 毎勤調査区、毎勤特別基本調査区は、経済センサスの調査区に基づき設定。

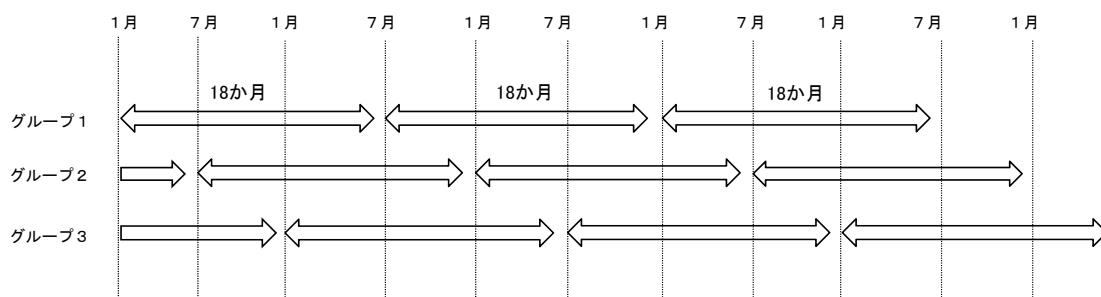
## ○ 標本の入れ替えについて

### 第一種事業所（規模30人以上）

- 経済センサスによる事業所全数名簿から抽出した事業所に入れ替え：抽出替え
- 経済センサスは周期が2年又は3年の調査で、入れ替えの周期も2年又は3年。
- 入れ替え月は新旧両標本を調査。
- ※ 廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行っている。

### 第二種事業所（規模5～29人）

- 調査期間は18か月間
  - 調査区を3グループに分けて、調査期間を6か月ずつずらすことにより、毎年、1月と7月に、標本の1/3が入れ替わる。
- 入れ替え時の不連続性の影響を小さくするとともに、入れ替えに伴う実務作業を平準化。



2

## 1-2 標本入れ替え時のギャップの状況・要因について

### ○ 入れ替え前に脱落している事業所の特性について

#### 検証方法

第一種事業所を休止・脱落事業所、継続事業所、再開・新規事業所にグループ分けし、各グループの一人当たりきまって支給する給与を算出。

- ※ 休止・脱落事業所 … 当月は集計対象だが次月非集計となる事業所
- 再開・新規事業所 … 当月は非集計対象であったが次月に集計対象となる事業所
- 継続事業所 … 当月かつ次月も集計対象となる事業所

#### 試算した結果

- 休止・脱落事業所の賃金水準は継続事業所の賃金水準よりやや低い傾向があるが、月々の変動も大きい。
- 休止・脱落事業所の賃金への影響は、再開・新規事業所の影響と相殺している可能性がある。

3

## ○ ギャップの状況等について

きまって支給する給与のギャップ率(調査産業計)の推移

常用労働者30人以上		常用労働者5人以上	
抽出替え時期	ギャップ率	抽出替え時期	ギャップ率
昭和48年4月	1.0012881	昭和48年4月	-
昭和51年4月	1.0077329	昭和51年4月	-
昭和54年4月	0.9793002	昭和54年4月	-
昭和57年4月	0.9811589	昭和57年4月	-
昭和60年4月	0.9823541	昭和60年4月	-
昭和63年1月	0.9733768	昭和63年1月	-
平成3年1月	1.0001094	平成3年1月	1.0035110
平成5年1月	0.9940667	平成5年1月	0.9990297
平成8年1月	0.9932491	平成8年1月	0.9973457
平成11年1月	0.9645056	平成11年1月	0.9775950
平成14年1月	0.9983734	平成14年1月	1.0016809
平成16年1月	0.9716411	平成16年1月	0.9777055
平成19年1月	0.9855521	平成19年1月	0.9905913
平成21年1月	0.9783543	平成21年1月	0.9873933
平成24年1月	0.9887603	平成24年1月	0.9970385
平成27年1月	0.9824906	平成27年1月	0.9887054

※ ギャップ率は、新標本結果を旧標本結果で除したものの。

4

## きまって支給する給与のギャップ率(産業別)

	平成27年1月抽出替え	平成24年1月抽出替え	平成21年1月抽出替え
<b>調査産業計</b>	0.9887054	0.9970385	0.9873933
鉱業、採石業等	0.9107672	1.0362844	0.9928591
建設業	0.9894130	0.9844947	1.0463508
製造業	0.9764526	1.0105470	1.0081666
電気・ガス業	1.0380186	0.9795352	1.0292302
情報通信業	0.9745912	1.0071327	0.9892528
運輸業、郵便業	1.0038548	0.9919951	1.0141393
卸売業、小売業	0.9717707	1.0220372	0.9824992
金融業、保険業	1.0170059	0.9743175	0.9788813
不動産・物品賃貸業	0.9903292	1.0067515	
学術研究等	0.9958205	0.9941217	
飲食サービス業等	0.9816682	1.0000165	
生活関連サービス等	0.9807145	1.0392598	
教育、学習支援業	0.9825227	1.0278004	0.9962150
医療、福祉	0.9997498	0.9951384	0.9636678
複合サービス事業	0.9929855	0.8506910	1.1190283
その他のサービス業	1.0254461	0.9461719	

※常用労働者5人以上

5

## 2 ギャップの縮減・補正に向けた方法等について

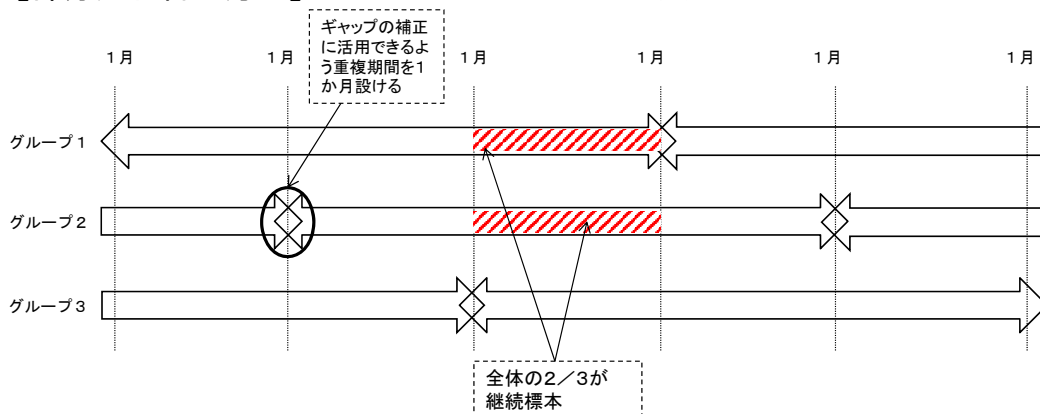
### 2-1 標本の入れ替え方法等について

現在、総入れ替え方式で入れ替えている第一種事業所について、部分入れ替え方式(ローテーション方式)の適用を予定(※)。

その際、抽出のための母集団情報として、事業所母集団データベースを使用することを検討。

(※)部分入れ替え方式導入時の経過措置等について、都道府県との調整が必要。

【部分入れ替え方式】 (例: 3年1か月(37か月)固定、1年ごとに3分の1を入れ替え)



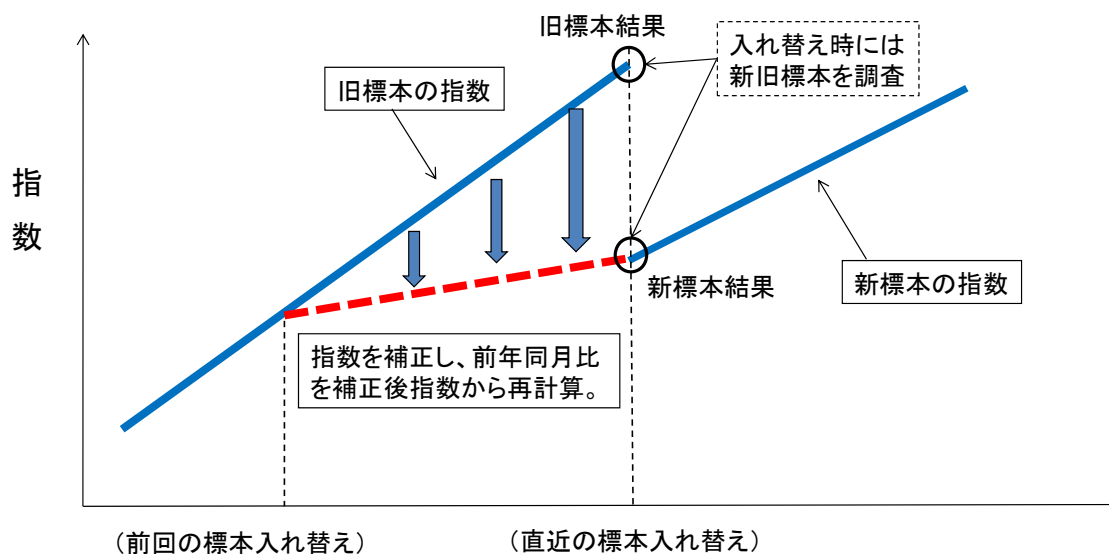
※ 事業所の負担や実査可能性(予算面や体制面)を総合的に勘案すると、上記の調査期間・入れ替え頻度が現実的と考えられる。  
※ 部分入れ替え方式の場合、標本の3分の2は入れ替わらないため、総入れ替え方式と比べてギャップは小さくなるのが期待される。

6

### 2-2 ギャップを踏まえた賃金・労働時間指数の補正方法等について

#### 【従来の補正方法】

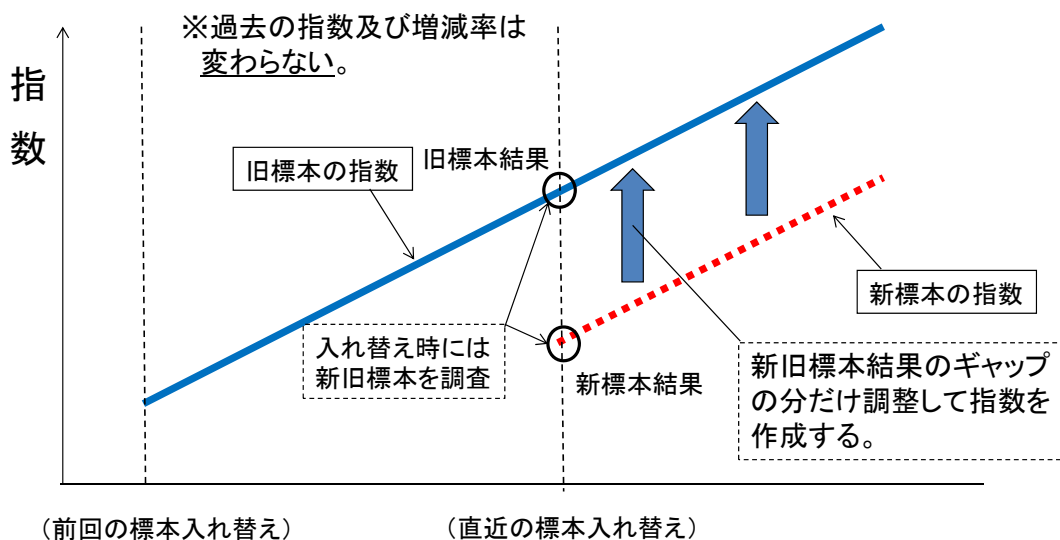
前回の標本入れ替え時点から旧標本の指数を段階的に補正することにより、新標本の指数に接続させる。



7

## 【今後の補正方法】

ギャップの分だけ調整して新標本の指数を作成することにより、旧標本の指数に接続させる。



※ 部分入れ替え方式であれば、労働者数の基準数値の更新を伴う標本入れ替えの際も、この補正方法が適当と考えられる。

8

## 「毎月勤労統計の改善に関する検討会(※)」でのギャップ修正に係る主な意見

- ・ 利用者にとって分かりやすく、納得性の高い補正方法であることが重要である。
- ・ 利用者の立場からすると、過去の増減率が変わるの望ましくない。
- ・ 旧標本結果を「調査時点での情報」と考えると、あえて増減率を補正する必要はない。
- ・ 増減率は、その時点における政策判断や評価をする際に用いられた正しい情報と考えられる。

(※) 平成27年1月に、規模30人以上の調査対象事業所の入れ替えを行い、指数や増減率について過去に遡って段階的に補正を行ったところ、増加から減少に転じた月が発生したことについて、各方面から分かりにくいといった意見等が寄せられた。そこで、「毎月勤労統計の改善に関する検討会」を設置し、検討を行った。



利用者にとっての分かりやすさ、納得性などを総合的に勘案すると、ギャップの分だけ調整して新標本の指数を作成することにより、旧標本の指数に接続させる方法が適当と考えられる。

※ なお、標本入れ替え時には、新標本結果に加えて旧標本結果もホームページ上で公表するなどして、利用者の利便性の向上を図ることとする。

9

### 3 速報値と確報値で改訂される要因や傾向について

調査票締切日に先立ち、ある時点でそのときまでに提出された調査票で集計した値を速報値として公表している。その後、追加された調査票を加えて集計した値を確報値として公表している。

#### 傾向について

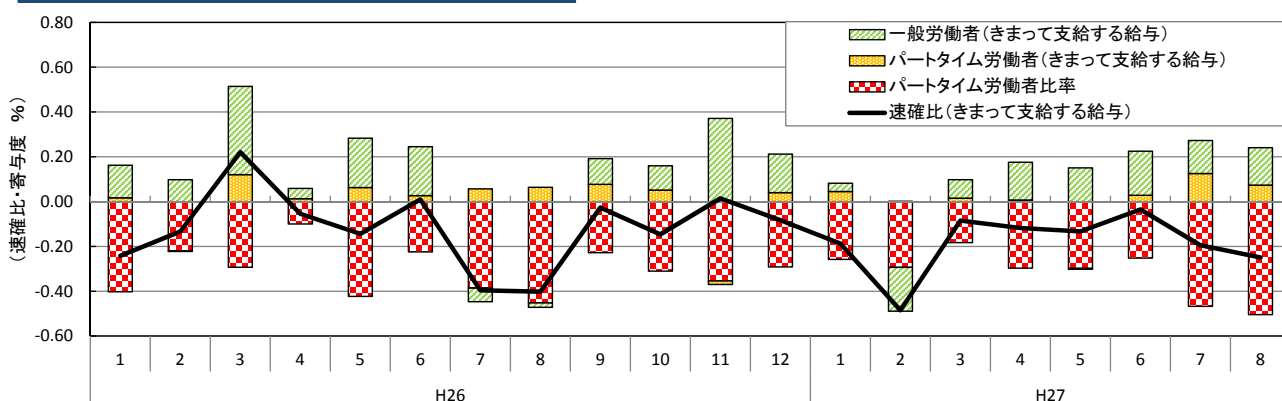
- 確報は速報に比べて、賃金水準の低いパートタイム労働者の割合が高まり、きまって支給する給与及び所定内給与が下方改訂される傾向がみられる。

#### 要因について

- 速報から確報にかけて、パートタイム労働者比率の高い事業所の調査票が提出され、確報時に集計に加わるためと考えられる。

#### 速報値から確報値への変化分の要因分解

※ 速確比 = (確報値 ÷ 速報値 - 1) × 100



※ 速報から確報にかけて下方改訂される傾向について、ホームページに掲載予定。

様式第1号 (第9条関係)

統計法に基づく基本統計調査  
毎月勤労統計調査全国調査票  
(第一種事業所用)

厚生労働省  
政府統計

平成 年 月 日  
事業所一連番号 抽出順序号

0900

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)  
..... B .....

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。  
..... B .....

4 企業の本常労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(単企業(同一会社)に限る事業所のすべてに雇用される常労働者数を指します。)

(1) 1,000人以上 (2) 300~999人 (3) 30~99人  
(4) 100~299人 (5) 5~29人

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)  
..... 月 日から ..... 月 日まで .....

常用労働者についてはお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定められていた者  
及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月に少なくとも18日以上雇われた者を含みます。事業主又は法人の代表者、無給の家務労働者は除きます。  
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない者です。  
※印欄は記入しないでください。

7 就業時間数 (休憩時間は含まれてください。)

(1) 所定労働時間 (2) 所定外労働時間 (3) 特別に支給された給与の総額は、給与の支払われた月の各月、3ヵ月を超えて算出される標準時数を乗じて算出してください。 (4) 左の特別に支給された給与の各月及び各月別金額を記入してください。

常用労働者の性別	1 男	2 女	計	労働時間	時間	時間	時間	① 百万	② 千円	③ 百万	④ 千円

8 現金給与額 (総込み額です。)

(1) うち、超勤労働の賃金、臨時労働者の賃金、非常勤労働者の賃金、パートタイム労働者の賃金、賞与、退職手当、退職金、退職給付等です。(2) 特別に支給された給与の総額は、給与の支払われた月の各月、3ヵ月を超えて算出される標準時数を乗じて算出してください。(3) 特別に支給された給与の総額は、給与の支払われた月の各月、3ヵ月を超えて算出される標準時数を乗じて算出してください。(4) 左の特別に支給された給与の各月及び各月別金額を記入してください。

常用労働者の性別	1 男	2 女	計	現金給与額	① 百万	② 千円

9 変動状況 (調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその理由を記入してください。)

1 定員を実施した。	4 休日に変更、営業等の事業活動をを行った。
2 ベースアップを実施した。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 就業時間、一時休業を実施した。	6 夏休みなど、週以外の休日を確保した。

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。  
この調査票は、統計法に基づく基本統計を作成するために調査票を作成するための調査票です。  
この調査の対象となった事業者の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

10 備考 [ 本月の報告内容と前月分の間に著しい違いがある場合は、その理由を記入してください。 ]

記入担当者名 氏名 年 月 日



### 第Ⅲ部 毎月勤労統計調査の概要

#### 1 毎月勤労統計調査の意義

現在、我が国の雇用労働者は約5,553万人と、全就業者の88.0%を占めるに至っており、我が国経済・社会の中においてひととき重要な役割を担っているといえる。このため、雇用のすう勢及び労働条件の動向を把握することは我が国の労働・経済政策を適切に運営していく上で必要不可欠となっている。

毎月勤労統計調査は、これら雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としており、我が国の労働及び経済に関する基本的な統計の一つとして実施されているものである。

調査の結果の利用は多岐にわたっている。まず、景気動向の変化を把握するために欠かせない指標とされているほか、労働経済の分析や国民所得推計のための基礎資料として用いられている。また、厚生労働行政において雇用保険法に基づく基本手当日額や労働基準法に基づく労働者の休業補償の額等の改訂のための法定資料として用いられたりするなど、国民の日常生活とも深い関係をもっている。

他方、民間企業においても、労働条件に関する問題解決のための合理的、客観的な資料として労使双方に広く利用されるとともに経営計画策定に当たっての基礎資料とされている。

さらに、我が国の労働事情を反映する資料として、ILO、OECD等を通じ広く海外にも紹介され、我が国雇用労働者の国際的地位を明らかにする役割を果たしており、毎月勤労統計調査は、近年、ますますその重要性を増しつつある。

#### 2 調査の沿革と現行調査の体系

##### (1) 調査の沿革

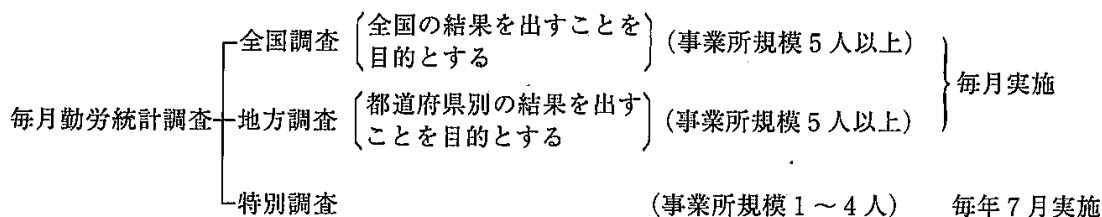
毎月勤労統計調査の歴史は古く、大正12年7月に開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」にその端を発している。その後の変遷を経て、昭和19年7月に勤労統計調査令（昭和19年4月勅令第265号）に基づき、現在の名称である毎月勤労統計調査が内閣統計局によって開始され、戦後労働省（現厚生労働省）に移管されて幾つかの改正が行われ現在に至っている。この間、建設業を27年から、サービス業を46年1月（ただし、地方調査については47年4月）から調査産業に含め、また47年7月から沖縄県を調査地域に含めるなど、調査範囲の拡大を行っている。

調査体系においても、昭和26年に地方調査が、昭和32年に全国調査乙調査（常用労働者5～29人）と特別調査（同1～4人）がそれぞれ開始され、昭和55年には特別調査を拡充した。その後平成2年1月に大幅な改正を行い、現在に至っている。

##### (2) 調査の体系

調査の体系は、毎月勤労統計調査規則（昭和32年労働省令第15号）によって定めている。

現在の体系は次のとおり、全国調査、地方調査及び特別調査の3つに分かれる。



### (3) 各調査の特徴

全国調査は、常用労働者を5人以上雇用する事業所の常用労働者についての賃金、労働時間及び雇用の全国的な変動を毎月明らかにすることを目的としている。

標本の抽出方法及び調査の実施方法は、事業所の改廃の頻度と事業所の調査負担を勘案し、30人以上規模の事業所と5～29人規模の事業所とで別々なものとしている。30人以上規模の事業所（本調査では「第一種事業所」と呼ぶ）は、比較的安定性があり、かつ事務的にも整備されている事業所を対象としているため、調査事業所を抽出して、事業所の申告による通信調査を実施している。これに対して、5～29人規模の事業所（本調査では「第二種事業所」と呼ぶ）は新設、廃止などの変動が多く、かつ事務の整備も比較的不十分な小規模事業所を対象とすることから、一定数の調査区を地域標本として抽出し、その地域内から調査事業所を抽出して統計調査員が実地調査するという方法をとっている。

地方調査は、都道府県別の変動を明らかにする目的で、常用労働者5人以上を雇用する事業所について、全国調査に準じた標本設計や調査方法によって実施している。調査事業所は、全国の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

特別調査は、毎月行っている全国調査及び地方調査ではカバーされない常用労働者1～4人規模の事業所における賃金、労働時間、雇用等の実態を明らかにするために年一回実施するものである。この調査は労働者個人ごとに調査しているので、年齢階級別、勤続年数階級別、給与額階級別などの構造的な調査結果も得られる。

第1表 毎月勤労統計調査各調査の概要

調査の種類	調査対象	調査事業所(調査区)	抽出方法	調査方法	調査事項	調査時期	備考
全国調査 第一種事業所 一業係 種所る査	(1) 日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く） (2) 規模30人以上	約16,700	事業所抽出 母集団事業所・企業統計調査の事業所リスト	事業所による調査 自計による調査 郵送による調査 オンライン	主要な生産品の名目 又は事業内容  常用労働者数、月間入・離職者数、パートタイム労働者数、きまっ た給与（定期給与、特別に支払われた給与（特別給与）、賞与、所定内給与、出勤日数、所定外労働時間	毎月	(1) 昭和46年1月から調査対象をサービス業（家事サービス業、外国公務を除く。）に拡大。なお、サービス業は付帯調査として昭和44年1月から実施していた。 (2) 昭和47年7月から沖縄県を調査範囲に加えた。 (3) 平成22年1月から日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき表章。

全国調査	種所る査 二業係 第事に調	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査に同じ (2) 規模 5～29人	約 16,500 (約 1,900)	調査区及び事業所抽出法(二段抽出法)調査区は基本調査区	統計調査による計は又ライオン	全国調査第一種事業所に係る調査と 全業所 全業所	毎月	全国調査第一種事業所に係る調査に同じ
地方調査	種所る査 一業係 第事に調	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査に同じ (2) 規模 30人以上	約 21,500	全国調査第一種事業所に係る調査と 全業所	全国調査第一種事業所に係る調査と 全業所	全国調査第一種事業所に係る調査と 全業所	毎月	(1) 結果集計及び公表は都道府県 (2) 昭和 47 年 4 月から調査対象にサービス業(家事公務を除く。)に拡大した。 (3) 昭和 47 年 7 月から沖縄県を調査範囲とした。 (4) 平成 22 年 1 月から日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に基づき表章
	種所る査 二業係 第事に調	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査に同じ (2) 規模 5～29人	約 22,000 (約 2,600)	全国調査第二種事業所に係る調査と 全業所	全国調査第二種事業所に係る調査と 全業所	全国調査第一種事業所に係る調査と 全業所	毎月	(1) 結果集計及び公表は都道府県 (2) 平成 2 年 1 月から開始 (3) 平成 22 年 1 月から日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に基づき表章

### 3 調査の範囲と調査期間

#### (1) 調査の範囲と対象

ア 地域は、日本国全域である。

イ 産業は、日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)である。

ウ 調査の対象は、イの産業に属する事業所であって常用労働者を雇用するもののうち、全国調査及び地方調査は常時 5 人以上、特別調査は 1 人以上 4 人以下を雇用する事業所である。ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法(昭和 22 年法律第 100 号)に規定する「船員」は調査の対象から除外している。

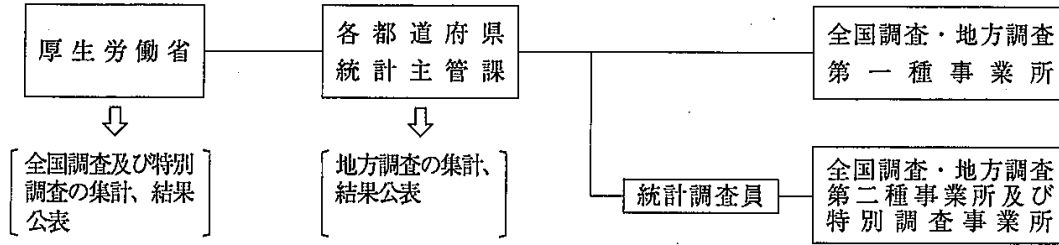
#### (2) 調査期間

全国調査及び地方調査では、調査期間は 1 か月を単位としており、調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在)としている。

また、特別調査は、毎年 7 月末現在(給与締切日の定めがある場合においては、7 月の最終給与締切日現在)を調査期日としている。

#### 4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



#### 5 標本の抽出方法

##### (1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている（第2表）。

第一種事業所（規模30人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っている（抽出替え）。最近では平成24年1月に平成21年実施のセンサスの結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類 <sup>(注)</sup>	0%	2%	2%	2%
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の一括分の抽出区分を含む

第3表 産業、事業所抽出率表（第一種事業所）

	産 業	抽 出 率		
		規模500人以上	規模100人～499人	規模30人～99人
C	鉱業	1/1	1/1	1/2
D	建設	1/1	1/36	1/192
E	製造			
	09,10 食料品・たばこ	1/1	1/12	1/96
	11 繊維・工業	1/1	1/4	1/24
	12 木材・木製品	1/1	1/4	1/18
	13 家具・装備	1/1	1/4	1/12
	14 パルプ・紙	1/1	1/16	1/24
	15 印刷・同関連	1/1	1/16	1/36
	16,17 化学、石油・石炭	1/1	1/24	1/48
	18 プラスチック製	1/1	1/8	1/36
	19 ゴム製	1/1	1/8	1/16
	21 窯業・土石製	1/1	1/12	1/36
	22 鉄鋼製	1/1	1/12	1/36
	23 非鉄金属製造	1/1	1/12	1/18
	24 金属製品製造	1/1	1/24	1/96
	25 はん用機械器具	1/1	1/16	1/144
	26 生産用機械器具	1/1	1/48	1/96
	27 業務用機械器具	1/1	1/8	1/16
	28 電子・デバイス	1/1	1/18	1/12
	29 電気機械器具	1/1	1/16	1/24
	30 情報通信機械器具	1/1	1/8	1/8
	31 輸送用機械器具	1/1	1/18	1/48
	32,20 その他の製造	1/1	1/8	1/16
F	電気ガス業	1/1	1/72	1/24
G	情報通信業	1/1	1/12	1/72
H	運輸業	1/1	1/24	1/144
I	卸売業、小売業			
	50～55 卸売業	1/1	1/24	1/96
	56～61 小売業	1/1	1/18	1/72
J	金融業、保険業	1/1	1/12	1/48
K	不動産・物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
L	学術研究等	1/1	1/18	1/48
M	飲食サービス業			
	75 宿泊業	1/1	1/18	1/36
	76,77 飲食店、持ち帰り・配達飲食	1/1	1/2	1/48
N	生活関連サービス等	1/1	1/4	1/48
O	教育、学習支援業	1/1	1/16	1/256
P	医療、福祉			
	83 医療業	1/1	1/192	1/144
	84,85 保健衛生、社会保険・福祉等	1/1	1/8	1/256
Q	複合サービス事業	1/1	1/8	1/72
R	その他のサービス業			
	91 職業紹介・派遣業	1/1	1/24	1/24
	92 その他の事業サービス	1/1	1/16	1/48
	88～90,93～95 廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/12	1/36

(注) 産業は日本標準産業分類（平成19年11月改訂）

第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が 30%以上	A種産業 <sup>1)</sup> の事業所が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。

2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

## (2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定する。

## 6 調査の結果

### (1) 全国調査の結果推計方法

#### ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r ; 推計比率（産業、規模別）

E ; 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e<sub>0</sub> ; 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e<sub>0</sub> に推計比率 r (= E / e<sub>0</sub>) を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなる。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者に(3)で述べる補正を施したものである。ただし、最新のセンサス結果が判明したときには、それから作成した値（ベンチマーク (benchmark) という) を前月末母集団労働者数とする。このような推計方法は、リンク・リラティブ (link-relative method) といわれるものである。

#### イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、

前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

ここに

$\bar{a}$  ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計

$e_0, e_1$  ; 前月末及び本月末調査労働者数 (いずれも本月分調査票)

#### ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値 (上記イの a) に推計比率 (上記アの r) を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別又就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

ここに

$\bar{A}$  ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計 (産業、規模別)

$e_0, e_1$  ; 前月末及び本月末調査労働者数 (産業、規模別)

r ; 推計比率 (産業、規模別)

$\Sigma$  ; 産業又は規模について合計をとることを示す記号

#### エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計 (上記イにおける  $e_0, e_1$ ) に推計比率 r を乗じたもの ( $e_0 \cdot r, e_1 \cdot r$ ) のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの ( $\sum e_0 \cdot r, \sum e_1 \cdot r$ ) である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

#### オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模 1,000 人以上、500～999 人、100～499 人、30～99 人、5～29 人のことである。

カ 事業所規模 5～29 人の推計方法

なお、事業所規模 5～29 人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区分であっても層別調査区抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じたものに置き換えて合計する方法としている。

(2) 調査結果の増減率

調査結果の前年同月増減率等は、後述「8 全国調査結果から作成される指数及ギャップ修正等」で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって時系列比較が可能であるように調査結果を修正した上で計算することとしている。

(3) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っている。

ア 全国調査の対象範囲である 5 人以上事業所の新設、廃止、5 人未満からの規模上昇及び 5 人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計する。

イ 調査事業所の常用労働者数が変動したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計する。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを（又は減じたものを）、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とする。

(4) 平成 24 年 1 月分の結果推計用の母集団労働者数

第一種事業所の抽出替えを行った平成 24 年 1 月分調査の結果推計においては、産業、規模別の前月末母集団労働者数を次のとおりとした。

$$\text{平成 23 年 12 月分調査による本月末推計労働者数} \times \frac{\text{平成 21 年経済センサス基礎調査による常用雇用者数}}{\text{平成 21 年 7 月分調査の前月末推計労働者数 (新産業分類返還後)}}$$

(注) 平成 21 年センサスは、平成 21 年 7 月 1 日現在で調査を行っている。

なお、平成 24 年 1 月分調査においては、従来の第一種事業所を対象とする調査（旧調査）も併せて行っているが、旧調査結果の推計に用いる前月末母集団労働者数は平成 23 年 12 月分調査の本月末推計労働者数を(3)により補正したものである。

(5) 集計事項

毎月勤労統計調査要綱のとおりである。



#### (6) 夏季及び年末賞与の集計

6月、7月及び8月の3か月間（夏季）及び11月、12月、翌年1月の3か月間（年末）に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等（臨時給与）を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与（賞与の支給を行った事業所の常用労働者1人平均）として集計している。

賞与集計の主要な事項は、①賞与の支給を行った事業所数の全事業所数に対する割合、②賞与支給事業所の労働者（注）の常用労働者数に対する割合、③賞与支給事業所の常用労働者数1人当たり賞与支給額などであり、それぞれ産業、規模別に集計している。

（注）1人平均を出すときの労働者数には、賞与を支給した事業所の労働者であって賞与の支給を受けていない労働者も含む。

なお、第二種事業所に係る調査においては、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるので、賞与集計の対象となるのは、残り3分の2の調査区の事業所である。このため、地方調査では、5人以上（及び5～29人）の賞与集計は行わない。

#### (7) 調査結果の表章産業及び表章規模

##### ア 表章産業

全国調査の結果表章は、産業大分類ほか、中分類及び製造業小分類、情報通信業小分類、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業小分類の中から当該産業の労働者数などを基準にして選定し、116産業を表章しているものであり、第5表のとおりである。

また、地方調査の表章産業は都道府県によって異なるが、産業大分類並びに製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉の中分類の全部又は一部を表章している。

##### イ 表章規模

全国調査の表章規模は、毎月の集計の場合、事業所規模について、1,000人以上、500～999人、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の8区分である。

また、地方調査の表章規模は、原則として、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の6区分であるが、調査対象事業所数が少ないところにおいては、100人以上、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の5区分である。

第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表

産業分類	産業分類	産業分類
大分類	E-1 消費関連製造業	特掲(小分類)
TL 調査産業計	E-2 素材関連製造業	E091 畜産食料品製造業
C 鉱業,採石業,砂利採取業	E-3 機械関連製造業	E092 水産食料品製造業
D 建設業	F33 電気業	E097 パン・菓子製造業
E 製造業	G37 通信業	E151 印刷業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	G39 情報サービス業	E165 医薬品製造業
G 情報通信業	G41 映像・音声・文字情報制作業	E183 工業用プラスチック製品製造業
H 運輸業,郵便業	H42 鉄道業	E244 建設用・建設用金属製品製造業(製缶板金業含む)
I 卸売業,小売業	H43 道路旅客運送業	E266 金属加工機械製造業
J 金融業,保険業	H44 道路貨物運送業	E281 電子デバイス製造業
K 不動産業,物品賃貸業	I-1 卸売業	E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
L 学術研究,専門・技術サービス業	I51 繊維・衣服等卸売業	E292 産業用電気機械器具製造業
M 宿泊業,飲食サービス業	I52 食料品卸売業	E311 自動車・同附属品製造業
N 生活関連サービス業,娯楽業	I54 機械器具卸売業	G391 ソフトウェア業
O 教育,学習支援業	I-2 小売業	I522 食料・飲料卸売業
P 医療,福祉	I56 各種商品小売業	I543 電気機械器具卸売業
Q 複合サービス事業	I57 織物・衣服・身の回り品小売業	I581 各種食料品小売業
R サービス業(他に分類されないもの)	I58 食料品小売業	I591 自動車小売業
中分類等	I59 機械器具小売業	K694 不動産管理業
D06 総合工事業	J62 銀行業	K711 自然科学研究所
D07 職別工事業(設備工事業を除く)	J63 協同組織金融業	L742 土木建築サービス業
D08 設備工事業	J64 貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関	L743 機械設計業
E09,10 食料品製造業,飲料・たばこ・飼料製造業	J65 金融商品取引業,商品先物取引業	N804 スポーツ施設提供業
E11 繊維工業	J67 保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)	N806 遊戯場
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	K68,69 不動産取引業,不動産賃貸業・管理業	P831 病院
E13 家具・装備品製造業	K70 物品賃貸業	P832 一般診療所
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	L71 学術・開発研究機関	P853 児童福祉事業
E15 印刷・同関連業	L72 専門サービス業(他に分類されないもの)	P854 老人福祉・介護事業
E16,17 化学工業,石油製品・石炭製品製造業	L73 広告業	P855 障害者福祉事業
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	L74 技術サービス業(他に分類されないもの)	R881 一般廃棄物処理業
E19 ゴム製品製造業	M75 宿泊業	R912 労働者派遣業
E21 窯業・土石製品製造業	M76 飲食店	R922 建物サービス業
E22 鉄鋼業	M77 持ち帰り・配達飲食サービス業	R923 警備業
E23 非鉄金属製造業	N80 娯楽業	
E24 金属製品製造業	O81 学校教育	E-1 : E09,E10,E11,E13,E15,E20,E32
E25 はん用機械器具製造業	O82 その他の教育,学習支援業	E-2 : E12,E14,E16 ~ E19,E21 ~ E24
E26 生産用機械器具製造業	P83 医療業	E-3 : E25 ~ E31
E27 業務用機械器具製造業	P85 社会保険・社会福祉・介護事業	I-1 : I50 ~ I55
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	Q87 協同組合(他に分類されないもの)	I-2 : I56 ~ I61
E29 電気機械器具製造業	R88 廃棄物処理業	
E30 情報通信機械器具製造業	R89,90 自動車整備業,機械等修理業(別掲を除く)	
E31 輸送用機械器具製造業	R91 職業紹介・労働者派遣業	
E32,20 その他の製造業,なめし革・同製品・毛皮製造業	R92 その他の事業サービス業	

(注) 表章に用いる産業分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)を用いている。

(8) 調査結果の精度

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根を推計値で除したもの（標準誤差率）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、きまって支給する給与の標準誤差を以下のように算出し、第6表にその結果を示した。

① 調査産業計、規模計の標準誤差率

$$C^2 = \sum_i R_i^2 W_i^2 C_i^2$$

$C$  ; 産業計、規模計の標準誤差率

$C_i$  ; 産業、規模別標準誤差率 (②で計算)

$W_i$  ; 産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

$R_i$  ; 産業計、規模計における一人平均きまって支給する給与に対する産業、規模別一人平均きまって支給する給与の割合

② 産業、規模別の標準誤差率

第一種事業所（規模30人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

$C_i$  ; 産業、規模別標準誤差率

$N_i$  ; 産業、規模別母集団事業所数

$n_i$  ; 産業、規模別回答事業所数

$\phi_i$  ; 産業、規模別一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{Cx^2 + Cy^2 - 2\rho CxCy}$$

$Cx$  ; 産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数

$Cy$  ; 産業、規模別和半労働者数の事業所間変動係数

$\rho$  ; 産業、規模別きまって支給する給与総額と和半労働者数との相関係数

第二種事業所（規模5～29人）調査は

$$C_i^2 = \sum_j \left[ \frac{M_{ij} (M_{ij} - m_{ij})}{m_{ij}} \cdot \left( \frac{VXa_{ij}}{TX_i^2} + \frac{VYa_{ij}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVa_{ij}}{TX_i \times TY_i} \right) \right. \\ \left. + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_k \frac{N_{ijk} (N_{ijk} - n_{ijk})}{n_{ijk}} \cdot \left( \frac{VXe_{ijk}}{TX_i^2} + \frac{VYe_{ijk}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVe_{ijk}}{TX_i \times TY_i} \right) \right]$$

$C_i$  ; 産業別標準誤差率

$M_{ij}$  ; 第j層における産業別の母集団調査区数

$m_{ij}$  ; 第j層における産業別の標本調査区数

$TX_i$  ; 産業別の「調査区のみまって支給する給与総額」の合計

$TY_i$  ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

$VXa_{ij}$  ; 第j層における産業別のきまって支給する給与総額の調査区間分散

$VYa_{ij}$  ; 第j層における産業別の和半労働者数の調査区間分散

$COVa_{ij}$  ; 第j層における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散

$N_{ijk}$  ; 第j層第k調査区における産業別の総事業所数

$n_{ijk}$  : 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数  
 $VXe_{ijk}$  : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散  
 $VYe_{ijk}$  : 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散  
 $COVe_{ijk}$  : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率（きまって支給する給与）

（平成25年7月分結果）（単位：％）

産業	規模5人 以上	規模30人 以上	規模100人 ～499人	規模30人 ～99人	規模5人 ～29人
TL 調査産業計	0.17	0.44	0.82	0.71	0.51
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.79	1.74	1.74	3.97	2.82
D 建設業	0.53	2.08	3.57	2.94	1.20
E 製造業	0.25	0.51	1.05	1.22	0.98
E09,10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.16	2.60	3.69	5.51	3.25
E11 繊維工業	1.07	2.39	3.05	4.29	3.99
E12 木材・木製品製造業（家具を除く）	1.41	4.18	7.13	5.28	3.77
E13 家具・装備品製造業	1.35	3.42	4.14	4.60	4.29
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.35	3.03	5.21	3.65	4.51
E15 印刷・同関連業	0.80	2.03	2.66	3.98	2.50
E16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.28	2.57	4.98	4.84	4.00
E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	1.32	2.36	2.79	4.59	6.92
E19 ゴム製品製造業	1.09	2.08	5.00	4.84	5.78
E21 窯業・土石製品製造業	1.09	2.57	4.54	4.82	3.76
E22 鉄鋼業	0.67	1.30	2.51	3.64	3.86
E23 非鉄金属製造業	1.13	2.25	3.68	5.22	5.65
E24 金属製品製造業	0.92	2.41	3.67	4.05	2.81
E25 はん用機械器具製造業	0.85	1.99	4.15	4.32	2.32
E26 生産用機械器具製造業	1.14	2.64	5.45	4.58	3.32
E27 業務用機械器具製造業	1.13	2.33	5.34	4.26	5.36
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.72	1.21	2.66	4.62	6.34
E29 電気機械器具製造業	0.83	1.58	3.36	4.34	4.79
E30 情報通信機械器具製造業	0.82	1.34	4.05	4.55	9.42
E31 輸送用機械器具製造業	0.45	0.75	2.56	3.95	4.39
E32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1.39	3.11	5.01	5.98	5.19
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.85	1.72	3.01	2.75	3.58
G 情報通信業	0.85	1.85	2.58	3.05	2.39
H 運輸業、郵便業	0.75	1.87	2.91	2.59	2.03
I 卸売業、小売業	0.52	1.69	2.97	2.29	1.20
J 金融業、保険業	0.62	1.71	2.69	2.93	1.45
K 不動産業、物品賃貸業	1.04	3.12	4.45	4.57	2.77
L 学術研究、専門・技術サービス業	0.78	2.01	3.84	3.84	2.03
M 宿泊業、飲食サービス業	0.78	2.97	3.58	4.26	1.77
N 生活関連サービス業、娯楽業	0.91	2.54	4.85	3.03	2.60
O 教育、学習支援業	0.73	1.56	2.90	2.21	2.97
P 医療、福祉	0.63	1.46	2.90	1.94	2.02
Q 複合サービス事業	0.66	2.77	4.42	3.87	1.19
R サービス業（他に分類されないもの）	0.59	1.54	2.47	2.57	2.11

（注1）規模500人以上は全数調査。

継続、休止・脱落及び再開・新規事業所のきまって支給する給与の比較  
(第一種事業所、調査産業計の試算)

(継続事業所のきまって支給する給与=100)

年月	継続事業所 (翌月も提出)	休止・脱落事業所 (翌月は未提出)	継続事業所 (前月も提出)	再開・新規事業所 (前月は未提出)	
平成二十四年	1月	100.0 (95.7)	88.7 (4.3)	—	—
	2月	100.0 (96.3)	94.9 (3.7)	100.0 (97.0)	91.3 (3.0)
	3月	100.0 (97.2)	88.3 (2.8)	100.0 (96.4)	91.2 (3.6)
	4月	100.0 (97.3)	89.3 (2.7)	100.0 (96.4)	94.4 (3.6)
	5月	100.0 (97.8)	99.1 (2.2)	100.0 (97.4)	93.4 (2.6)
	6月	100.0 (97.3)	91.0 (2.7)	100.0 (96.9)	93.4 (3.1)
	7月	100.0 (97.5)	93.7 (2.5)	100.0 (97.6)	96.1 (2.4)
	8月	100.0 (97.7)	88.0 (2.3)	100.0 (97.8)	90.6 (2.2)
	9月	100.0 (97.2)	93.4 (2.8)	100.0 (97.9)	99.8 (2.1)
	10月	100.0 (96.3)	93.5 (3.7)	100.0 (97.9)	83.8 (2.1)
	11月	100.0 (97.8)	94.2 (2.2)	100.0 (97.9)	95.4 (2.1)
	12月	100.0 (97.1)	90.7 (2.9)	100.0 (96.4)	91.0 (3.6)
平成二十五年	1月	100.0 (97.3)	96.9 (2.7)	100.0 (96.2)	94.9 (3.8)
	2月	100.0 (96.9)	101.4 (3.1)	100.0 (97.5)	93.3 (2.5)
	3月	100.0 (97.2)	97.9 (2.8)	100.0 (97.4)	93.9 (2.6)
	4月	100.0 (97.5)	91.3 (2.5)	100.0 (97.0)	100.2 (3.0)
	5月	100.0 (97.7)	89.6 (2.3)	100.0 (97.5)	93.7 (2.5)
	6月	100.0 (97.5)	95.5 (2.5)	100.0 (97.2)	92.3 (2.8)
	7月	100.0 (97.5)	87.8 (2.5)	100.0 (97.2)	89.8 (2.8)
	8月	100.0 (97.3)	90.5 (2.7)	100.0 (97.9)	90.4 (2.1)
	9月	100.0 (97.2)	90.1 (2.8)	100.0 (97.6)	94.0 (2.4)
	10月	100.0 (96.3)	91.1 (3.7)	100.0 (97.6)	88.6 (2.4)
	11月	100.0 (97.8)	101.4 (2.2)	100.0 (97.5)	93.9 (2.5)
	12月	100.0 (97.2)	90.0 (2.8)	100.0 (96.2)	91.3 (3.8)
平成二十六年	1月	100.0 (96.5)	96.4 (3.5)	100.0 (96.3)	95.3 (3.7)
	2月	100.0 (95.7)	90.2 (4.3)	100.0 (97.6)	89.8 (2.4)
	3月	100.0 (97.3)	100.3 (2.7)	100.0 (97.7)	98.0 (2.3)
	4月	100.0 (98.0)	91.0 (2.0)	100.0 (96.2)	92.5 (3.8)
	5月	100.0 (97.0)	92.3 (3.0)	100.0 (97.1)	95.4 (2.9)
	6月	100.0 (97.0)	94.2 (3.0)	100.0 (97.9)	94.6 (2.1)
	7月	100.0 (97.0)	98.7 (3.0)	100.0 (97.4)	93.8 (2.6)
	8月	100.0 (96.8)	91.0 (3.2)	100.0 (97.5)	95.2 (2.5)
	9月	100.0 (96.8)	102.3 (3.2)	100.0 (97.6)	95.7 (2.4)
	10月	100.0 (95.3)	92.1 (4.7)	100.0 (97.6)	87.2 (2.4)
	11月	100.0 (97.7)	93.4 (2.3)	100.0 (97.3)	93.6 (2.7)
	12月	—	—	100.0 (95.1)	95.6 (4.9)

資料出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」の提出調査票をもとに特別集計により、作成。

- 1) 表中の括弧内の値は構成比であり、サンプル数によるもの。
- 2) 各月ごとに当月又は次月に提出した第一種事業所を下記の3つにグルーピングし、各グループにおける一人当たりきまって支給する給与を算出し、継続事業所のきまって支給する給与(当月又は次月)を100として指数化している。
- 3) 当月は提出だが次月未提出となる事業所を休止・脱落事業所、当月は未提出であったが次月に提出となる事業所を再開・新規事業所、当月かつ次月も提出した事業所を継続事業所としている。

	継続事業所	休止・脱落事業所	再開・新規事業所
当月	○(提出)	○(提出)	×(未提出)
次月	○(提出)	×(未提出)	○(提出)

(注1) (注2)

毎月勤労統計調査に係る脱落事業所の脱落時賃金水準について

(注3) 連続提出月数	最終提出時の 賃金水準の平均	連続提出月数	最終提出時の 賃金水準の平均	連続提出月数	最終提出時の 賃金水準の平均
1	99.6	13	112.4	25	77.4
2	96.6	14	109.7	26	99.4
3	99.3	15	104.4	27	107.0
4	119.4	16	116.2	28	91.7
5	76.8	17	127.1	29	74.4
6	94.9	18	107.7	30	118.2
7	101.4	19	107.9	31	79.2
8	100.1	20	83.2	32	102.9
9	96.2	21	96.2	33	118.4
10	103.7	22	84.8	34	107.6
11	97.3	23	124.9	35	99.8
12	107.2	24	96.6		

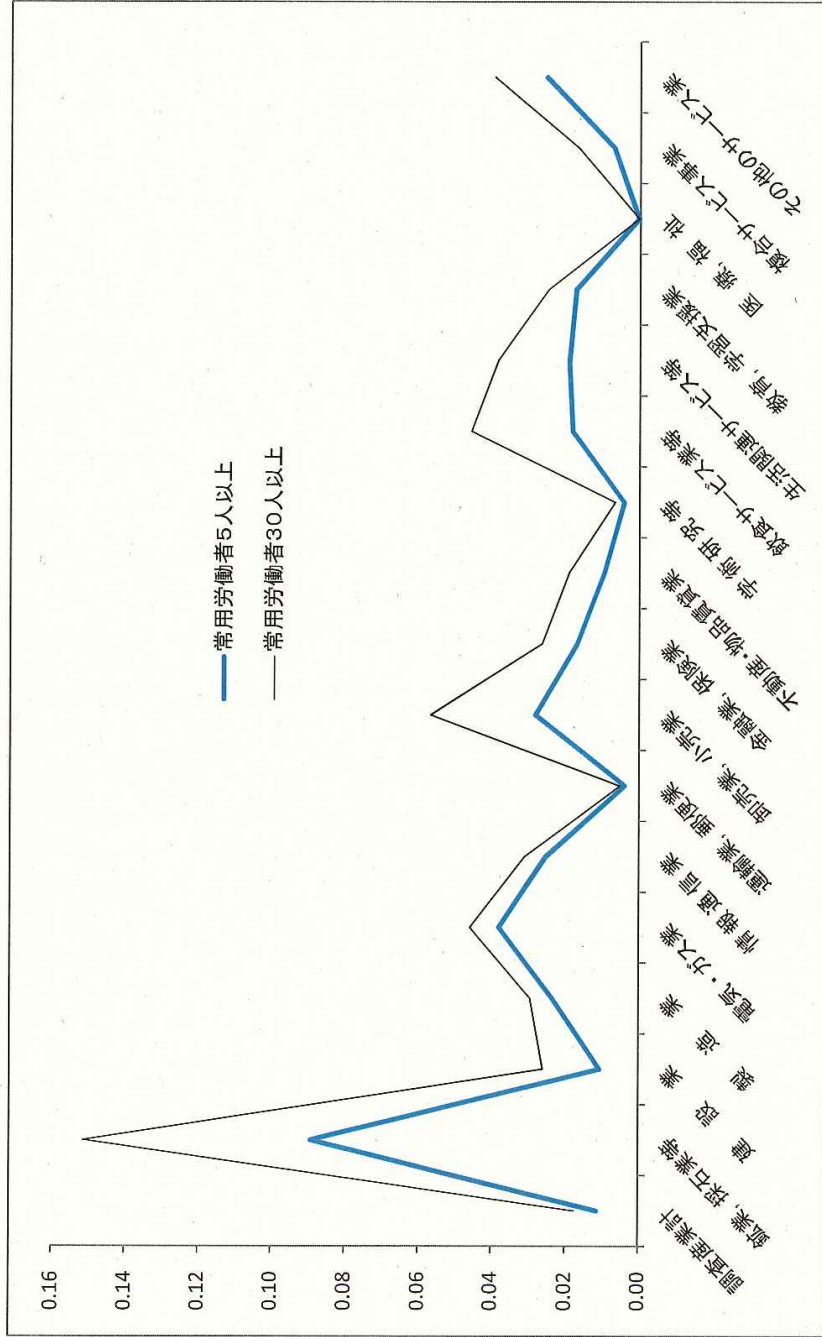
資料出典：「毎月勤労統計の改善に関する検討会」第2回資料2-2

(注1) 脱落事業所とは、調査開始時点から集計対象となる調査票を継続して提出していながらもある時点から集計対象となる調査票を提出しなくなった事業所。

2) 賃金水準とは、調査票から算出した一人当たり定期給与を提出事業所が該当する区分(産業大分類、事業所規模別)全体の一人当たり定期給与(公表値)で除した数値。

3) 調査開始時点(平成24年1月)から集計対象となる調査票を継続して提出した月数。

《共通の標本があれば、ギャップが縮減される例》  
 きまって支給する給与のギャップ率(産業別)について(平成27年1月抽出替え)  
 【1との乖離幅(絶対値)】



※ギャップ率は、新標本結果を旧標本結果で除したものの。  
 常用労働者5人以上の新標本結果は、「常用労働者5～29人」と「常用労働者30人以上の新標本結果」を合わせたもの。  
 常用労働者5人以上の旧標本結果は、「常用労働者5～29人」と「常用労働者30人以上の旧標本結果」を合わせたもの。  
 常用労働者5人以上のギャップ率は、「常用労働者5～29人」の共通標本があるため、常用労働者30人以上のギャップ率に比べて小さくなっている。

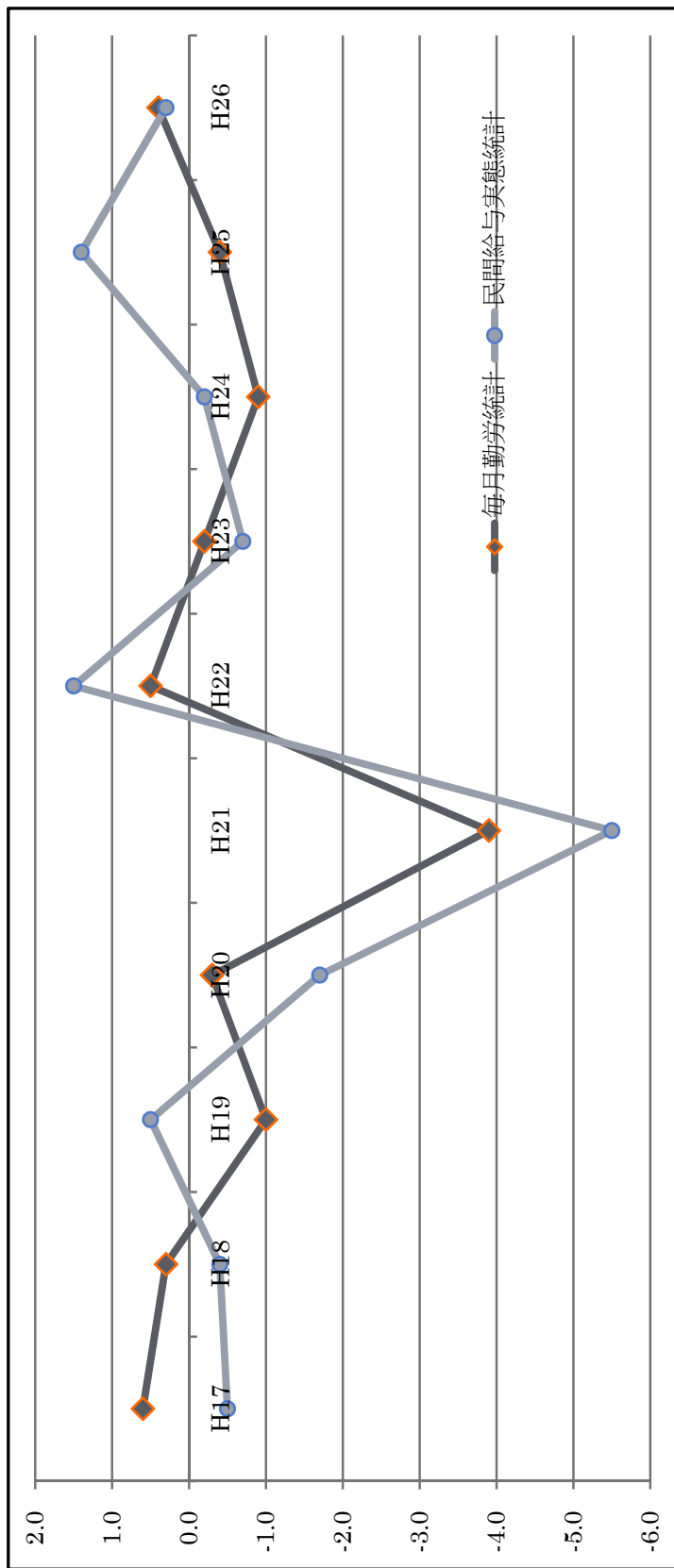
参考資料

- ・民間給与実態統計(国税庁)との比較…………… 1P  
〈年間一人平均給与額の対前年比〉
- ・賃金構造基本統計(厚生労働省)との比較…………… 2P  
〈6月の一人平均所定内給与額(一般労働者)の対前年比〉
- ・労働力統計(総務省)との比較…………… 3P  
〈雇業者数の対前年比〉
- ・賃金雇用関連統計の母集団情報及び抽出方法…………… 4P
- ・月次統計調査における標本の入替え…………… 5P

平成27年12月11日  
内閣府統計委員会担当室  
総務省政策統括官室



# 民間給与実態統計（国税庁）との比較 ＜年間一人平均給与額の対前年比＞



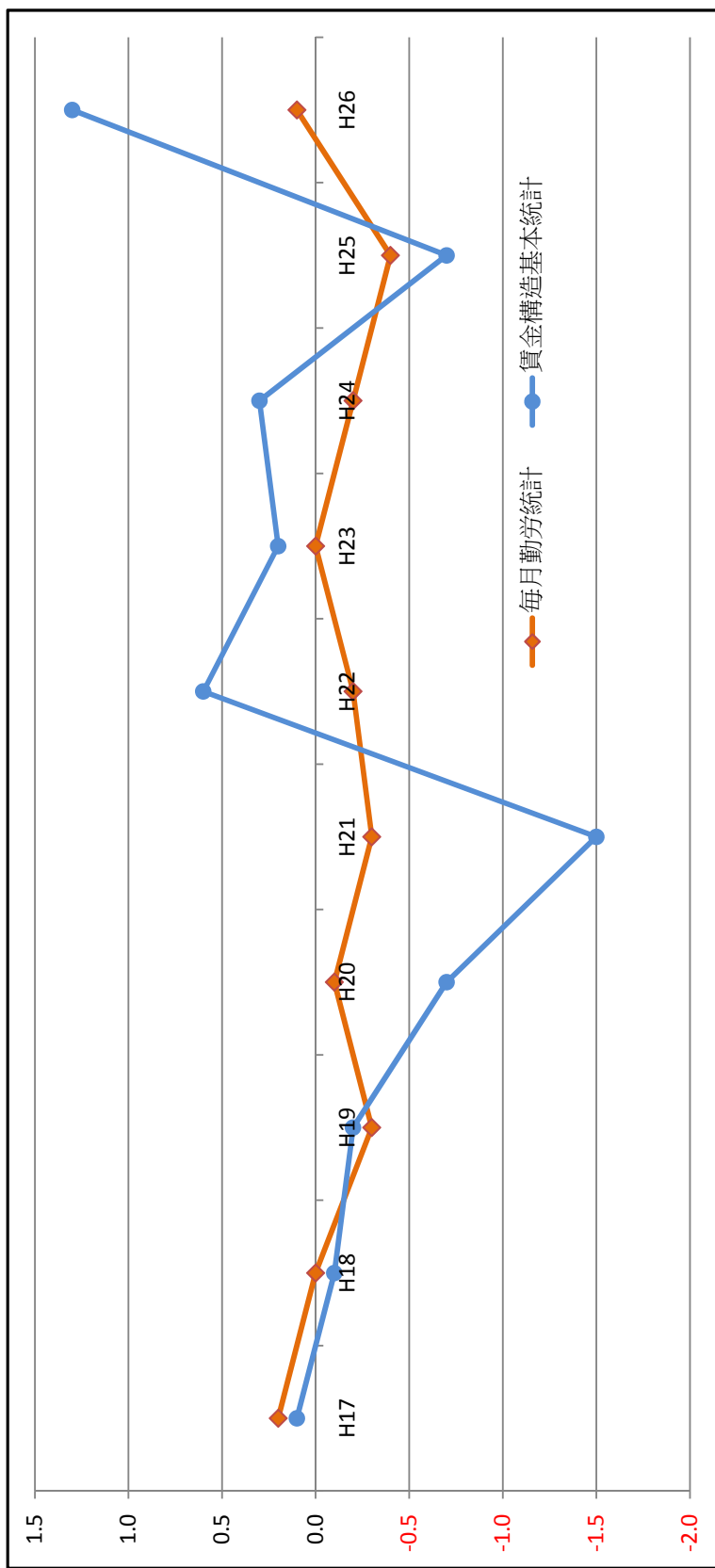
	毎月勤労統計	民間給与実態統計
調査対象	常用労働者※1を5人以上雇用する事業所※2	従事員1人以上の民間事業所
調査において把握される範囲	常用労働者	民間の事業所に勤務している給与所得者。ただし、全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員及び日雇労働者※3を除く。

※1 「期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者」及び「日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者」

※2 産業分類「農業、林業」、「漁業」、「公務（他に分類されるものを除く）」に属する事業所を除く。

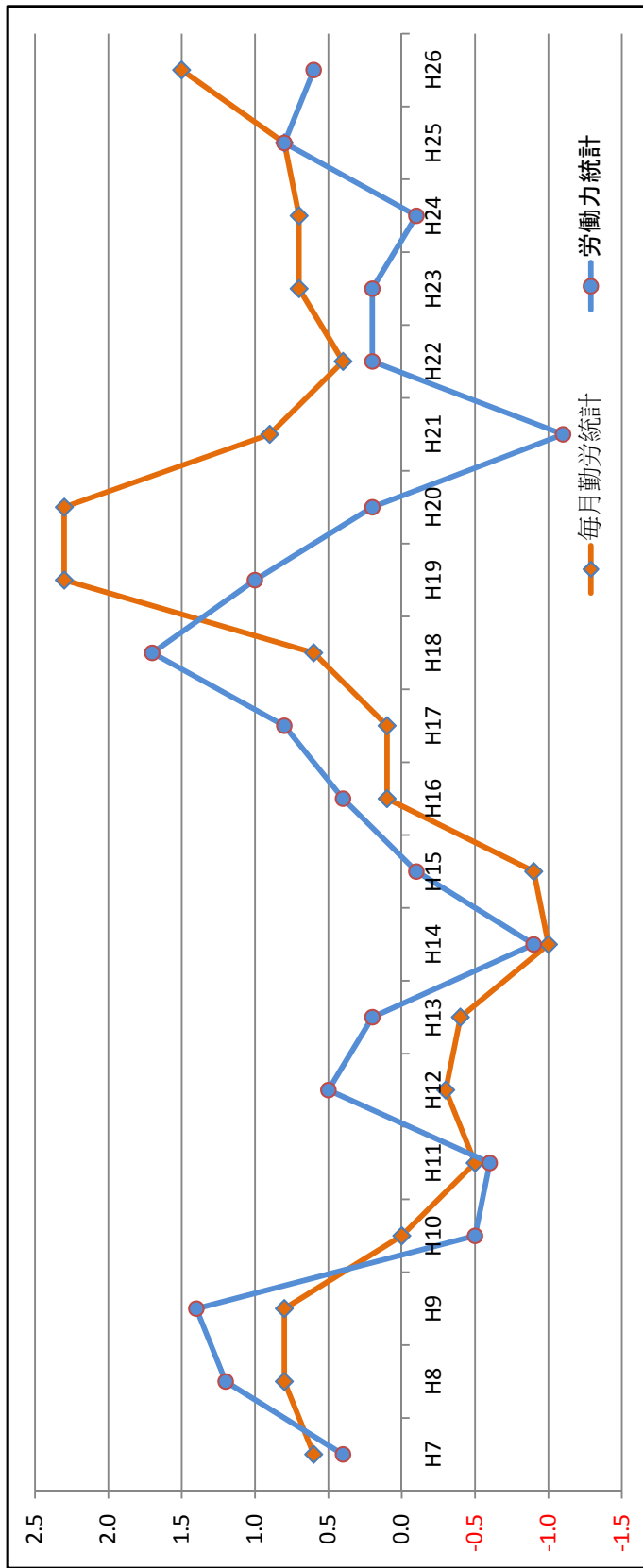
※3 労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者

# 賃金構造基本統計（厚生労働省）との比較 <6月の一人平均所定内給与額（一般労働者）の対前年比>



	毎月勤労統計	賃金構造基本統計
集計対象	常用労働者を5人以上雇用する事業所	10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所

# 労働力統計（総務省）との比較 ＜雇用量の対前年比＞



(注) 毎月勤労統計と範囲を合わせるため、労働力統計は、「農業、林業」、「漁業」及び「公務(他に分類されるものを除く)」を除外した数値である。

調査対象	毎月勤労統計	労働力統計
雇用者の範囲	常用労働者を5人以上雇用する事業所 常用労働者	世帯及び世帯員 常雇(役員及び一般常雇)、臨時雇及び日雇※

※ 一般常雇: 1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者  
臨時雇: 1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者  
日雇: 日々又は1か月未満の契約で雇われている者

賃金雇用関連統計の母集団情報及び抽出方法

	事業所調査				世帯調査		
	毎月勤労統計調査		民間給与実態統計調査	賃金構造基本統計調査	労働力調査	家計調査	就業構造基本調査
	第一種事業所	第二種事業所	年	年	月	月	5年
調査対象	常用労働者を30人以上雇用する事業所	常用労働者を5人～29人雇用する事業所	源泉徴収義務者及び給与所得者	常用労働者を5人以上雇用する事業所及び労働者	世帯及び世帯員	世帯	世帯及び15歳以上の世帯員
母集団情報	経済センサス		源泉徴収義務者名簿	経済センサス	国勢調査	国勢調査	国勢調査
標本規模	約16,700事業所	約16,500事業所	20,551事業所 298,881人(給与所得者) ※平成26年分調査時	約7万8000事業所 約170万人(労働者)	約4万世帯 約11万人(世帯員)	8,076世帯(二人以上世帯) 745世帯(単身世帯)	約47万世帯 約100万人(15歳以上世帯員)
主な調査事項	<p>① 経済センサスの調査区に基づいて設定した毎勤調査区内の事業所の構成(※)に応じて5つに層化した上で、各層から調査区を抽出</p> <p>② 抽出された毎勤調査区内で産業別に抽出(層化二段抽出)</p> <p>※ ①30人～99人、②100人～499人、③500人以上の3層 なお、500人以上は悉皆</p> <p>① 事業所を産業及び事業所規模(※)別に層化し抽出(層化一段抽出)</p> <p>※ ①30人～99人、②100人～499人、③500人以上の3層 なお、500人以上は悉皆</p> <p>① 事業所を都道府県、産業及び事業所規模別に層化し抽出</p> <p>② 抽出された事業所において、賃金台帳等を基に常用労働者を抽出(層化二段抽出)</p> <p>※ 従事員数に応じた7層+本社事業所層の計8層 なお、1,000人～4,999人の第6層、5,000人以上の第7層及び第8層は悉皆</p> <p>① 事業所を都道府県、産業及び事業所規模別に層化し抽出</p> <p>② 抽出された事業所において、賃金台帳等を基に常用労働者を抽出(層化二段抽出)</p> <p>① 市町村を特性別に層化した上で、各層から市町村を抽出</p> <p>② 抽出された市町村で単一位区(国勢調査区)を設定し抽出</p> <p>③ 抽出された単位区内で世帯を抽出(層化二段抽出)</p> <p>① 国勢調査区を調査区の特異性に層化した上で、各層から調査区を抽出</p> <p>② 抽出された調査区内で世帯を抽出(層化二段抽出)</p> <p>(世帯)年齢別世帯員数、年間収入 (世帯員)現在の居住地、在学・卒業等教育の状況、収入の種類、就業状態、所属の事業所の名称・経営組織・事業の種類、所属の企業全体の従業員数、仕事の種類、従業員上の地位、雇用契約の期間及び更新回数、主な仕事からの年間収入、就業日数及び就業時間、就業開始の時期、転職及び追加就業希望、副業、新規就業希望、調査時の一年前の就業状態、前職、職業訓練及び自己啓発、育児及び介護の状況、東日本大震災による仕事への影響</p>						

月次統計調査における標本の入替え

調査対象		調査対象	調査期間	入替頻度	一回当たりの入替割合	備考
毎月勤労統計調査	第一種事業所	常用労働者を30人以上雇用する事業所	2～3年	2～3年に1回	総入れ替え	
	第二種事業所	常用労働者を5人～29人雇用する事業所	18か月	年2回	1/3入れ替え	
家計調査	二人以上世帯	世帯	6か月	毎月	1/6入れ替え	
	単身世帯	世帯	3か月	毎月	1/3入れ替え	
労働力調査		世帯及び世帯員	2か月×2	毎月	1/2入れ替え	一つの世帯に2か月連続して調査を行った後、翌年同月にも調査を実施

# 毎月勤労統計について

—抽出替えのギャップ等—

平成 28 年 2 月 16 日

厚生労働省大臣官房統計情報部

雇用・賃金福祉統計課

## 毎月勤労統計調査について ―抽出替えのギャップ等―

### 1 毎月勤労統計とは

#### (1) 統計の目的

マクロ（日本全体）でみた月々の労働者1人平均月間賃金額、月間労働時間数、労働者数とこれらの変動を明らかにする。

○平均は調査月の在籍労働者の平均。

・前年同月比は、今月と前年同月の労働者1人平均の比較であるが、同じ労働者で比較しているわけではない。

○常時5人以上雇用する事業所の労働者についての集計。

○労働者の属性（学歴、年齢、勤続など）の賃金統計は、別の統計調査の役割（「賃金構造基本統計調査」、年1回）

#### (2) 統計の作成方法

事業所を調査対象として統計を作成。調査対象事業所から毎月、

- a 前月末労働者数、
- b 当月の増加労働者数（採用、転勤等による増加）
- c 当月の減少労働者数（解雇、退職、転勤等による減少）
- d 本月末労働者数（ $=a + b - c$ ）
- e 賃金の月間の支払総額、延べ労働時間数

などを把握し、労働者一人平均月間賃金額等を集計する。

作成のポイント（詳細は別添1）

##### ① 産業、事業所規模別一人平均額

当該産業、事業所規模に属する調査対象事業所（提出のあった事業所）の賃金の月間の支払総額、延べ労働時間数の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計の平均で除して得る。

##### ② 産業計、事業所規模計などの一人平均額

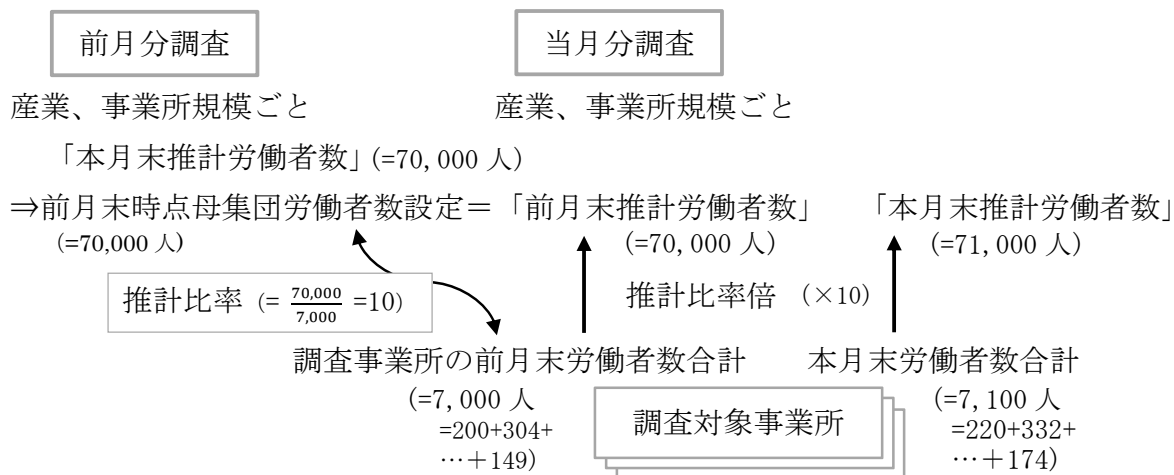
内訳の各産業、事業所規模の一人平均額を、労働者数で加重平均して得る。

##### ③ ここで、各産業、事業所規模の労働者数は、次のようにして推計したもの。

前月分調査結果である本月末推計労働者数<sup>注</sup>から設定した前月末時点母集団労働者数と、

当該産業、事業所規模に属す調査対象事業所（提出のあった事業所）の前月末労働者数の合計との比率を「推計比率」とし、

当該産業、事業所規模に属す調査対象事業所（提出のあった事業所）の前月末労働者数の合計、本月末労働者数の合計をそれぞれ「推計比率」倍し、今月分の前月末推計労働者数、本月末推計労働者数とし、両者の平均をとったもの。



注 ( ) 内数字は例。前月分調査の本月末は、当月分にとっては前月末となる。抽出替え月は、使用した経済センサスで民営、官公営全体の労働者数がわかる場合は、それから設定した労働者数を母集団労働者数として用いる。詳細は別添1。毎月勤労統計の推計労働者数は、調査対象事業所における変化分（増加、減少労働者数）を推計比率倍した分だけ毎月変化する。

### (3) 調査対象事業所のサンプリング

常時30人以上雇用する事業所と5人以上30人未満雇用する事業所とで異なる（抽出し調査対象として指定した事業所を、前者は第一種事業所、後者は第二種事業所と呼ぶ。）。

#### (第一種事業所)

経済センサスによる事業所名簿（前回抽出替えは平成24年次フレーム）から産業、事業所規模別に無作為抽出した事業所。予備調査の上、指定する。

抽出、指定は、従来、2年ないし3年の間隔で、1月分調査で行っている（「抽出替え」）。抽出替えの月は、従来の標本も併せて調査する。後で述べる「ギャップ修正」を行うためである。新標本の調査結果を新結果、旧標本の調査結果を旧結果と呼ぶ。新旧両結果には、1～2%程度のギャップ（かい離）がある。

30人未満に規模下降し、30人以上に復帰しないと思われる事業所や廃止事業所は、指定解除され、調査対象から外れる。

代わりに、年1回、1月分調査では、追加指定を行っている。



(第二種事業所)

二段抽出で指定している。

第一段は、調査区の抽出。経済センサスの事業所調査区をいくつかまとめた「毎勤第二種調査区」(毎勤調査区)(全国を約7万)から都道府県、層別に抽出した調査区を指定予定調査区として、地理的範囲の確認や調査実施の可能性について予備調査をした上、指定調査区とする。

第二段は、調査区内の事業所からの抽出。統計調査員が指定調査区の「調査区内事業所名簿」を作成し、それから常用労働者数5~29人の事業所をピックアップして「5~29人事業所名簿」としたのから産業別に抽出し、予備調査の上、第二種事業所とする。「調査区内事業所名簿」作成の際は、前年同月の常用労働者数も調べることで、1年間で新設或いは規模上昇した30人以上事業所の把握も併せて行う。

指定した事業所は、18か月間、調べる。この

調査区抽出⇒調査区内事業所名簿作成⇒事業所の抽出、指定⇒18か月間調査というサイクルは、下図のように全体を3組に分け、それぞれ半年ごと、1月分調査、7月分調査でスタートさせるようにしている。

○調査区指定、△調査区内事業所名簿作成(調査区内事業所名簿と5~29人事業所名簿作成)、  
×第二種事業所の指定、\*毎月の調査 (\*調査開始)

7月	1月	7月	1月	7月	1月	7月
*****						
*****	*****					
******	*****	*****				
○⇒△⇒×	******	*****	*****			
	○⇒△⇒×	******	*****	*****		
		○⇒△⇒×	******	*****	*****	
			○⇒△⇒×	******	*****	*****
				○⇒△⇒×	******	*****

## 2 ギャップの要因・改善策の効果について

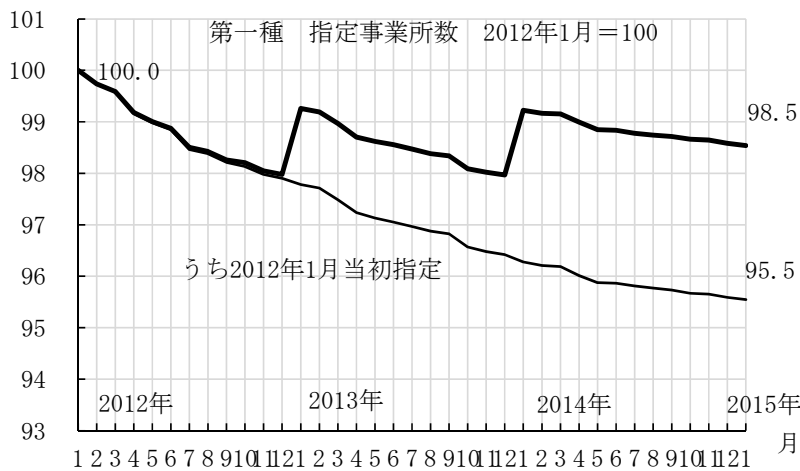
### (1) 調査票提出に係る継続・脱落の状況

第一種事業所（30人以上）は、指定されてから次の抽出替えまでの間、基本的に継続して調査される。

2012年1月の抽出替えから2015年1月旧調査までの37か月間について、指定の状況、調査票の提出状況及び集計の状況を見る。

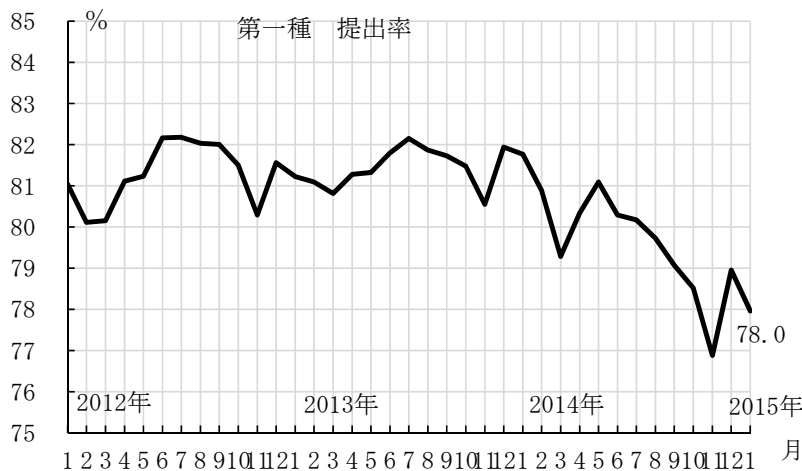
#### ・指定の状況

当初指定事業所は規模縮小、廃止等の事由で指定解除され、3年間で約4.5%減る。しかし、指定数そのものは、年1回の追加指定があるので、おおむね同水準。



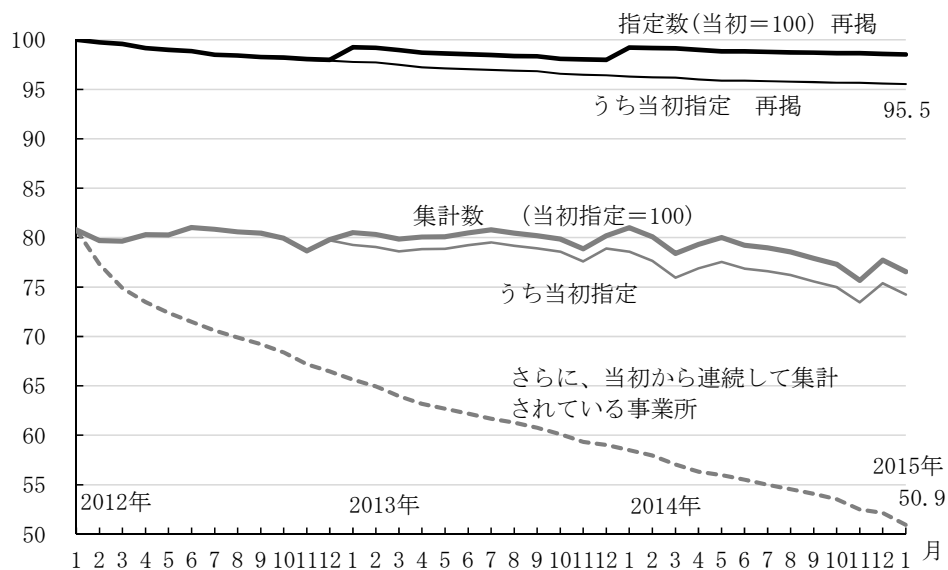
#### ・調査票の提出状況

提出率をみると、2014年の後半で低下する動き。



## ・集計の状況

当初指定数を 100 として各月の集計数の推移をみると次のとおり。

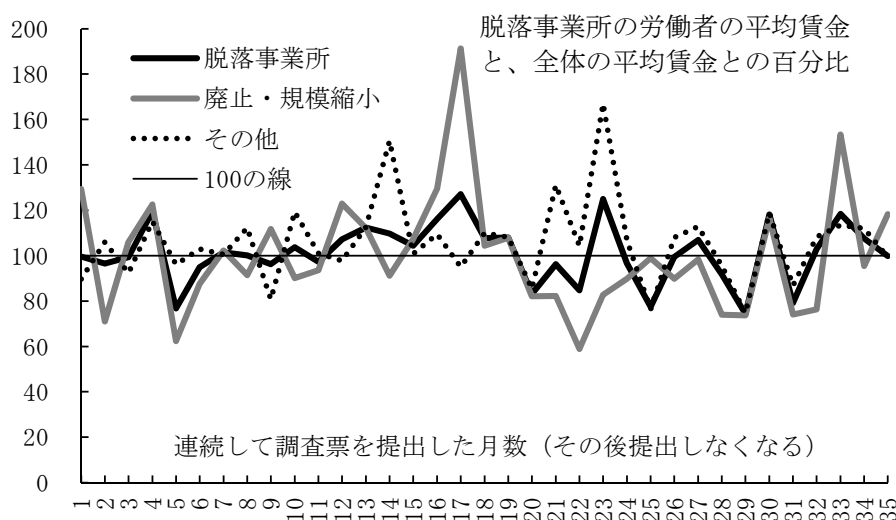


- ・2014 年後半から集計数低下
- ・当初指定事業所の 50.9%は、2015 年 1 月分まで連続して集計される。
- ・この 2015 年 1 月分まで連続して集計された事業所が占める割合を産業、事業所規模別にみると次のとおり。総じて規模の小さい事業所では割合が小さい、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業などでは割合が小さい、といった特徴がある。

産業	30 人以上	500 人以上	100～499 人	30～99 人
	%	%	%	%
調査産業計	50.9	55.6	51.9	46.3
鉱業，採石業，砂利採取業	57.7	—	50.0	62.9
建設業	50.9	54.9	44.7	52.4
製造業	58.1	66.3	56.0	50.6
電気・ガス・熱供給・水道業	73.0	80.0	82.4	67.3
情報通信業	45.7	42.4	50.3	42.2
運輸業，郵便業	43.9	39.8	47.9	43.2
卸売業，小売業	49.1	45.3	54.6	46.8
金融業，保険業	63.1	63.8	66.0	61.2
不動産業，物品賃貸業	34.4	48.4	34.7	32.0
学術研究，専門・技術サービス業	54.7	56.9	56.4	51.6
宿泊業，飲食サービス業	32.5	34.0	34.7	31.3
生活関連サービス業，娯楽業	35.2	42.1	34.0	35.5
教育，学習支援業	64.5	64.4	66.3	62.0
医療，福祉	55.8	49.7	63.8	65.1
複合サービス事業	61.4	37.5	72.0	59.5
サービス業（他に分類されないもの）	43.2	39.7	46.4	42.8

## (2) 脱落事業所の状況の詳細の把握

- ① 前回の基本計画部会参考資料 3-2 で、脱落事業所の賃金の平均を全体の平均と比較した（下図の黒の実線。全体の平均が 100 の線）。今回、これを「廃止・規模縮小」事業所と「それ以外（未提出）」に分け、どの程度異なるのかをみた。



35 月の平均を比べると、廃止・規模縮小の方がやや低い（次の表）。

脱落事業所の平均賃金と、全体の平均賃金との百分比

連続して調査票を提出した月数	脱落事業所		
	脱落事業所	廃止・規模縮小 (これを事由に指定解除された事業所)	その他
1	99.6	129.4	89.7
2	96.6	71.0	106.0
3	99.3	106.0	92.4
4	119.4	122.5	115.1
5	76.8	62.3	96.1
6	94.9	87.5	103.0
7	101.4	102.3	100.5
8	100.1	91.4	112.2
9	96.2	111.7	80.8
10	103.7	90.2	119.4
11	97.3	93.5	101.1
12	107.2	123.0	97.8
13	112.4	112.1	112.5
14	109.8	91.2	150.6
15	104.4	107.3	100.8
16	116.2	129.5	109.5
17	127.1	191.3	95.1
18	107.7	104.3	110.0
19	107.9	107.8	108.2

20	83.2	82.1	85.5
21	96.2	82.3	131.1
22	84.8	58.8	104.2
23	124.9	82.8	167.0
24	96.6	89.8	106.7
25	77.4	98.9	76.3
26	99.4	89.9	108.0
27	107.0	98.4	112.9
28	91.7	74.0	95.6
29	74.4	73.8	74.7
30	118.2	116.5	118.7
31	79.2	74.1	86.8
32	102.9	76.4	108.2
33	118.4	153.4	113.4
34	107.6	95.5	111.9
35	99.8	118.2	99.3
平均	100.5	97.8	102.2

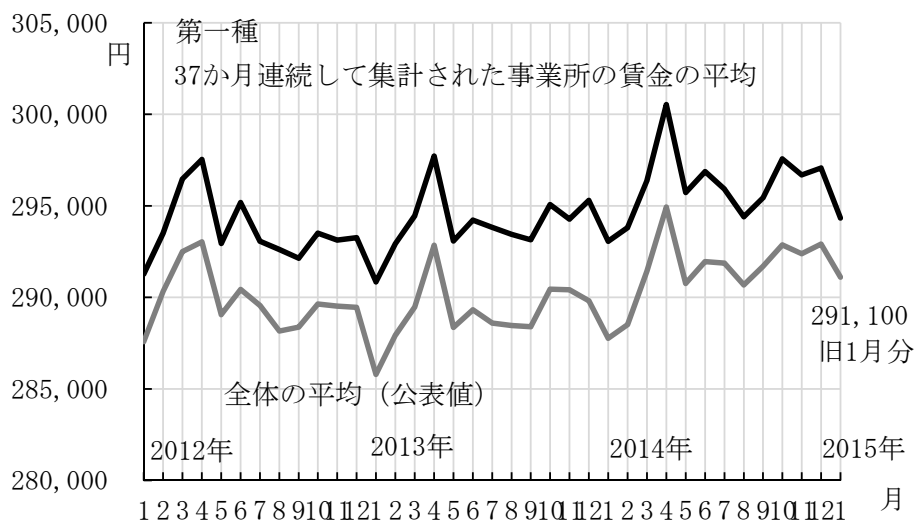
注 連続して調査票を提出した後、調査票を提出しなくなった事業所の最後に調査票を提出した月の賃金(当該事業所の労働者の平均賃金)と、同じ産業、事業所規模の平均賃金の百分比を求め、その事業所平均をとったもの。

② 2012年1月の抽出替えから2015年1月までの37か月間連続集計事業所の賃金水準を試算

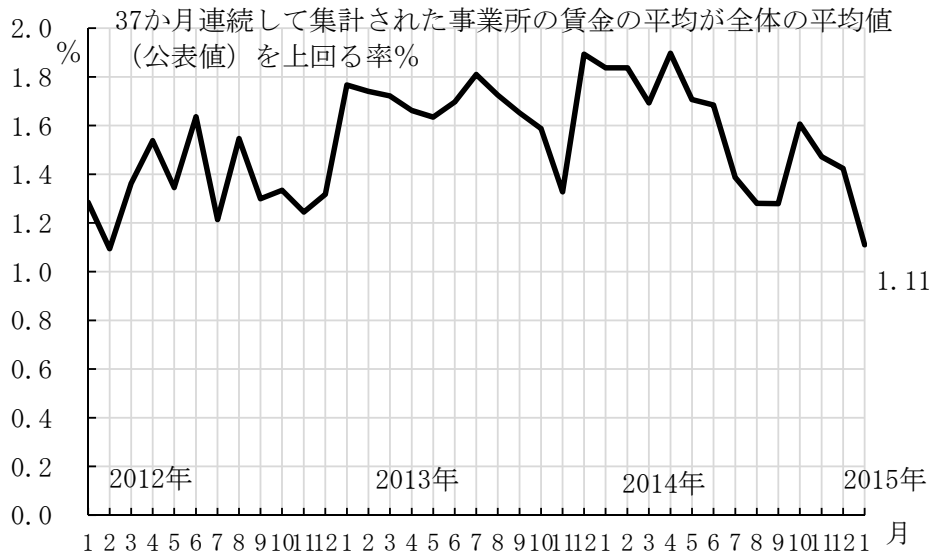
該当事業所は、2012年1月抽出替えで指定された第一種事業所の50.9%。

この調査に協力的であった事業所の賃金水準をみることで、脱落事業所の統計に与える影響を推し測ろうというもの。

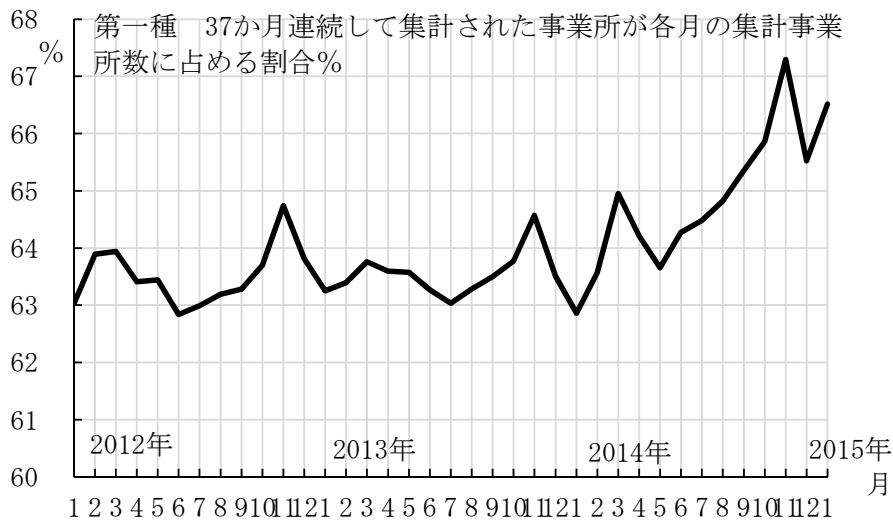
該当事業所だけでみた平均賃金は、各月とも、全体の平均を1~2%上回る(下図)。



詳細にみると、**上回る率**は、提出率の低下した2014年後半以降、低下。  
 →公表値が上に押し上げられている。



該当事業所が全体に占める割合（下図）



⇒提出率の低下は賃金を上方に偏らせる可能性

### (3) 標本誤差の状況の把握

- ① 新旧結果のギャップには、双方が有する標本誤差による分も含まれていると考えられる。2015年1月抽出替え時の新旧両結果の標本誤差を産業、規模ごとに、また、全体で計算し、新旧結果のギャップ（かい離）が、標本誤差で説明できるか否かをみた。

全体では、標本誤差では説明ができないギャップがある。

ただし、産業によっては、30人以上規模計でも、標本誤差では説明できないギャップがあるとまで言えない産業がある。（下表）

2015年1月分きままって支給する給与 ギャップ率と標本誤差 事業所規模30人以上

\*は乖離幅が有意に0ではない区分 注

A/B ギャップ 率	A 新調査 結果	B 旧調査 結果	乖離率 (ギャップ 率-1) ×100 %	標本誤差率		乖離 新A-旧 B	標本誤差 (標本標準偏差)		
				新調査 結果	旧調査 結果		新調査 結果	旧調査 結果	
	円	円	%	%	%	円	円	円	
TL 調査産業計	0.98249	286,003	291,100	-1.75	0.46	0.47	-5,097	1,316	1,368 **
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.84875	329,074	387,718	-15.13	1.56	1.87	-58,644	5,134	7,250 **
D 建設業	0.97403	362,812	372,487	-2.60	2.11	2.22	-9,675	7,655	8,269
E 製造業	0.97055	314,612	324,159	-2.95	0.55	0.56	-9,547	1,730	1,815 **
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1.04592	477,631	456,660	4.59	1.96	1.88	20,971	9,362	8,585 *
G 情報通信業	0.96889	393,802	406,447	-3.11	2.00	2.18	-12,645	7,876	8,861
H 運輸業, 郵便業	1.00515	301,264	299,719	0.52	2.29	2.03	1,545	6,899	6,084
I 卸売業, 小売業	0.94323	237,243	251,522	-5.68	1.45	1.77	-14,279	3,440	4,452 **
J 金融業, 保険業	1.02652	378,659	368,876	2.65	2.93	2.19	9,783	11,095	8,078
K 不動産業, 物品賃貸業	0.98076	304,606	310,581	-1.92	3.70	3.28	-5,975	11,270	10,187
L 学術研究, 専門・技術サービス業	0.99338	395,499	398,135	-0.66	1.75	2.03	-2,636	6,921	8,082
M 宿泊業, 飲食サービス業	0.95419	135,994	142,523	-4.58	2.46	3.01	-6,529	3,345	4,290
N 生活関連サービス業, 娯楽業	0.96147	191,241	198,904	-3.85	3.10	2.78	-7,663	5,928	5,530
O 教育, 学習支援業	0.97506	328,264	336,660	-2.49	2.05	1.7	-8,396	6,729	5,723
P 医療, 福祉	0.99971	285,239	285,322	-0.03	1.21	1.39	-83	3,451	3,966
Q 複合サービス事業	0.98325	298,110	303,188	-1.67	2.03	3.04	-5,078	6,052	9,217
R サービス業 (他に分類されないもの)	1.03951	209,318	201,362	3.95	1.82	1.58	7,956	3,810	3,182

注 かい離幅が、\*\*は5%基準で有意、\*は10%基準で有意であることを示す (新、旧両調査の標本誤差をそれぞれa、bと置くと、aとbの平方和の平方根 $\sqrt{a^2 + b^2}$ の1.645倍を上回るとき\*、その1.960倍を上回るとき\*\*を付した。)



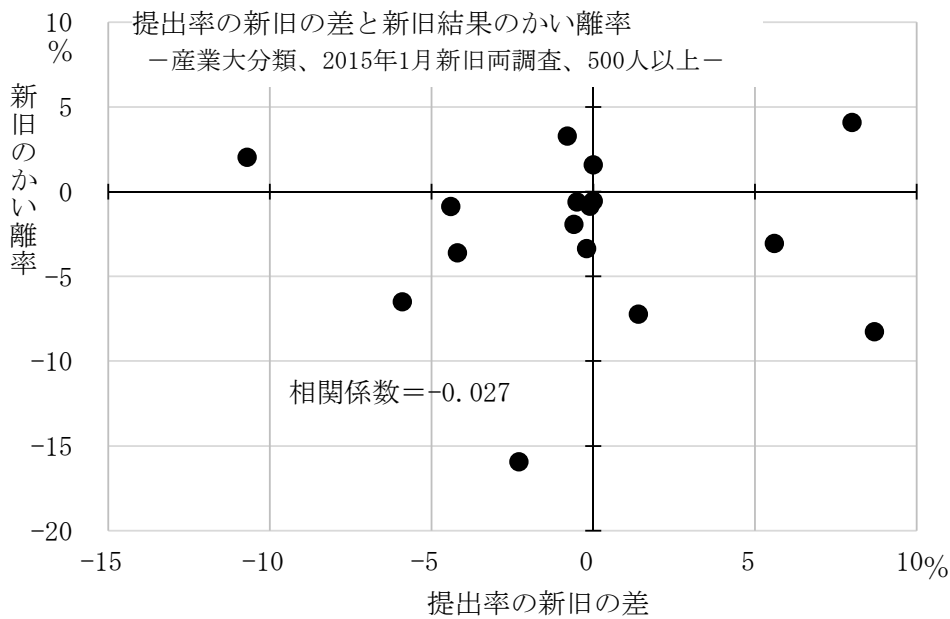
② 500人以上の事業所に係る未回答の状況

提出率を産業別に2015年1月分新調査、旧調査で比較。

提出率の差と、新旧結果のギャップ（かい離）の差の相関係数をみたところ、-0.03程度であった。

産業	提出率%			きまって支給する給与
	旧	新	差	新旧かい離率%
TL 調査産業計	84.8	84.2	-0.6	-1.9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-		
D 建設業	81.3	89.3	8.0	4.1
E 製造業	90.7	90.6	-0.1	-0.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.8	-4.2	-3.6
G 情報通信業	72.1	77.7	5.6	-3.0
H 運輸業、郵便業	75.0	70.6	-4.4	-0.9
I 卸売業、小売業	72.6	74.0	1.4	-7.2
J 金融業、保険業	94.2	88.3	-5.9	-6.5
K 不動産業、物品賃貸業	76.7	85.4	8.7	-8.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	90.5	90.3	-0.2	-3.4
M 宿泊業、飲食サービス業	75.5	64.8	-10.7	2.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	57.9	55.6	-2.3	-15.9
O 教育、学習支援業	90.5	90.0	-0.5	-0.6
P 医療、福祉	85.1	85.1	0.0	-0.6
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	0.0	1.6
R サービス業（他に分類されないもの）	74.0	73.2	-0.8	3.3

別添3に、より細かい産業も含めた提出率一覧を掲げた。



(4) 母集団入れ替えによる効果の検証

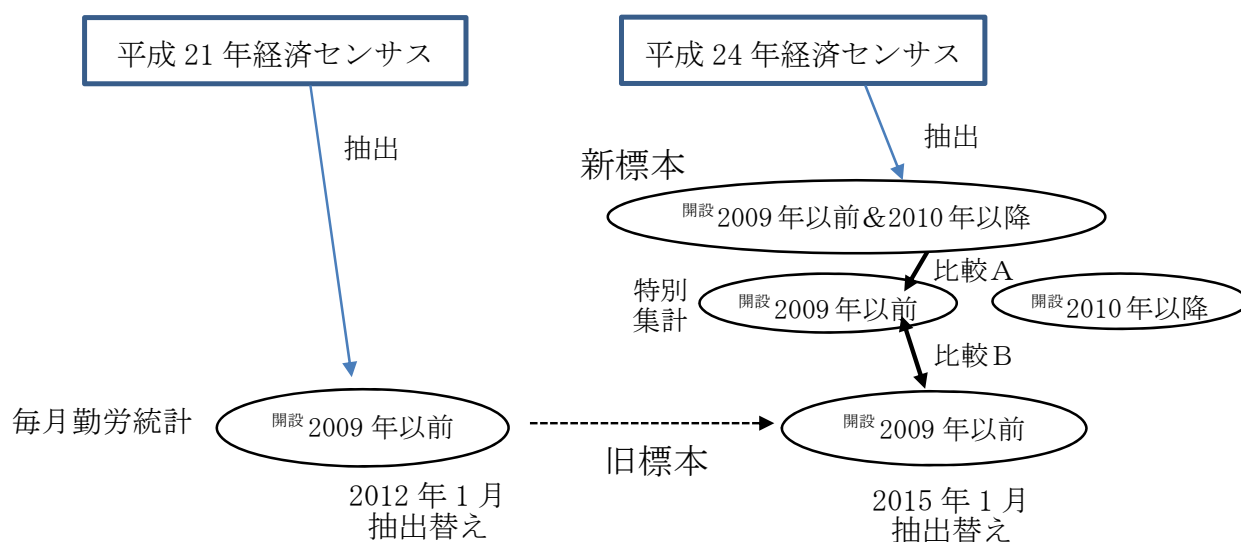
2015年1月旧結果は、基本的に、平成21年経済センサスの名簿から抽出した事業所の結果で、

2015年1月新結果は、平成24年経済センサスの名簿から抽出した事業所の結果である。

そこで、2015年1月新標本を、事業所の開設時期が2009年以前のもの、2010年以降のものに区別し、きまって支給する給与を集計し、

A 2010年以降開設も含まれる新結果と、2009年以前開設である前者を比較  $\Rightarrow$  母集団情報更新の効果

B 同じ2009年以前開設である前者と旧結果を比較を試みた。



新標本の結果と旧標本の結果の比であるギャップ率を

$$\text{ギャップ率} = \frac{\text{新結果}}{\text{旧結果}} = \frac{\text{新結果}}{\text{新標本開設2009年以前}} \times \frac{\text{新標本開設2009年以前}}{\text{旧結果}}$$

A B

と分解。

(きまって支給する給与)

事業所規模	ギャップ率 新結果÷旧結果	新結果÷新標本 うち開設2009年 以前結果	新標本うち開設 2009年以前結果 ÷旧結果
	A×B	A	B
30人以上	0.982	0.996	0.987
100-499人	0.983	1.005	0.978
30-99人	0.983	0.993	0.990
運輸業、郵便業 30人以上	1.005	1.010	0.996

産業別に詳しくみた表は別添4

⇒

ギャップ率（全体で0.982）の多くは、新標本のうち開設2009年以前の結果と旧結果とのかい離B（0.987）に依っている。

産業別にみても、多くの産業でもその傾向がみられる。中には、運輸業、郵便業のように、新調査結果と新標本のうち開設2009年以前の結果とのかい離の方が大きい場合もある。（上表）

旧調査結果は、基本的に開設時期が2009年以前の事業所のものであるから、理屈上、新標本のうち開設2009年以前の結果と値が近いはずである。にもかかわらず、値が離れていた要因の一つには、(2)でみた、

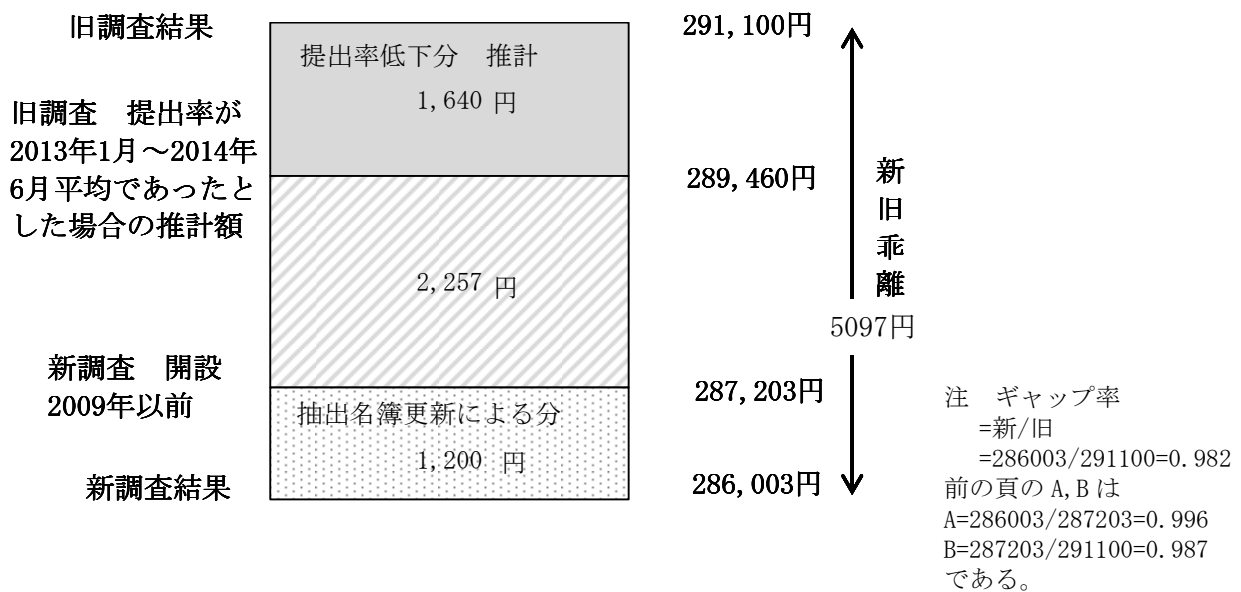
- ・2014年後半になって提出率が下がり、賃金水準の高い37か月間連続集計事業所の割合が高まったことが考えられる。

一方、新調査結果と新標本のうち開設2009年以前の結果のかい離Aは、新調査結果には2010年以後に開設された事業所分を含むから、抽出に使用する名簿を新しいものにする効果である。こちらは総じて、相対的に小さい。

**（ギャップ（かい離）の分解試算）**

2014年後半の提出率低下が、どの程度、きまって支給する給与のギャップに寄与したか、試算してみた。

調査産業計のギャップ（かい離、旧結果と新結果の差5,097円）は次のように分解される。



新旧ギャップ（かい離）5,097 円のうち、  
2014 年後半の提出率低下に伴う分（旧結果が上方に偏る分）1,640 円  
名簿が更新され新設の事業所が入ってきたことに伴う分 1,200 円  
により半分以上を説明できる。残り 2,257 円分がこの二つで説明できない  
分で、標本誤差による分、脱落による分（旧結果が上方に偏る分）などが  
考えられる。

（ギャップ（かい離）の分解 試算）

提出率 X（4 頁下図）と 37 か月間連続して集計された事業所の賃金が全体の賃金を  
上回る割合 Y（8 頁上図）との間には、

$$Y = -6.24682 + 0.09793X \quad R = 0.64 \quad () \text{ 内 } t \text{ 値}$$

$$(-3.2) \quad (4.0)$$

という関係が計測される（推計期間 2013 年 1 月～2015 年 1 月）。

提出率 X として、2013 年 1 月～2014 年 6 月の平均 81.2%とすると、 $Y = 1.683$ 。

37 か月間連続して調査票を提出して集計された事業所の 2015 年 1 月分は 294,332  
円で、仮に提出率が 81.2%であったとすれば、これが全体の 1.683%上回っていると  
推測される（実際は 1.11%しか上回っていない）。つまり、仮に、2015 年旧 1 月分調  
査で提出率が 81.2%であったとすると、旧 1 月分は、実際の 291,100 円ではなく、  
 $294,332 \div (1 + 1.683/100) = 289,460$  円と推測される。

すると、旧 1 月調査結果（291,100 円）と新 1 月調査結果（286,003 円）とのギャ  
ップ（率にして新/旧=0.982、かい離幅は 5,097 円）は、上図のように分解されるこ  
とになる。

## (5) 部分入れ替え方式の導入

第一種事業所について、2～3年ごとに総入れ替えを行うのではなく、全体を3組に分け、1年ごとに、3分の1を入れ替える（各組の調査期間は37か月間）ローテーション方式導入を考えているところ（前回の基本計画部会資料6頁）。

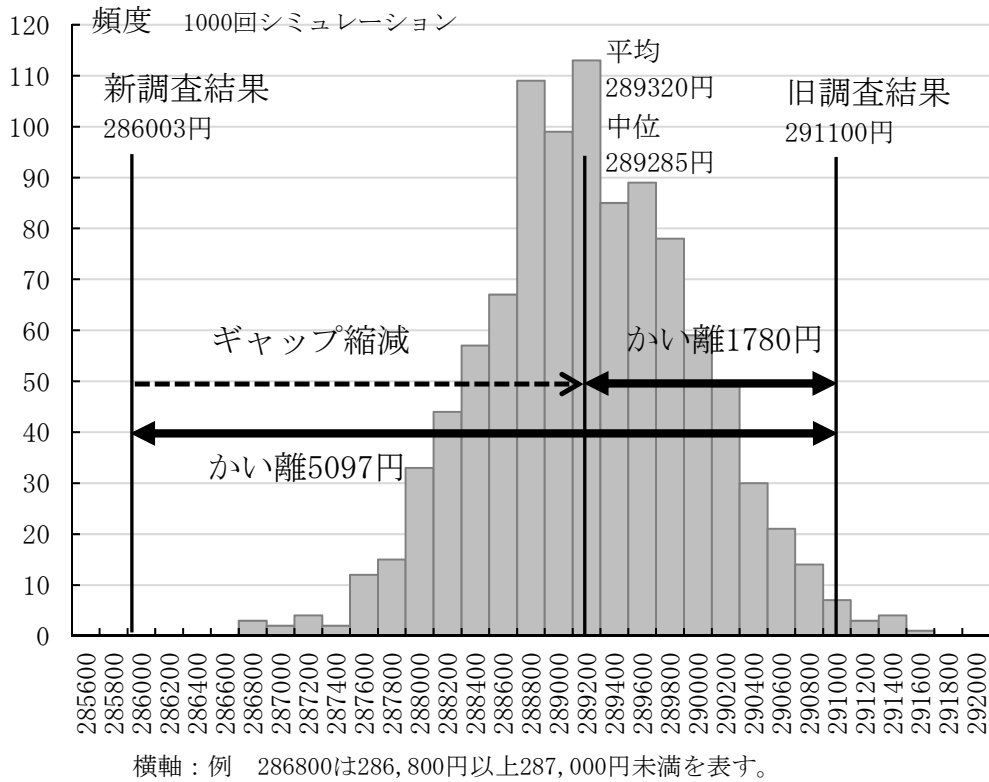
- ・入れ替えが3分の1（3分の2は共通）のローテーションであるので、全体的に、新旧結果のギャップが縮減することが期待できる（次の(6)）。
- ・加えて、毎年の部分入れ替えする際の抽出名簿は、毎年更新される事業所母集団データベースの活用を考えている。抽出名簿更新に伴うかい離はさらに縮減することが期待できる。
- ・また、提出率維持、向上の方策を講じ（例えば協力依頼、督促以外の業務の事務負担を減らすなど）、提出率低下によるギャップ拡大を防げば、提出率低下に伴うかい離もさらに縮減することが期待できる。

## (6) 部分入れ替え方式によるギャップ縮減効果について

2015年1月分の旧標本から2/3、新標本から1/3の事業所をそれぞれ無作為に抽出し、擬似的に1/3を入れ替えた標本を作成し、きまって支給する給与を集計。

この擬似的に1/3を入れ替えた標本の作成・集計を複数回（1000回）実施。

集計結果の分布をみることで、ローテーション・サンプリングによるギャップの縮減効果を検証。1000回の結果は次の図のとおり。



旧結果とのギャップ（かい離）がおおむね3分の1となるあたりに分布。1000回すべてにおいて、ギャップは縮減されている。

### 3 指数の作成方法について 現行と検討中のもの

#### (1) 現行の毎勤統計の指数の作成方法

○毎月の賃金指数（労働時間指数も同様）

当該月の一人平均賃金額を定数である‘基準数値’で割って100倍。

$$\text{毎月の指数} = \frac{\text{賃金額}}{\text{基準数値}} \times 100$$

基準数値は基準年とする年の1～12月各月の賃金額の単純平均。基準年は現在2010年。

⇒

毎勤の指数の動きは、基本的に、一人平均賃金額の動きと同じ。

各月の水準を、基準年の水準と相対的に比較したもの。

基準年は、比較の基準（100とする年）という意味しかなく、抽出替えとは無関係。従来、CPI等と合わせ、西暦下1桁が0又は5の年。

※毎勤統計の指数は、ウェイト固定（バスケット固定：CPI）といった他の指数とは意味合いがまったく異なる。

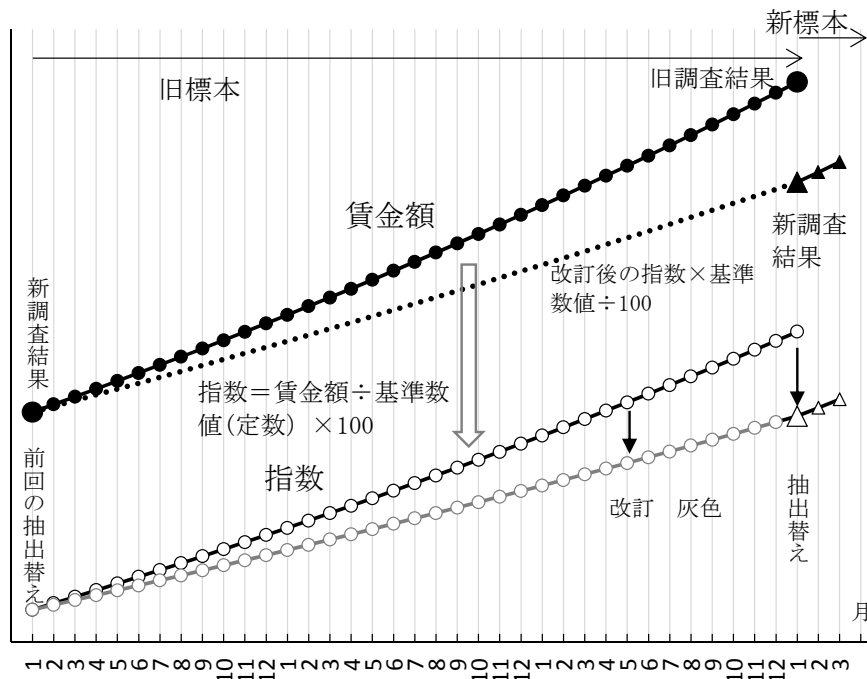
○ただし、抽出替えを行ったとき、一人平均賃金額の動きに断層（旧標本による旧結果と新標本による新結果との間にギャップ）が生じる。

そのままだと、前年同月比が、抽出替え月を境にギャップに相当する分、動いてしまう。

そこで、従来、過去の指数を下図のように改訂し、新標本に接続。

⇒

前年同月比など、時系列変化をみるときは、指数で計算したものによる。



改訂を算式で表すと、

$$\text{ギャップ率 } G = \frac{\text{抽出替え月 新標本による新調査結果}}{\text{抽出替え月 旧標本による旧調査結果}}$$

として、前回抽出替え月の翌月から今回抽出替え月の旧調査結果までの各月の指数に

$$1 + (G - 1) \times n / N$$

を乗じる。Nは、前回抽出替え月の翌月から今回の抽出替え月までの月数。nは指数を改訂しようとする月の前回抽出替え月の翌月から月数（前回抽出替え月は0、今回の抽出替え月はN）。（2015年1月抽出替えであれば、N=36、2012年1月はn=0、2014年12月はn=35、2015年1月はn=36）

改訂後の指数に基準数値を乗じて100で割ると、図中点線のような値となる。各抽出替えの月の値は、当該抽出替えの新調査による賃金額となる。

※この従来の方式について、「経済財政諮問会議」及び「毎月勤労統計の改善に関する検討会」<sup>注</sup>では、次のような意見が出された。

【経済財政諮問会議】

- ・ 民間議員から毎月勤労統計について、「2年ないし3年に一度、サンプル全体の



交替を行う。これに伴い、賃金、労働時間等に断層が生じるが、この調整（ギャップ修正）により数値が過去に遡って改訂されている。」との指摘があった。

**【毎月勤労統計の改善に関する検討会】**

- ・ 利用者にとって分かりやすく、納得性の高い補正方法であることが重要である。
- ・ 利用者の立場からすると、過去の増減率が変わるのは望ましくない。
- ・ 旧標本結果を「調査時点での情報」と考えると、あえて増減率を補正する必要はない。
- ・ 増減率は、その時点における政策判断や評価をする際に用いられた正しい情報と考えられる。

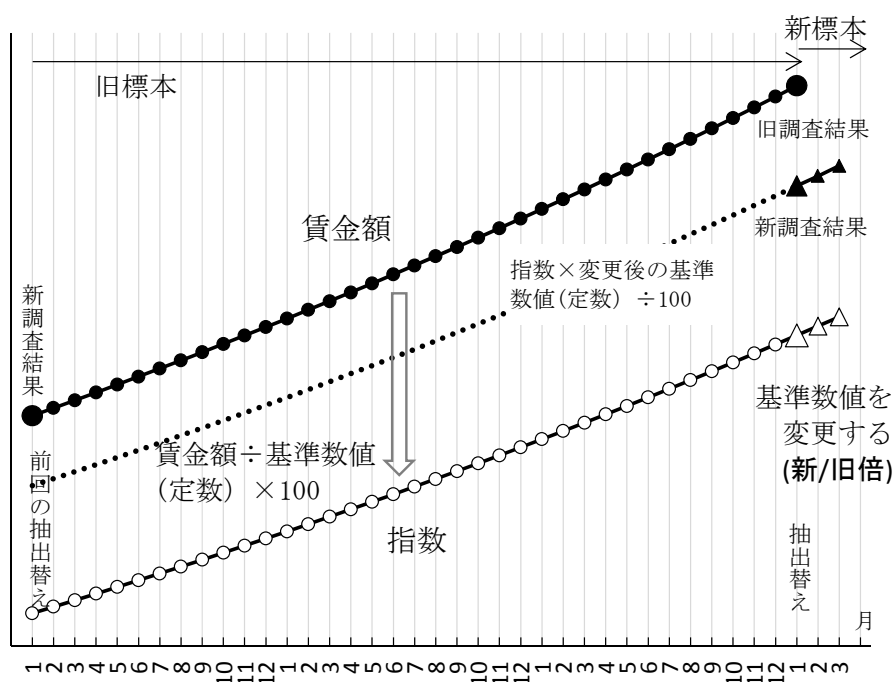
注 平成 27 年 1 月に、規模 30 人以上の調査対象事業所の入れ替えを行い、指数や増減率について過去に遡って段階的に補正を行ったところ、増加から減少に転じた月が発生したことについて、各方面から分かりにくいといった意見等が寄せられた。そこで、「毎月勤労統計の改善に関する検討会」を設置し、検討を行った。

## (2) 検討中の案

ローテーション方式を導入し、入れ替えを部分入れ替えとすることに伴い、入れ替え時のギャップ縮減が期待できるが(2(5))、なおギャップが生じることへの対応として、過去に遡って改訂をしない方法を検討しているところ。

○前回紹介した方法 抽出替えの際に生じる断層は、基準数値を変更して抽出替え後の各月の指数を作成することで対応する方法。

新しい基準数値＝それまでの基準数値×ギャップ率G  
として、抽出替え以後の各月の指数はこの新しい基準数値で作成する。



抽出替え月では、

$$\frac{\text{旧調査結果}}{\text{従来の基準数値}} = \frac{\text{新調査結果}}{\text{新しい基準数値}}$$

が成り立つ。旧標本の指数につながって新標本の指数が作られる。

また、抽出替え月前の各月の指数に変更後の基準数値を乗じて100で割ると、当該月の賃金額に一定の比率(ギャップ率)を乗じたものとなる(図中点線)。

注 次に基準年を変えるとき、基準数値は、新しい基準年の各月の賃金額の単純平均となる。

## 別添 1 統計の作成概要

各調査対象事業所から

- a 前月末労働者数、
- b 増加労働者数
- c 減少労働者数
- d 本月末労働者数（＝前月末労働者数＋増加労働者数－減少労働者数）
- e 賃金の支払総額、延べ労働時間数

などを把握

### ① 産業、事業所規模別の一人平均値

当該産業、事業所規模に属す調査対象事業所の前月末労働者数 a、本月末労働者数 d、賃金支払総額 e の合計 A、D、E を使って、

$$\frac{E}{(A+D) / 2}$$

### ② 産業計、事業所規模計の一人平均値

#### 1) 産業、事業所規模別に推計比率 r を計算

$$r = \frac{\text{当該産業、事業所規模の前月末時点母集団労働者数* (前月分調査から設定)}}{A}$$

#### 2) 産業計、事業所規模計の一人平均値は、

内訳の各産業、事業所規模区分で、

当該区分の推計比率 r × 賃金支払総額の合計 E

当該区分の推計比率 r × 前月末労働者数の合計 A

当該区分の推計比率 r × 本月末労働者数の合計 D

を計算し、

各区分の‘推計比率 r × 賃金支払総額の合計 E’を積み上げ

$$\frac{\text{(各区分の‘推計比率 r × 前月末労働者数の合計 A’の積み上げ} \\ \text{+各区分の‘推計比率 r × 本月末労働者数の合計 D’の積み上げ)}}{2}$$

として得る。

### \* 前月分調査から設定する前月末時点母集団労働者数

#### 【例月】

前月分調査の本月末推計労働者数を、雇用保険データを用いて修正して得たもの。

各月の本月末推計労働者数は、産業、事業所規模別に、

当該産業、事業所規模の推計比率  $r$  × 本月末労働者数の合計  $D$   
によって得る。事業所ごとに、前月末労働者数 + 増加労働者数 - 減少労働者数 = 本月末労働者数であるから、

推計比率  $r$  × 前月末労働者数の合計  $A$

推計比率  $r$  × 増加労働者数の合計  $B$

推計比率  $r$  × 減少労働者数の合計  $C$

をそれぞれ前月末推計労働者数、推計増加労働者数、推計減少労働者数とすると、

本月末推計労働者数

= 前月末推計労働者数 + 推計増加労働者数 - 推計減少労働者数

の関係がある。

### 【抽出替え月】

事業所の抽出に使用した経済センサスの名簿で、民営事業所、官公営事業所の労働者数がわかるときは、次のようにして得た労働者数を用いる。最近では、2012年1月調査で行った抽出替えで使用した平成21年経済センサス（平成21年7月1日時点）が該当する。

当該センサスの産業、事業所規模別労働者数に対し、毎月勤労統計調査による推計労働者数の比率

毎勤による 2011 年 12 月調査の本月末推計労働者数

---

同 2009 年 7 月分調査の前月末推計労働者数

を乗じたもの（経済センサスの数字を、経済センサスの時点から抽出替えの時点の間の毎勤統計の変化分だけ変化させて得た値）を用いる。

前回 2015 年 1 月抽出替えは、平成 24 年経済センサスでは官公営の事業所の労働者数が得られなかったため、2014 年 12 月分調査の本月末推計労働者数を用いた。

## 別添2 サンプリングの方法 現行方式としている理由

### 第一種事業所

抽出替えの間隔を2年ないし3年とし、その間、標本を原則固定としている理由

- ①毎月無作為抽出とすると、時系列変動に標本誤差が影響してしまう（母集団にはないと思われるような動きを示してしまうことがある）。
- ②毎月、或いは短い間隔で、無作為抽出する事務負担。
- ③固定することで、固定期間中は水準に事業所の新設、規模上昇の影響が表れないが、30人未満の小規模事業所ではないので、改廃の影響は相対的に少ないこと。
- ④そもそも抽出に用いる事業所名簿（経済センサスによるもの）が更新されなければ、抽出替えをしても、標本誤差による変動があるだけで意味がない。ただ、名簿更新がなくとも、事業所の調査負担を考えて3年は超えないようにする。

なお、5～29人のように調査区を抽出し、調査区内の30人以上の事業所を調べる方式は、30人以上の事業所は、相対的に少ないので非効率。

### 第二種事業所

第二種事業所について、このような二段抽出の方法をとる理由

- ①実務的理由 小規模な事業所で、記入負担を考えると、統計調査員が調査票作成に関わらないと、協力を得られない場合が多いこと（第一種は、当初、説明、協力依頼を行った後は、都道府県統計主管課からの郵送調査である）。統計調査員活用となると、調査対象が地理的にまとまっている必要がある。また、調査期間も30人以上（3年）に比べて短くする（18か月間）
- ②事業所の改廃、規模異動（5人未満又は30人以上に異動）が30人以上に比べて頻繁であること。そのため、30人以上のように、抽出、指定後、3年間固定すると脱落が多く、また、経済センサスの名簿から抽出すると、調査時点では5～29人ではない場合も多い。そこで、調査区を抽出し、調査区内の事業所名簿を作り、そこから事業所を抽出する。
- ③18か月ごとに一度に入れ替えると、標本誤差等により、調査結果に断層が生じる恐れがあるので、入れ替えは、半年ごとに3分の1とし、前月とは3分の2、前年同月とは3分の1が共通（継続）となるようにする。

別添3 提出率% 500人以上規模事業所

提出率% 500人以上規模事業所 2015年1月分旧調査、新調査

産業（一部略称）	旧	新	差（新 -旧）	産業（一部略称）	旧	新	差（新 -旧）
TL 調査産業計	84.8	84.2	-0.6	G41 映像・音声・文字情報制作業	84.6	90.9	6.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-		H42 鉄道業	100.0	96.8	-3.2
D 建設業	81.3	89.3	8.0	H43 道路旅客運送業	39.1	41.7	2.6
E 製造業	90.7	90.6	-0.1	H44 道路貨物運送業	62.2	53.8	-8.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.8	-4.2	I-1 卸売業	72.2	71.6	-0.6
G 情報通信業	72.1	77.7	5.6	I52 飲食料品卸売業	77.8	88.9	11.1
H 運輸業、郵便業	75.0	70.6	-4.4	I54 機械器具卸売業	65.5	64.4	-1.1
I 卸売業、小売業	72.6	74.0	1.4	I-2 小売業	72.9	76.7	3.8
J 金融業、保険業	94.2	88.3	-5.9	I56 各種商品小売業	73.3	76.8	3.5
K 不動産業、物品賃貸業	76.7	85.4	8.7	I57 織物・衣服・身の回り品小売業	75.0	50.0	-25.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	90.5	90.3	-0.2	I58 飲食料品小売業	62.5	100.0	37.5
M 宿泊業、飲食サービス業	75.5	64.8	-10.7	I59 機械器具小売業	83.3	75.0	-8.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	57.9	55.6	-2.3	J62 銀行業	100.0	96.2	-3.8
O 教育、学習支援業	90.5	90.0	-0.5	J63 協同組織金融業	100.0	100.0	0.0
P 医療、福祉	85.1	85.1	0.0	J64 貸金業、クレジットカード業等非	100.0	66.7	-33.3
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	0.0	J65 金融商品取引業、商品先物取引業	87.5	75.0	-12.5
R サービス業（他に分類されないもの）	74.0	73.2	-0.8	J67 保険業（保険媒介代理業、保険サ	85.7	78.6	-7.1
E09 食料品製造業、飲料・たばこ・飼	90.2	86.6	-3.6	K68 不動産取引業、不動産賃貸業・管	76.9	86.2	9.3
E11 繊維工業	88.2	91.7	3.5	K70 物品賃貸業	75.0	83.3	8.3
E12 木材・木製品製造業（家具を除く	50.0	66.7	16.7	L71 学術・開発研究機関	91.9	92.5	0.6
E13 家具・装備品製造業	50.0	75.0	25.0	L72 専門サービス業（他に分類されな	90.9	76.9	-14.0
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	75.0	71.4	-3.6	L73 広告業	100.0	100.0	0.0
E15 印刷・同関連業	70.8	76.5	5.7	L74 技術サービス業（他に分類されな	87.5	89.7	2.2
E16 化学工業、石油製品・石炭製品製	92.7	91.5	-1.2	M75 宿泊業	75.8	80.0	4.2
E18 プラスチック製品製造業（別掲を	100.0	92.3	-7.7	M76 飲食店	62.5	42.9	-19.6
E19 ゴム製品製造業	97.1	97.1	0.0	M77 持ち帰り・配達飲食サービス業	83.3	65.0	-18.3
E21 窯業・土石製品製造業	95.8	95.2	-0.6	N80 娯楽業	54.5	53.3	-1.2
E22 鉄鋼業	93.2	92.2	-1.0	O81 学校教育	90.9	92.4	1.5
E23 非鉄金属製造業	100.0	100.0	0.0	O82 その他の教育、学習支援業	85.7	64.7	-21.0
E24 金属製品製造業	91.7	97.2	5.5	P83 医療業	85.2	85.2	0.0
E25 はん用機械器具製造業	93.2	86.3	-6.9	P85 社会保険・社会福祉・介護事業	81.3	81.3	0.0
E26 生産用機械器具製造業	87.3	91.9	4.6				
E27 業務用機械器具製造業	90.4	90.6	0.2	Q87 協同組合（他に分類されないもの	-	-	-
E28 電子部品・デバイス・電子回路製	94.7	93.2	-1.5	R88 廃棄物処理業	-	-	-
E29 電気機械器具製造業	85.1	85.6	0.5	R89 自動車整備業、機械等修理業（別	55.6	72.7	17.1
E30 情報通信機械器具製造業	93.8	92.2	-1.6	R91 職業紹介・労働者派遣業	73.5	77.9	4.4
E31 輸送用機械器具製造業	89.7	93.0	3.3	R92 その他の事業サービス業	75.2	71.5	-3.7
E32 その他の製造業、なめし革・同製	87.5	81.3	-6.2				
D06 総合工事業	86.1	87.5	1.4				
D07 職別工事業（設備工事業を除く）	-	-	-				
D08 設備工事業	66.7	91.7	25.0				
E-1 消費関連製造業	86.3	85.2	-1.1				
E-2 素材関連製造業	93.7	92.8	-0.9				
E-3 機械関連製造業	90.5	91.0	0.5				
F33 電気業	100.0	100.0	0.0				
G37 通信業	68.8	66.7	-2.1				
G39 情報サービス業	72.3	78.3	6.0				
G41 映像・音声・文字情報制作業	84.6	90.9	6.3				

別添4 ギャップ率（新旧両結果の比率）、新旧結果と新標準のうち2009年以前開設の集計結果との比率（きまって支給する給与）

産業 (名称は適宜略称)	ギャップ率 旧調査結果				新調査結果／新調査結果 設2009年以前結果				新調査うち開設2009年以前 結果の占める割合(前月末推 計労働者数)							
	30人 以上	500人 以上	100-4 99人	30-99 人	30人 以上	500人 以上	100-4 99人	30-99 人	30人 以上	500人 以上	100-4 99人	30-99 人	%			
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%			
TL 調査産業計	0.982	0.981	0.983	0.983	0.996	0.969	1.005	0.993	0.987	1.012	0.978	0.990	90.7	85.4	91.2	92.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.849	-	0.883	0.958	1.005	-	1.002	1.003	0.845	-	0.881	0.955	89.0	-	87.0	90.5
D 建設業	0.974	1.041	1.023	0.929	1.012	1.006	1.018	1.000	0.963	1.034	1.004	0.929	96.1	92.1	90.2	100.0
D06 総合工事業	0.998	0.996	1.054	0.969	1.018	0.998	1.028	1.000	0.980	0.998	1.025	0.969	94.2	86.6	84.9	100.0
D07 職別工事業(設備工事業を除く)	0.936	-	-	0.996	1.000	-	1.000	1.000	0.936	-	-	0.996	100.0	-	100.0	100.0
D08 設備工事業	0.952	1.118	1.033	0.852	1.004	0.998	1.006	1.000	0.948	1.120	1.027	0.852	97.4	98.8	93.5	100.0
E 製造業	0.971	0.991	0.959	0.956	1.003	0.994	1.006	1.000	0.968	0.998	0.953	0.956	93.8	91.7	93.2	96.8
E09 食料品製造業、飲料・たばこ・飼	0.951	0.910	0.930	1.007	0.995	0.976	0.996	0.998	0.956	0.933	0.934	1.009	95.2	84.1	95.6	99.4
E11 繊維工業	0.927	0.918	0.976	0.887	1.001	0.988	0.994	0.999	0.925	0.929	0.982	0.888	93.6	75.8	95.9	94.9
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	0.940	-	0.933	0.940	1.003	-	1.000	1.000	0.937	-	0.933	0.940	99.4	50.8	100.0	100.0
E13 家具・装備品製造業	1.065	-	0.967	1.053	1.004	1.000	0.989	1.033	1.061	-	0.978	1.019	92.6	100.0	86.7	95.4
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.010	1.014	0.845	1.185	1.014	0.992	0.995	1.030	0.996	1.022	0.850	1.150	93.3	89.2	93.6	93.4
E15 印刷・同関連業	1.035	0.916	1.015	1.102	0.993	0.996	0.974	1.000	1.042	0.920	1.041	1.102	92.4	80.3	87.4	100.0
E16 化学工業、石油製品・石炭製品製	0.949	0.952	0.931	0.984	1.004	1.001	1.007	1.000	0.945	0.951	0.924	0.984	96.1	96.1	94.1	100.0
E18 プラスチック製品製造業(別掲を	0.944	0.998	1.037	0.833	1.004	0.981	1.013	0.988	0.940	1.018	1.023	0.843	93.7	85.2	93.7	95.3
E19 ゴム製品製造業	0.979	1.006	0.934	1.002	0.998	0.997	1.000	0.992	0.981	1.009	0.934	1.011	98.3	96.7	100.0	98.1
E21 窯業・土石製品製造業	1.003	0.977	1.124	0.910	1.003	1.005	0.984	1.000	1.000	0.972	1.142	0.910	90.8	92.9	79.7	100.0
E22 鉄鋼業	0.963	0.994	0.912	0.985	0.996	0.999	1.003	0.985	0.967	0.995	0.909	1.000	97.0	97.7	97.2	95.4
E23 非鉄金属製造業	0.989	0.926	0.991	1.043	1.006	1.000	1.003	1.050	0.983	0.927	0.988	0.993	91.8	97.9	97.2	80.7
E24 金属製品製造業	0.925	1.027	0.851	0.964	1.028	1.008	1.048	1.000	0.900	1.019	0.812	0.964	92.4	71.2	88.1	100.0
E25 はん用機械器具製造業	0.990	1.010	1.041	0.870	1.016	1.003	1.027	1.000	0.974	1.007	1.014	0.870	92.6	90.2	90.2	100.0
E26 生産用機械器具製造業	0.936	1.003	0.882	0.943	1.002	1.006	0.994	1.001	0.935	0.998	0.887	0.942	93.2	92.0	90.4	97.0
E27 業務用機械器具製造業	0.952	0.981	0.900	0.985	0.997	0.997	1.003	0.979	0.954	0.983	0.897	1.007	94.5	92.5	97.2	93.3
E28 電子部品・デバイス・電子回路製	0.968	0.999	1.011	0.780	1.008	1.001	1.008	0.998	0.960	0.997	1.002	0.781	88.5	84.6	92.9	91.1
E29 電気機械器具製造業	0.978	0.994	0.971	0.951	0.996	0.993	0.985	0.995	0.982	1.000	0.986	0.955	93.4	90.4	94.2	97.2
E30 情報通信機械器具製造業	1.062	1.056	1.093	1.018	0.996	0.993	1.058	0.987	1.066	1.064	1.032	1.032	86.9	92.4	72.7	91.9
E31 輸送用機械器具製造業	0.979	0.994	0.976	0.882	0.999	1.001	0.998	0.997	0.979	0.994	0.978	0.885	96.5	96.4	98.9	91.9
E32 その他の製造業、なめし革・同製	0.957	0.930	1.068	0.871	1.003	0.984	1.009	1.000	0.954	0.944	1.058	0.870	94.4	93.6	93.2	95.7

(次のページに続く)

前ページから続く 産業 (名称は適宜略称)	ギャップ率 旧調査結果				新調査結果／新調査うち開 設2009年以前結果				新調査うち開設2009年以前 結果／旧調査結果				前月末推計労働者数 うち開設2009年以前結果の占 める割合			
	30人 以上	500人 以上	100-4 99人	30-99 人	30人 以上	500人 以上	100-4 99人	30-99 人	30人 以上	500人 以上	100-4 99人	30-99 人	30人 以上	500人 以上	100-4 99人	30-99 人
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
F	1.046	0.964	1.059	1.093	1.013	1.016	1.012	1.000	1.033	0.949	1.047	1.093	93.6	93.5	88.8	100.0
G	0.969	0.970	1.027	0.882	1.014	1.007	1.011	1.017	0.956	0.963	1.016	0.868	86.4	82.2	88.2	88.4
H	1.005	0.991	0.942	1.075	1.010	0.996	1.006	1.007	0.996	0.995	0.936	1.067	90.0	74.7	93.5	90.3
I	0.943	0.928	0.973	0.928	0.998	0.893	1.033	0.988	0.945	1.039	0.942	0.939	88.8	73.9	89.1	91.6
I-1	0.974	0.936	1.058	0.938	0.996	0.932	0.995	1.000	0.979	1.005	1.063	0.938	91.7	81.2	85.6	98.0
I-2	0.907	0.912	0.891	0.918	1.024	0.887	1.050	1.017	0.886	1.029	0.849	0.902	87.0	66.5	90.9	87.8
J	1.027	0.935	1.121	1.038	1.010	0.987	1.007	1.019	1.017	0.947	1.113	1.019	88.8	85.0	87.4	91.7
K	0.981	0.917	0.951	1.029	0.987	0.928	1.009	0.976	0.993	0.988	0.942	1.054	90.8	77.6	91.6	92.8
K68	1.030	0.903	1.071	1.016	0.998	0.913	1.017	1.000	1.031	0.989	1.054	1.016	91.0	75.5	90.9	95.9
K70	0.863	0.986	0.581	1.051	0.958	1.053	0.963	0.946	0.900	0.937	0.604	1.110	90.3	91.7	94.4	88.5
L	0.993	0.966	0.976	1.038	0.992	0.986	0.991	0.992	1.001	0.980	0.985	1.046	89.6	87.7	86.5	94.4
L71	0.988	0.996	0.946	1.106	1.001	1.005	0.997	0.996	0.987	0.991	0.949	1.110	94.5	92.5	95.3	97.1
L72	0.978	0.879	0.912	1.107	0.952	0.936	0.972	0.939	1.027	0.939	0.938	1.179	83.6	83.0	86.5	81.3
L73	0.798	0.757	-	0.914	0.940	0.971	0.797	1.000	0.849	0.779	-	0.914	86.8	91.1	55.0	100.0
L74	1.051	1.041	1.073	1.031	1.013	0.985	1.029	0.994	1.038	1.057	1.043	1.038	88.9	80.9	84.6	96.1
M	0.954	1.020	0.969	0.940	0.993	1.039	1.012	0.982	0.961	0.982	0.957	0.957	87.6	89.9	88.2	87.2
M75	0.993	0.915	1.040	0.961	1.011	1.011	1.011	1.000	0.982	0.906	1.028	0.961	87.0	85.2	84.5	90.0
M76	0.925	1.319	0.794	0.938	0.982	0.999	0.997	0.980	0.942	1.320	0.796	0.956	86.9	98.8	88.7	86.1
M77	0.980	1.021	1.123	0.924	1.001	1.120	1.000	0.994	0.979	0.912	1.123	0.930	92.7	78.9	100.0	91.9
N	0.961	0.841	0.919	0.996	0.998	1.000	0.971	1.004	0.964	0.841	0.946	0.992	93.0	100.0	91.3	92.3
O	0.975	0.994	0.987	0.966	0.984	0.962	0.990	0.989	0.991	1.033	0.997	0.977	95.1	88.8	95.5	97.1
O81	0.975	0.980	0.951	0.979	0.995	0.983	0.990	1.000	0.979	0.997	0.960	0.979	97.2	90.3	94.6	100.0
O82	0.977	1.135	1.183	0.863	0.911	0.797	1.000	0.946	1.072	1.424	1.183	0.912	81.4	76.2	100.0	77.4
P	1.000	0.994	0.984	1.030	0.995	0.994	0.993	0.995	1.005	1.000	0.991	1.034	93.3	93.2	93.2	93.6
P83	0.991	0.993	0.987	1.007	0.993	0.998	0.989	0.994	0.998	0.996	0.998	1.013	93.6	94.2	92.2	98.1
Q	0.983	1.016	1.124	0.939	1.002	1.000	1.000	1.004	0.981	1.016	1.125	0.935	97.4	100.0	94.8	98.8
R	1.040	1.033	1.025	1.060	0.999	0.970	1.015	1.017	1.040	1.064	1.010	1.043	81.2	64.8	87.7	84.5
R91	1.031	0.923	0.983	1.220	1.037	1.038	1.027	1.087	0.994	0.889	0.957	1.122	59.4	46.8	68.2	60.3
R92	1.055	1.074	1.096	0.990	0.983	0.956	0.995	0.994	1.074	1.124	1.101	0.996	88.1	72.2	94.6	91.3



## 海面漁業生産統計に係る確認すべきポイント（論点）

主査：西郷 浩

### 1 水産業に関する統計体系と海面漁業生産統計の位置付け

- ※ 「漁業センサス」、「内水面漁業生産統計調査」との関係など
- ※ コスト・ベネフィットの観点から見た水産業に関する統計体系の現状

### 2 漁業経営体数に係る調査事項の簡素化に伴う対応状況

※ 前回統計審議会答申（平成18年3月10日）への対応状況（主に以下の点に留意）

- ① 本調査の調査範囲の見直しに対する評価（漁業経営体に係る事項を漁業センサスで把握することによる支障の有無、結果の整合性等）
- ② 漁業センサスの中間年における標本調査の標本設計、推定方法等
- ③ 水揚量の把握漏れや重複計上等を防止するために講じている措置

(別添)

## 海面漁業生産統計調査に係る各委員からの御意見等

主 査 論 点	各委員提出意見	各委員提出意見理由
2. 漁業経営体数に係る調査事項の簡素化に伴う対応状況	海面漁業生産統計と漁業センサスとの関係(平成19年の海面漁業生産統計の調査範囲の見直しに対する評価)を確認したい。	海面漁業生産統計については、平成19年に、調査範囲が原則として漁業経営体から水揚機関に変更される等、大幅な改正が行われたと理解する。 漁業経営体については、別途5年ごとに実施する漁業センサスによって把握すると聞いているが、海面漁業生産統計の調査範囲変更後、平成20年、25年という2回の漁業センサス実施を経て、海面漁業生産統計と漁業センサスの役割分担や連携の現状をどのように評価しているか、つまり、平成19年の海面漁業生産統計の調査範囲の見直しに対する評価(調査結果への影響等)を、説明してほしい。 例えば、海面漁業生産統計で毎年把握されていた漁業経営体に関するデータが、5年ごとの漁業センサスによる把握に置き換わったことによって、大きな支障は生じていないか。
	平成18年の統計審議会答申(以下、「前回答申」)の「2 今後の検討課題」に記載されている事項の対応の現状について説明をいただきたい。 特に、漁業センサスに直近の年次の海面漁業生産統計調査における漁業種類別、規模別等の漁業事業体数等の統計データを直近の漁業センサスの結果と比較した場合、どの程度整合性があるかといった比較結果を紹介していただきたい。	統計調査の中でも漁業という独特の業態に関する調査であり、過去の審議で課題とされた事項には改善の糸口が含まれていると思われるので、「課題」への対応状況を把握することは重要である。特に、この種の年次調査の結果がセンサスなどの程度整合性があるかということは、統計の精度や比較可能性の観点から重要な課題である。
	前回答申における今後の検討課題の(2)に述べられている標本調査は、現在、どのような形で行われているか、紹介していただきたい。	上記と同じ理由。なお、世帯調査や事業所調査に比べ、母集団が極めて小さいため、通常の意味での標本調査を行ったのでは、よほど抽出率を高くしない限り、安定的で精度の高い結果を得るのは難しいと思われる。このような意味から、特に標本設計、推定方法、結果精度などに関し、解説をしてほしい。
	前回答申における「1 今回の調査計画」の「(4)調査方法」の結びに、「水揚量の把握漏れや重複計上等がないよう、……適切な措置を講じる必要がある。」とされているが、具体的にどのような措置を講じているか、説明をいただきたい。	正確な統計を作成するために重要な措置であるため。

# 海面漁業生産統計について

平成28年1月21日  
農林水産省

## 目次

---

- 1 水産業に関する統計体系と海面漁業生産統計の位置付け
  - ① 水産業に関する統計体系
  - ② 海面漁業生産統計調査の概要
  - ③ 海面漁業生産統計調査の特徴
  
- 2 漁業経営体数に係る調査事項の簡素化に伴う対応状況  
(前回統計審議会答申(平成18年3月10日)への対応状況)
  - ① 本調査の調査範囲の見直しに対する評価
  - ② 漁業センサスの中間年における標本調査の標本設計、推計方法等
  - ③ 水揚量の把握漏れや重複計上等を防止するために講じている措置

# 1 水産業に関する統計体系と海面漁業生産統計の位置付け

## ① 水産業に関する統計体系

### ○ 水産業に関する統計体系

- ・ 水産業の基本構造(経営体数等) : 漁業センサス、漁業就業動向調査
- ・ 漁業経営収支 : 漁業経営調査
- ・ 漁業生産量 : 海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査  
(生産額は生産量を元に推計)
- ・ 水産物流通・加工品の生産量 : 食品流通段階別価格形成調査、水産物流通調査

### <調査年>

	2008年(H20)	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年(H25)
基本構造(経営体数等)	漁業センサス		漁業就業動向調査(一般統計)			漁業センサス
漁業経営収支	漁業経営調査(一般統計)					
漁業生産量	海面漁業生産統計調査(基幹統計) 内水面漁業生産統計調査(一般統計) 注:内水面とは、河川・湖沼					
水産物 流通・加工品の生産量	食品流通段階別価格形成調査(一般統計)、水産物流通調査(一般統計)					

### <調査対象数>

漁業センサス ・漁業センサスの海面漁業の基本調査区 6,479調査区 ・海面漁業経営体 約 94,500経営体	漁業就業動向調査 ・個人経営体 441調査区 ・団体経営体 562経営体 (約1割を抽出し調査)	海面漁業生産統計調査 ・行政資料 823経営体分 ・水揚機関調査 2,074機関 ・経営体調査等 1,026経営体等 (水揚機関等で把握できないもの) 計 3,923客体	内水面漁業生産統計調査 ・水揚機関調査 約 1,000機関 ・経営体調査 約 1,500経営体 計 約 2,500客体
---	---	--	--

2

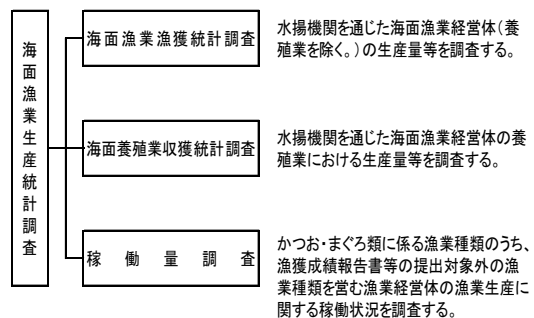
## ② 海面漁業生産統計調査の概要

- 目的: 海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備すること。

### <調査の沿革>

- ・昭和25年までは表式調査による漁獲量(漁業生産量)の把握を実施
- ・昭和28年: 別途行われていた海面養殖業に係る調査を吸収
- ・昭和39年: 水産行政利用に対応するため、属地統計(水揚港の県等に計上)から属人統計(居住県等に計上)へ転換
- ・昭和48年: 「海面漁業生産統計調査」に改称
- ・平成14年: 漁業動態調査(漁業経営体)の調査事項を含んだ「稼働量調査」を新設等
- ・平成19年: 調査方法・調査事項の見直し、統計調査員化等を実施  
(見直し内容: 主な調査対象を漁業経営体から漁業経営体毎の生産量が把握できる水揚機関へ変更、稼働量調査については、調査対象とする漁業種類を限定等)

### <調査の体系>



### <主な利活用>

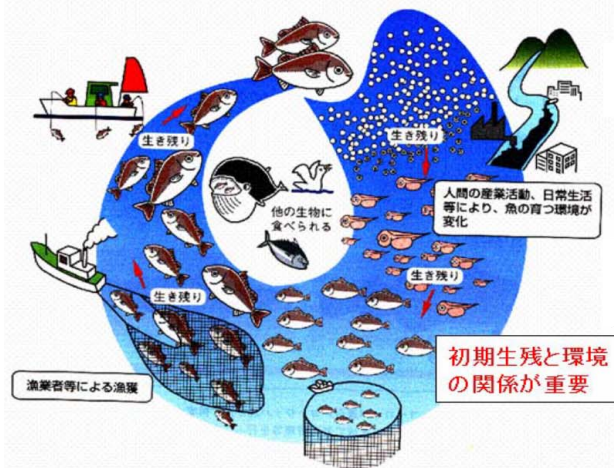
- 政策目標算定のための基礎資料
  - ・ 国が、「水産基本法」に基づき定める「水産基本計画」において水産物の自給率及び持続的生産目標を定めるための基礎資料 (例: 平成34年魚介類の自給率目標 70%(平成22年 60%))
- 水産資源管理のための基礎資料
  - ・ 国が、水産資源管理を行うため基礎資料(特定魚種(まいわし等)の漁獲量の上限(TAC)を定めるため等に利用。)
  - ・ 国が、国際的な水産資源管理機関に「くろまぐろ」等の水産資源管理の報告を行うための基礎資料
- 国際機関への協力及び義務
  - ・ 「経済統計に関する国際条約」に基づき、国際連合食糧農業機関(FAO)へ魚種別生産量を報告し、「世界漁業・養殖業白書(SOFIA)」に掲載
  - ・ 「中西部太平洋マグロ類条約」等に基づき、まぐろ類の水産資源の評価のための生産量等を提出

3

### ③ 海面漁業生産統計調査の特徴

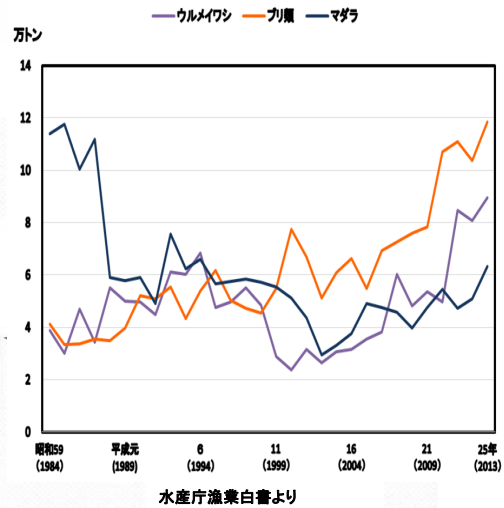
- 海面漁業は、水産資源量及び漁業生産量の年変動が大きいことから、全数調査により把握。
- 一方、海面漁業の経営体は、約 94,500経営体に及ぶことから、生産量の大宗を把握することが可能な漁業協同組合、産地市場などの水揚機関(平成25年 2,074機関)で調査することにより、効率的な調査を実施。

#### <資源変動の大きい水産資源>



水産庁漁業白書より

#### <大きく変動する海面漁業生産量>



水産庁漁業白書より

4

## 2 漁業経営体数に係る調査事項の簡素化に伴う対応状況

### ① 本調査の調査範囲の見直しに対する評価

- 海面漁業生産統計調査の「稼働量調査」による漁業経営体数等の全数把握は、平成18年で終了。
- 5年ごとの「漁業センサス」で漁業種類別、漁船の規模別漁業経営体数等を適切に把握。
- 漁業センサス中間年(平成19年を含む。)の漁業経営体数については、「漁業就業動向調査」で標本調査により把握・公表。

#### <漁業経営体に関する調査の変遷>

	～平成13年	平成14年～18年	平成19年～
基幹統計	1998年(平成10年)漁業センサス	2003年 漁業センサス	2008年、2013年漁業センサス
一般統計 漁業センサス 中間年	漁業動態調査 ①漁業就業動向等調査 ②漁業経営体調査(漁業経営体数)	漁業就業動向等調査(～平成15年) L 漁業就業動向調査(平成16年～)	漁業就業動向調査 (漁業就業者数、漁業経営体数)
基幹統計 (毎年)	海面漁業生産統計調査 ①漁業・養殖業生産量等 ②漁労体数(漁船数)、出漁日数等	海面漁業生産統計調査 ①漁業・養殖業生産量 ②稼働量調査(漁業経営体数等)	海面漁業生産統計調査 ①漁業・養殖業生産量 ②稼働量調査(沿岸まわりの漁業等に限定)

平成18年3月10日付け統審議第4号「諮問第306号の答申海面漁業生産統計調査の改正について」(抜粋)

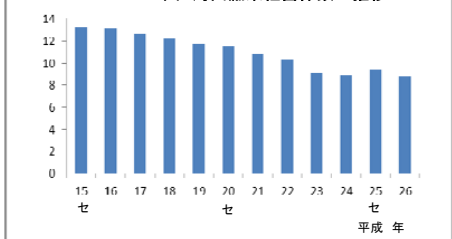
#### <今後の検討課題>

漁業に関する統計の体系的整備及び統計需要への的確な対応を図る観点から、基本的な事項に関する統計が継続的に整備されるよう、次のことについて検討する必要がある。

- (1) 漁業種類別、規模別等の漁業経営体数について、5年ごとに実施する漁業センサスにおいて把握すること。
- (2) 最も基本的な漁業経営体数に係る事項について、漁業センサスの中間年において標本調査により把握すること。

なお、上記(2)の標本調査については、統計の時系列を確保する観点から、平成19年度から実施することが適当である。

図 海面漁業経営体数の推移



注:平成23、24年は、岩手、宮城、福島県の経営体を除く。

5

## ② 漁業センサス中間年における標本調査の標本設計、推計方法等

- 全国の経営体数等は、「漁業センサス(5年ごと。悉皆調査。)」と「漁業就業動向調査(漁業センサス中間年。標本調査。)」で把握。

### <漁業就業動向調査>

#### 標本設計の考え方

1. 個人経営体の標本設計については、2013年漁業センサスの基本調査区を母集団とし、漁業就業者数を指標として、目標精度全国 3.0%で設計

[ 実績: 漁業センサスの基本調査区 6,479調査区 ⇒ 標本調査区数 441 ]

2. 団体経営体の標本設計については、基本調査区内において出現率が低いため、2013年漁業センサスの団体経営体を母集団とし、雇員数を指標として、目標精度全国 2.0%で設計

[ 実績: 漁業センサスの団体経営体数 5,033経営体 ⇒ 標本経営体数 562 ]

#### 集計方法

漁業センサス結果を用いた比推定により算出

#### 実績精度

漁業就業者数計(全国)の実績精度は以下のとおり。

調査年度	実績精度(%)
平成21年	1.9
平成22年	1.0
平成23年	1.0
平成24年	1.1
平成26年	1.2

注: 漁業就業動向調査は、漁業就業者数を作成することを目的とした調査のため、漁業経営体数に関する実績精度は算出していません。

6

## ③ 水揚量の把握漏れや重複計上等を防止するために講じている措置

- 調査の準備段階で、漁業センサスデータを元に調査方法ごとの調査対象名簿を整理し、経営体の重複や把握漏れがないようにした上で調査を実施。
- 水揚量については、多段階(農政局支局、農政局本局、農林水産省本省)で前年比や変動の要因等を確認し、より精度向上に努めているところ。

### <答申>

諮問第306号の答申(平成18年3月10日)  
海面漁業生産統計調査の改正について  
(抜粋)

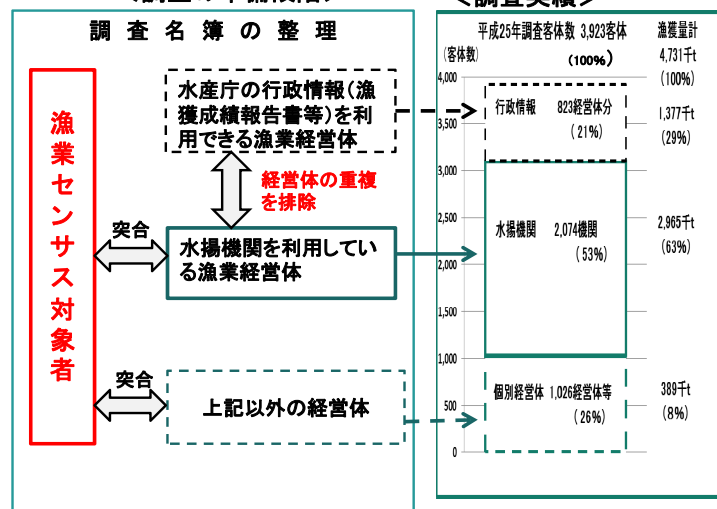
記

1 今回の調査計画

(4) 調査方法

その際、水揚機関を利用する漁業経営体には、地元漁協の非組合員や地元外の者のほか、漁獲成績等報告書の報告者も含まれるため、水揚量の把握漏れや重複計上等がないよう、漁業センサスの調査客体名簿の確認や調査票の審査等事務において適切な措置を講じる必要がある。

### <調査の準備段階>



7

家計統計に係る確認すべきポイント（論点）

主査：河井 啓希

1 世帯分布について

- ア 回収サンプルにおける有業人員や世帯主年齢の分布の検証状況
- イ 上記の検証結果等を踏まえた有業人員や世帯主年齢を考慮した推計の取組
- ウ 標本設計や標本誤差、データの振れ等の補正方法に関する調査研究等の取組

2 個人消費の把握の充実について

- ア 消費の基調的な動きを把握するための取組
- イ 家計消費状況調査による補完（家計消費指数）についての現状の評価と今後の可能性

3 記入者負担の軽減について

(1) ICTの活用

- ア 電子調査票やオンライン調査の導入等、家計調査の電子化の進展に向けた取組

(2) 調査方法の見直し

- ア 記入者負担の軽減等を踏まえた調査票見直し（購入数量調査を含む）の取組
- イ 単身世帯の調査における高齢者に配慮した記入支援などの研究・検討状況

4 情報提供・利活用向上について

(1) 分かりやすい情報提供

- ア 家計統計を取り巻く調査実施の状況や統計利用上の留意点等の情報を統計利用者  
に分かりやすい形で公表・提供するための取組
- イ ホームページ上に掲載している情報の更新や関連統計へのリンク等に関する情報  
提供の取組

(2) 関連統計との差異についての情報提供

- ア 家計の消費や所得に関する調査事項について、家計統計と他の統計における定義  
やデータの傾向等の違いに関する情報提供の取組

5 その他

- ア 家計統計に求められる利用ニーズと役割
- イ 今後の家計統計の見直しスケジュール等

# 家計調査における取組の現状

平成28年 2月16日  
総務省統計局



## 目次

1	家計調査の現状	スライド
(1)	家計収支の動向を把握するための枠組み	3
(2)	標本の抽出	5
(3)	結果の推定方法	8
2	課題に対する取組状況	
(1)	世帯分布の確認	11
(2)	他の関連統計との比較	14
(3)	消費の基調的な動きの把握	16
(4)	今後の取組	20
(5)	家計統計の利用ニーズと役割	28





# 1 家計調査の現状



2

## (1) 家計収支の動向を把握するための枠組み - 家計調査と家計消費状況調査の関係 -

《家計収支の実態把握》

《家計調査を補完》

家計調査

+

家計消費  
状況調査

= 消費動向のよりの確な把握  
(家計消費指数の公表)

家計簿による調査  
(約9,000世帯)

購入頻度が少ない高額商品・  
サービス(特定44品目)の把握  
(約30,000世帯)

### 家計消費状況調査の実施に至る経緯

- 平成12年2月(2000年) 月例経済報告(閣僚会議)での小渕内閣総理大臣(当時)からの指示
- 平成12年8月 「個人消費動向把握手法改善のための研究会」  
⇒ 「家計調査」において毎月の購入頻度が少なく結果が安定しない高額消費については、「家計調査」とは別に大サンプル調査で補完を図る
- 平成13年5-7月 統計審議会諮問・答申
- 平成13年10月 「家計消費状況調査」の開始



3

## (1) 家計収支の動向を把握するための枠組み - 家計調査及び家計消費状況調査の概要 -

	家計調査（基幹統計調査）	家計消費状況調査（一般統計調査）
目的	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること	家計消費動向のよりの確な把握に資するため、購入頻度が少ない高額商品・サービス（44品目）などへの消費の実態を安定的に捉え、家計調査を補完すること（平成13年10月から実施）
標本規模	約9,000世帯	約30,000世帯
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県経由</li> <li>調査員が毎月2回、家計簿を配布・回収</li> <li>毎日のすべての収入と支出を「家計簿」に記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間調査機関に委託</li> <li>調査員が調査票を配布、回収は郵送（1月目と6月目は調査員。また、オンライン調査も併用）</li> <li>調査票にあらかじめ印刷された品目について記入</li> </ul>
結果の利用例	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の必要経費の分析など、各種税制の検討</li> <li>基礎年金額、生活保護基準、標準生計費など社会保障政策の検討</li> <li>消費者物価指数（CPI）におけるウエイトの算定</li> <li>地方における特産品による観光、町おこし</li> <li>月例経済報告の個人消費動向の判断</li> <li>国民経済計算の四半期別速報（QE）の基礎データ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計消費指数の作成</li> <li>国民経済計算の四半期別速報（QE）の民間消費最終支出のうち「国内家計最終消費支出」の推計（一次QEの段階から基礎データとして利用）</li> </ul>

## (2) 標本の抽出 - 標本設計 -

- 調査の対象  
全国の世帯
- 標本抽出方法（右図参照）
  - 層化3段無作為抽出法
  - 8,821世帯を抽出
    - 二人以上の世帯：8,076世帯
    - 単身世帯：745世帯
- 1段目：市町村  
全国の市町村を層化し、計168の調査市町村を抽出
- 2段目：調査区  
各調査市町村から調査区を抽出（全国で約1,400）
- 3段目：世帯  
調査員が調査区を実地に巡回し作成した世帯名簿を基に、各調査区の調査対象世帯の中から以下の区分に応じて計6世帯※を抽出

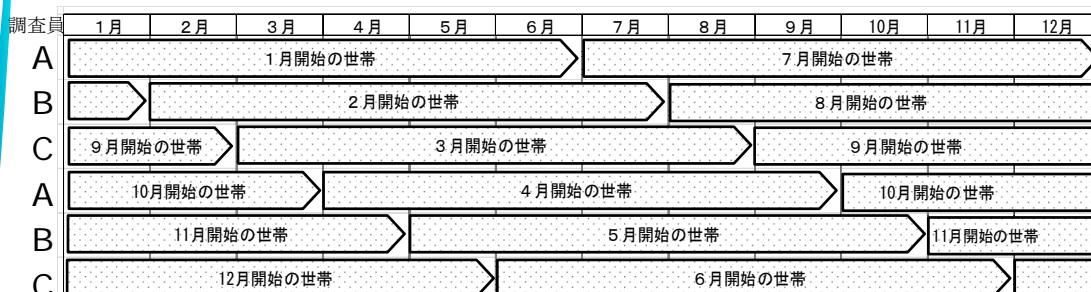
※母集団の縮図となるような標本世帯を得るために、6世帯を各調査区内の「勤労者世帯」、「勤労者以外の世帯」、「農林漁家世帯」の比率を反映させるように割当て



## (2) 標本の抽出 - 標本交替の仕組み -

### □ 家計調査における標本交替（二人以上の世帯）

- 毎月標本の6分の1が交替（同一の世帯を6か月間調査）（下記イメージ図）



- 毎月6分の1の標本交替により、前月からの結果の変動を抑制し、安定的な結果を得られるような仕組みとなっている
- 調査員は、調査開始月が3か月異なる2調査区（例：1月開始と4月開始の組合せ（A））を受け持ち、3か月ごとに名簿の整備・抽出・依頼を行う

## (2) 標本の抽出 - 標本誤差 -

消費支出の総額及び10大費目別の額（全国、二人以上の世帯）の標準誤差率について、平成26年（2014年）における各月の平均値は、下表のとおり

項目	標準誤差率の平均値 (%)
消費支出	1.3
食料	0.7
住居	8.4
光熱・水道	0.8
家具・家事用品	3.6
被服及び履物	3.0
保健医療	3.3
交通・通信	4.8
教育	7.2
教養娯楽	2.4
その他の消費支出	2.7

### (3) 結果の推定方法

□ 労働力調査結果をベンチマークとする推定方法を採用

- 月次の調査で、かつ、標本規模が家計調査よりも大きい労働力調査の結果をベンチマークとして用いることにより、精度を高めている。労働力調査の結果による世帯分布は、母集団情報である国勢調査の結果とほぼ一致

表 「世帯人員」別世帯分布  
二人以上の世帯（2010年）

	国勢調査	労働力調査
計	100.0	100.0
2人	40.3	40.4
3人	26.9	26.1
4人	21.3	22.1
5人	7.3	7.3
6人以上	4.2	4.1

(参考) 推定式 (二人以上の世帯)

$$\bar{X} = \frac{\sum_i \sum_j \sum_k \sum_l X_{ijkl} \cdot \alpha_{ij} \cdot C_{ik}}{\sum_i \sum_k W_{ik}}, \quad C_{ik} = \frac{W_{ik}}{\sum_j \alpha_{ij} \cdot P_{ijk}}$$

$\bar{X}$  : ある品目の全国平均支出金額 (二人以上の世帯)  
 $X$  : " " ある世帯での支出金額  
 $\alpha$  : 還元係数 (調査市町村別)  
 $P$  : 集計世帯数  
 $C$  : 補正係数  
 $W$  : 調査対象世帯数 (二人以上の世帯、労働力調査の推定値)  
 $i$  : 地方10区分  
 $j$  : 調査市町村  
 $k$  : 世帯人員4区分  
 $l$  : 世帯 (二人以上の世帯)

□ 具体的には、「地方×世帯人員」の世帯分布を利用

- 推定においては、消費支出と特に関係が強いと考えられる項目として、地方（北海道、東北等の10区分）及び世帯人員を採用



8

## 2 課題に対する取組状況



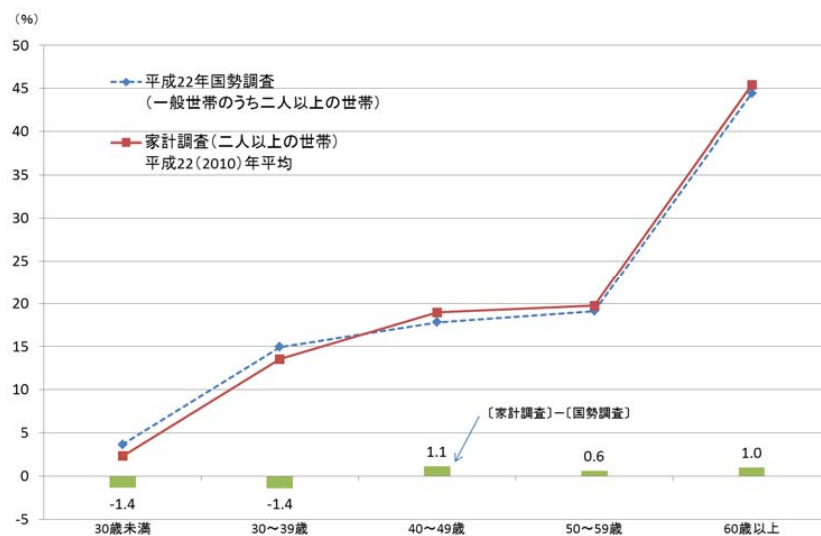
9

## 課題に対する取組状況

- (1) 世帯分布の確認
- (2) 他の関連統計との比較
- (3) 消費の基調的な動きの把握
- (4) 今後の取組
  - ア 家計消費に関する新たな指標の開発に向けた研究
  - イ 家計消費状況調査・家計消費指数の公表早期化
  - ウ 記入者負担の軽減
    - (ア) ICTの活用
    - (イ) 調査票の見直し 等
  - エ 情報提供・利活用の充実
  - オ まとめ・工程表
- (5) 家計統計の利用ニーズと役割

## (1) 世帯分布の確認 - 世帯主の年齢階級 -

「世帯主の年齢階級」別世帯分布の比較（家計調査と直近の国勢調査：全国結果）



家計調査の世帯分布は、国勢調査に比べ、若年層の割合が低く、高齢層の割合が高くなっている

## (1)世帯分布の確認 - 有業人員 -

有業人員について、家計調査結果を平成24年就業構造基本調査結果と比較すると、下表のとおり

(単位：人)

	家計調査（平成24年平均）	平成24年就業構造基本調査
有業人員（総世帯のうち勤労者世帯）※	1.5	1.6

※就業構造基本調査は雇用者世帯（「会社などの役員」を含む）全体における平均

家計調査の平均有業人員は、就業構造基本調査に比べ、0.1人少なくなっている

（参考）平成24年就業構造基本調査の概要

- 目的：国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ること
- 調査の対象：全国約47万世帯の15歳以上の世帯員約100万人
- 調査の方法：調査員調査により実施。ただし、一部地域については、オンライン調査により実施

## (1)世帯分布の確認 - 推定方法の検証 -

労働力調査結果をベンチマークとし、「地方×世帯主の年齢階級」別世帯分布、「地方×有業人員」別世帯分布による試算を実施〔参考1～8〕

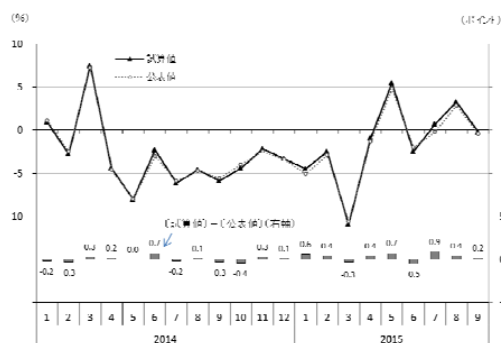
### 〈検証結果〉

前年同月比について、いずれも公表値と試算値の差の絶対値は平均で0.5ポイント以内で動きの傾向も同じ〔参考4、5、6、7〕



- 「世帯主の年齢階級」別世帯分布を用いた推定結果を**新たに作成し、公表**（参考系列）
- 世帯員の年齢構成の状況なども含め、今後、他の世帯属性による推定についても研究〔参考8〕

「地方×世帯主の年齢階級」別世帯分布を用いた試算  
-消費支出（二人以上の世帯）の対前年同月実質増減率-



## (2)他の関連統計との比較 - 販売側の統計との比較 -

### 【商業動態統計調査（経済産業省）との相違】

- 家計調査の「消費支出」
  - 二人以上の世帯の1世帯当たりの平均値
  - 「財」への支出だけでなく、「サービス」への支出も対象
  - 「贈与金」や「仕送り金」といった他の世帯への移転支出も含む
- 商業動態統計調査の「小売業販売額」
  - 販売の総額
  - 基本的に「財」が対象
  - 事業者や最近増加しつつある外国人観光客などによる消費分を含む

※家計の消費支出のうち「財」への支出と小売業販売額の動きを比較してみると、両統計の動きは近づく

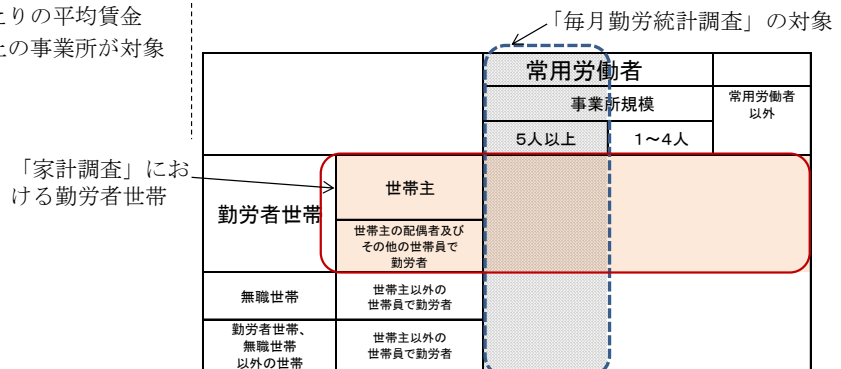
家計調査は、世帯の消費支出を把握するものであり、事業者や外国人観光客による消費まで含めて把握するものとはなっていない

## (2)他の関連統計との比較 - 事業所側の統計との比較 -

### 【毎月勤労統計調査（厚生労働省）との相違】

- 家計調査の「実収入」（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）
  - 二人以上の勤労者世帯の1世帯当たりの平均値
  - 全ての世帯員の収入を合算した収入
  - 勤め先収入のほか、事業・内職収入、公的年金給付等の社会保障給付等全ての収入を含む
- 毎月勤労統計調査の「現金給与総額」
  - 常用労働者1人当たりの平均賃金
  - 常用労働者5人以上の事業所が対象

(参考) 家計調査と毎月勤労統計調査のカバレッジの違い



家計調査では、二人以上の勤労者世帯の収入を把握しており、労働者全体の賃金を把握するものとはなっていない

※なお、家計調査では無職世帯についても実収入を把握している

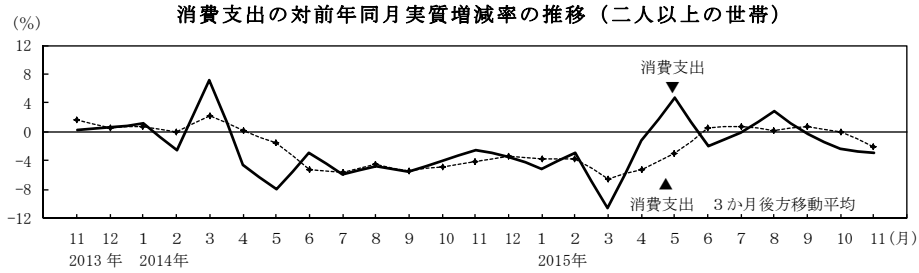
### (3)消費の基調的な動きの把握 - 移動平均の導入 -

#### 【移動平均を施した系列の公表（平成27年10月分～）】

消費の基調的な動きをよりの確に把握するため、「3か月後方移動平均を施した系列」を参考系列として公表。平成28年1月分結果から、公表冊子に掲載

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/index.htm>

(結果提供に係るその他の取組は〔参考9〕)



	2014年			2015年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
消費支出	-2.5	-3.4	-5.1	-2.9	-10.6	-1.3	4.8	-2.0	-0.2	2.9	-0.4	-2.4	-2.9	
(参考)3か月後方移動平均	-4.1	-3.4	-3.7	-3.8	-6.5	-5.2	-3.0	0.5	0.8	0.2	0.7	-0.1	-2.0	

### (3)消費の基調的な動きの把握 - AK estimator -

#### 【AK estimator を用いた試算の実施】〔参考10～12〕

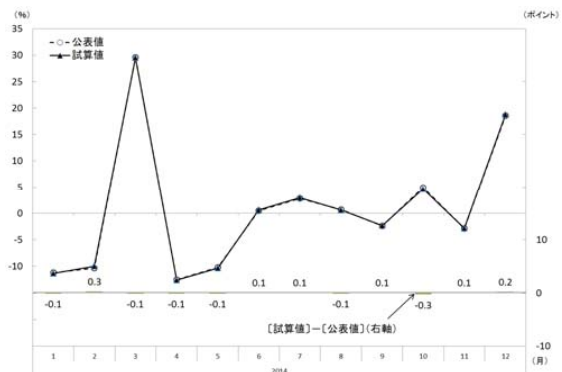
##### 〈検証結果〉

- 前月比について、公表値と試算値の差の絶対値は平均で0.6ポイント以内で動きの傾向も同じ〔参考11、12〕



- AK estimator による推定の改善効果はほとんど期待できないと考えられる

AK estimatorを用いた試算  
- 消費支出（二人以上の世帯）の対前月名目増減率 -



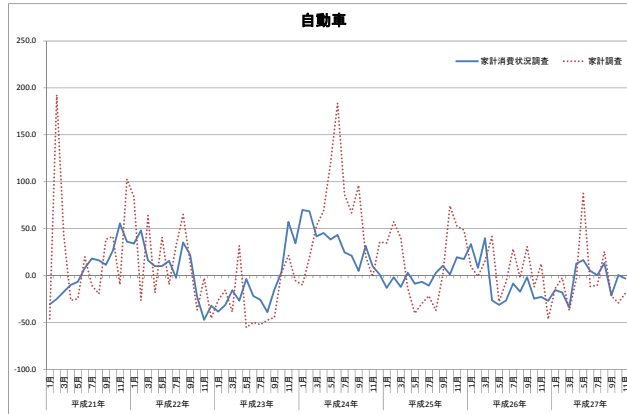
※AK-estimator は標本の前月からの継続性を重視した推定方法であるが、家計調査では元々全体の6分の5が継続する標本設計になっている



### (3)消費の基調的な動きの把握 - 家計消費状況調査 -

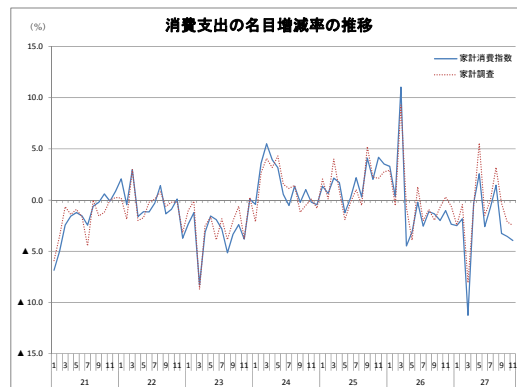
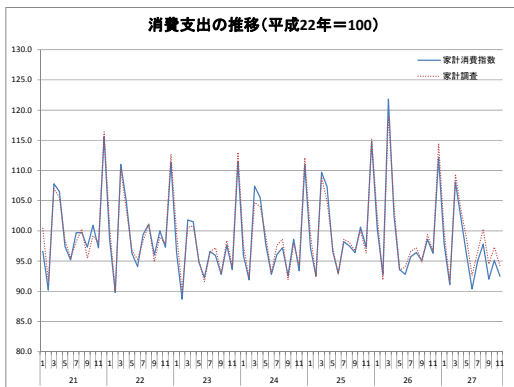
- 家計消費状況調査には、次のような特徴がある
  - 購入頻度が少なく高額な品目の名称が調査票にあらかじめ印刷されていること
  - 調査世帯数が3万世帯と大規模であること
- このため、家計消費状況調査では、自動車、家電など購入頻度が少なく高額な品目について、記入精度が高まり、前年同月比の変動が穏やかとなること  
[参考13]

「自動車」への支出金額の対前年同月増減率（名目）の推移（二人以上の世帯）



### (3)消費の基調的な動きの把握 - 家計消費指数 -

家計消費の動向をより安定的に把握するため、購入頻度が少なく高額な品目を家計消費状況調査の結果で補完した指数を作成



- 家計調査の消費支出の標準誤差率 1.4%
- 家計消費指数の基となる合成金額の標準誤差率 1.1%

(平成27年7～11月、二人以上の世帯)

## (4) 今後の取組

### 現状

- 家計調査は、世帯を対象とし、世帯側から消費の詳細な実態を把握する統計（ミクロ統計）
- ただし、記入者負担の大きさなどが世帯分布に影響を与えている可能性



### 取組の方向

- ビッグデータの活用などの新たなアプローチの可能性を含め、家計消費に関する新たな指標の開発に向けた研究を行うなど、家計消費に関する統計の充実に向けて幅広く検討
- それと併せて、以下の取組を進めることとする
  - ・ 家計消費状況調査・家計消費指数の公表の早期化
  - ・ 記入者負担の軽減
    - － ICTの活用
    - － 調査票の見直し 等
  - ・ 推定方法の研究
  - ・ 情報提供・利活用の充実

## (4) 今後の取組

### － 家計消費に関する新たな指標の開発に向けた研究 －

### 背景

- 近年、我が国では少子高齢化が一層進むとともに、世帯人員の減少、単身世帯の増加など世帯構造の変化が進展
- 家計調査の主系列（月次）は、①二人以上の世帯※について、②1世帯当たりの平均値を表すもの
- このように、家計調査の月次結果は、我が国の家計消費全体を表すものではない  
※単身世帯の結果は四半期ベースの公表

### 取組の方向

- 世帯側から見た我が国の家計消費全体の動向を把握することができるような指標の開発に向け研究

### 研究のポイント

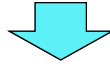
- ポイントカードデータ、POSデータなどのビッグデータを始めとする、様々な情報源の活用の可能性を含め研究
- 家計消費指数の在り方、単身世帯の消費支出の把握の在り方の見直しを含め研究
- 世帯構造の変化が家計消費全体に与える影響を分析

#### (4)今後の取組

##### - 家計消費状況調査・家計消費指数の公表早期化 -

#### 【家計消費状況調査の公表早期化】

- 家計消費状況調査の速報及び確報の公表は、家計調査結果の公表から、それぞれ約1週間及び約2週間後



- 家計消費状況調査の確報の公表を1週間早期化し、速報と一本化
- さらに、オンライン回答の推進などにより、家計調査結果と同時期に公表することも視野に入れて引き続き検討

#### 【家計消費指数の公表早期化】

- 家計消費指数の公表は、家計調査結果の公表から約2週間後



- 上記の家計消費状況調査の公表早期化に伴い、家計消費指数の公表を約3日早期化

#### (4)今後の取組

##### - 記入者負担の軽減(ICTの活用) -

記入しやすさの向上、調査実施事務の効率化、調査困難な世帯（若年層など）に対する調査の円滑化、記入精度の向上を図るため、オンライン調査の導入などICTの活用を検討



- スマートフォンなどでレシートを読み取り、自動的に家計簿に反映させる機能を導入
- 家計診断機能、データ保存機能を導入
- 調査世帯からの回答の経過や内容を一括して管理する機能を導入
- より記入しやすいツールとして、タブレット端末の活用方策について検討

[参考14]

#### (4) 今後の取組

##### － 記入者負担の軽減(調査票の見直しなど) －

###### 【調査票の見直し】〔参考15〕

- 記入しやすさの向上などの観点から、家計簿の様式の見直しを検討
- 記入者負担の軽減などの観点から、調査事項の見直しを検討

###### 【数量(重量)の記入】〔参考16〕

- 様々なニーズやILO決議の内容を勘案し、直ちに廃止することは困難
- 記入者負担の軽減策の一環として、今後も幅広い観点から検討

###### 【その他】

- 高齢者に配慮した記入支援について、実地調査を担当している都道府県に出向き、指導員や調査員から実情を聴取
- その結果を踏まえ、可能な方策を検討
- 持続可能な調査の在り方について、引き続き検討

#### (4) 今後の取組

##### － 情報提供・利活用の充実 －

###### 【世帯分布に関する情報】〔参考17〕

- 世帯構造の変化の理解に資するため、「世帯分布」の時系列統計表を作成し、公表

###### 【関連統計に関する情報】〔参考18〕

- 家計調査のホームページから関連統計へのリンクを掲載
- 今後、公表資料(冊子)や「家計調査Q&A」(統計局HP)に家計調査と他の関連統計との相違に関する解説を掲載

###### 【家計調査結果を見る際の留意点】

- 「家計調査の結果を見る際のポイント」をHPに掲載するなど家計調査の解説を充実

## (4) 今後の取組 -まとめ-

目的	主な取組事項	実施時期（予定）
◎個人消費の把握の充実（家計消費全体の動向の把握）	家計消費全体の動向を把握できる新たな指標の開発に向けた研究 （ビッグデータなどの様々な情報源の活用可能性など）	平成28年度から着手
◎個人消費の把握の充実（精度の向上など）	「世帯主の年齢階級」別世帯分布を用いた推定結果の公表（参考系列） 他の世帯属性を用いた推定方法についての研究 家計消費状況調査・家計消費指数の公表の早期化（更なる公表の早期化も視野に検討）	平成28年度から 平成28年度（29年1月～）
◎ICTの活用による記入のしやすさと精度の向上、記入者負担の軽減	オンラインでの回答が可能に（スマートフォンによるレシート読み取り機能の導入など） タブレットを活用した回答が可能に（記入しやすい専用ソフトの開発など） 記入しやすい家計簿様式への変更など	平成29年度（30年1月～） 平成30年度以降順次導入 平成29年度（30年1月～）
◎情報提供・利活用の充実	世帯分布の状況、他統計との相違の解説、高齢化等の影響の分析結果などの情報提供の充実	平成27年度から順次提供



平成28年度後半以降の統計委員会への諮問を想定

26

## (4) 今後の取組 -工程表-

検討内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
個人消費の把握の充実（家計消費全体の動向の把握） ◎家計消費全体の動向を把握できる新たな指標の開発に向けた研究（ビッグデータなどの様々な情報源の活用可能性など）		ビッグデータなど様々な情報源の利用可能性の検討 家計消費指数や単身世帯の把握の在り方に係る課題の整理 研究に必要な予算要求	民間との連携によるビッグデータの活用方策の検討 ビッグデータなど様々な情報源の分析・検証 推定方法の改善方策、モニターの活用方策などの検討			利用可能な情報源の特定 家計消費全体の動向を把握する指標のシミュレーション
個人消費の把握の充実（精度の向上など） ◎「世帯主の年齢階級」別世帯分布を用いた推定結果の公表（参考系列） 他の世帯属性を用いた推定方法についての研究 ◎家計消費状況調査・家計消費指数の公表の早期化	提供開始 集計の見直し	他の世帯属性を用いた推定方法の研究 情報等の早期化 （29年1月分～）		さらなる公表の早期化も視野に検討		
ICTの活用による記入のしやすさと精度の向上、記入者負担の軽減 ◎ICTの活用（スマートフォンによるレシート読み取り、タブレットの活用など） ◎記入しやすい家計簿様式への変更など	オンライン調査導入に向けた検討 調査事項等の検討	統計委員会 諮問・答申	システム整備 オンライン調査導入 （30年1月分～） タブレット専用ソフトの開発 調査票の充実など （30年1月分～）		タブレット活用 （30年度以降順次導入）	
情報提供・利活用の充実 ◎世帯分布の状況、他統計との相違の解説、高齢化の影響の分析結果などの情報提供の充実						平成27年度から提供開始 以後、順次充実



27

## (5) 家計統計の利用ニーズと役割

### □ 利用ニーズ

世帯の消費実態（ミクロ）	景気動向（マクロ）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 給与所得者の必要経費の分析など、各種税制の検討</li><li>・ 基礎年金額、生活保護基準、標準生計費等の社会保障政策の検討</li><li>・ 消費者物価指数（C P I）におけるウエイトの算定</li><li>・ 地方における特産品による観光、町おこし</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 月例経済報告の個人消費動向の判断</li><li>・ 国民経済計算の四半期別速報（Q E）の基礎データ</li></ul>

### □ 役割についての考え方

- 家計調査の本来の目的は、世帯の消費の実態把握（ミクロ統計）
- 家計消費を世帯側から把握する包括性と月次結果を迅速に公表する適時性から、月々の景気動向の把握などマクロの用途にも活用されているが、サンプル調査としての限界がある

# 家計調査における取組の現状 (参考資料)

平成28年 2月16日  
総務省統計局



参考 1

## 個人消費の把握の充実 - 推定方法の検証 -

### 推定方法に係る指摘

- **統計委員会**（平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分））
  - データの振れ等の補正方法に関する調査研究など所要の取組を進めていくことが必要である。
  
- **経済財政諮問会議（家計調査関連）**
  - 高齢者の消費動向が色濃く反映された結果が出ているのではないかと。（平成27年10月16日麻生議員提出資料）
  - 二人以上世帯では、回収されたサンプル分布について、地方、世帯人員別について補正しているが、男女年齢階級別については補正していない（なお、単身世帯については男女年齢階級別に補正を実施）。結果的にある年齢層（例、高齢者）のシェアが実態より若干多くなっている。より経済実態に近づけるため、年齢階層に関する補正をした数値を参考提供すべき。（平成27年11月4日民間議員提出資料）



2

## 個人消費の把握の充実 - 推定方法の検証 -

- 有識者等の意見を踏まえ、以下の推定方法により試算を実施し、公表値と比較

- ① 「地方×世帯主の年齢階級」別世帯分布を用いた推定
    - 労働力調査結果「地方※×世帯主の年齢階級」別世帯分布をベンチマークとする推定方法
  - ② 「地方×有業人員」別世帯分布を用いた推定
    - 労働力調査結果「地方※×有業人員」別世帯分布をベンチマークとする推定方法
- <当該研究については、日本統計学会（平成27年9月）において報告を行った>

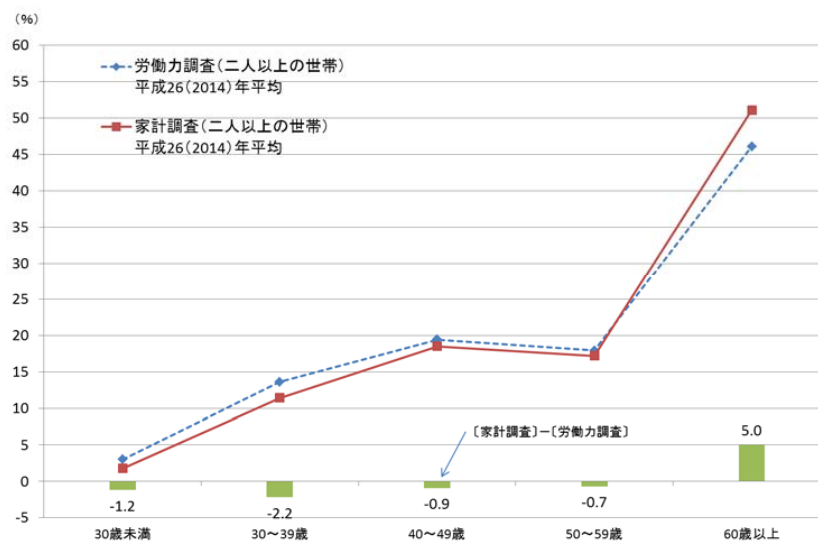
### 【現行】「地方×世帯人員」別世帯分布を用いた推定

- 労働力調査結果「地方※×世帯人員」別世帯分布をベンチマークとする推定方法

※北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の10区分

## 世帯分布の確認 - 世帯主の年齢階級 -

「世帯主の年齢階級」別世帯分布の比較（家計調査と労働力調査：全国結果）

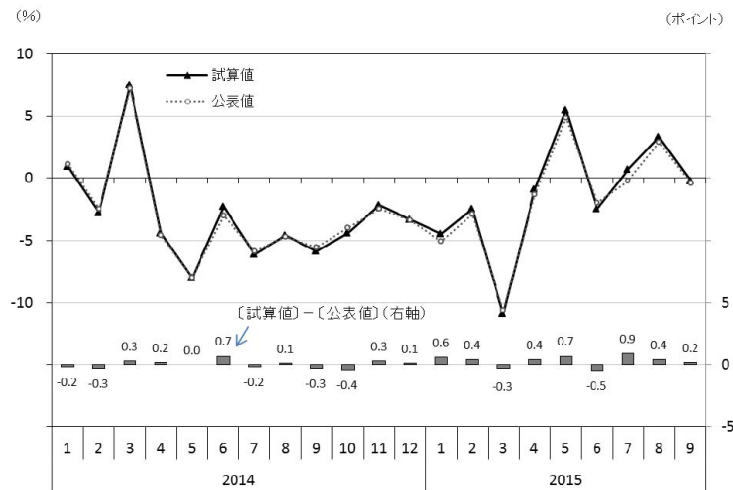


家計調査の世帯分布は、労働力調査に比べ、若年層の割合が低く、高齢層の割合が高くなっている



「地方×世帯主の年齢階級」別世帯分布を用いた試算

消費支出（二人以上の世帯）の対前年同月実質増減率  
 公表値との差の絶対値：平均0.4ポイント（最大0.9ポイント）



※消費支出（金額）の試算値は、公表値に比べ、平均で0.1%大きい

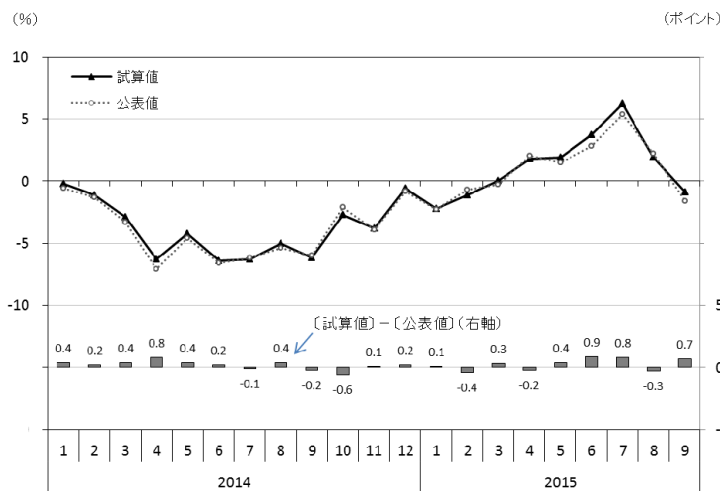


注) 年齢区分は、34歳以下、35-44歳、45-54歳、55-64歳、65-74歳、75歳以上の6区分

5

「地方×世帯主の年齢階級」別世帯分布を用いた試算

実収入（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）の対前年同月実質増減率  
 公表値との差の絶対値：平均0.4ポイント（最大0.9ポイント）



※実収入（金額）の試算値は、公表値に比べ、平均で0.2%小さい

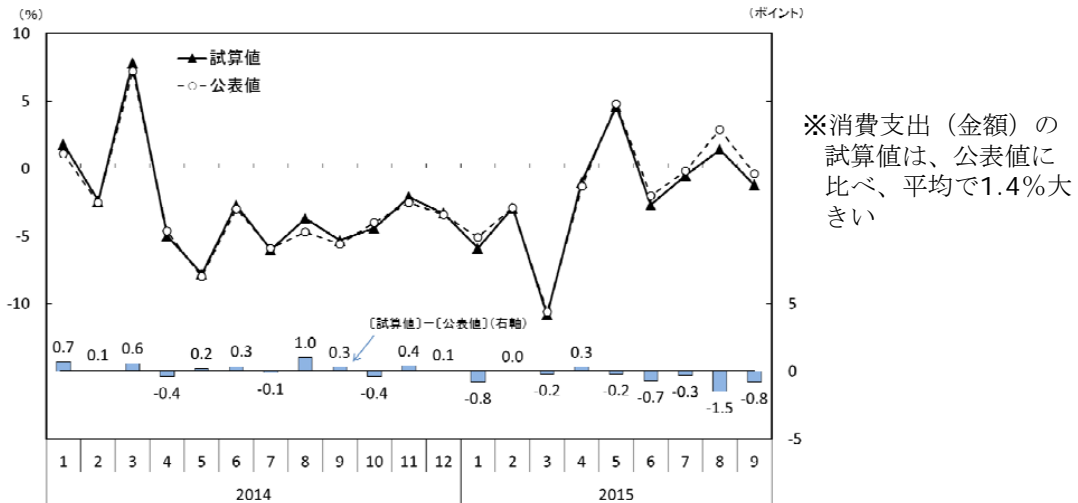


注) 年齢区分は、34歳以下、35-44歳、45-54歳、55-64歳、65-74歳、75歳以上の6区分

6

### 「地方×有業人員」別世帯分布を用いた試算

消費支出（二人以上の世帯）の対前年同月実質増減率  
 公表値との差の絶対値：平均0.4ポイント（最大1.5ポイント）



※消費支出（金額）の試算値は、公表値に比べ、平均で1.4%大きい

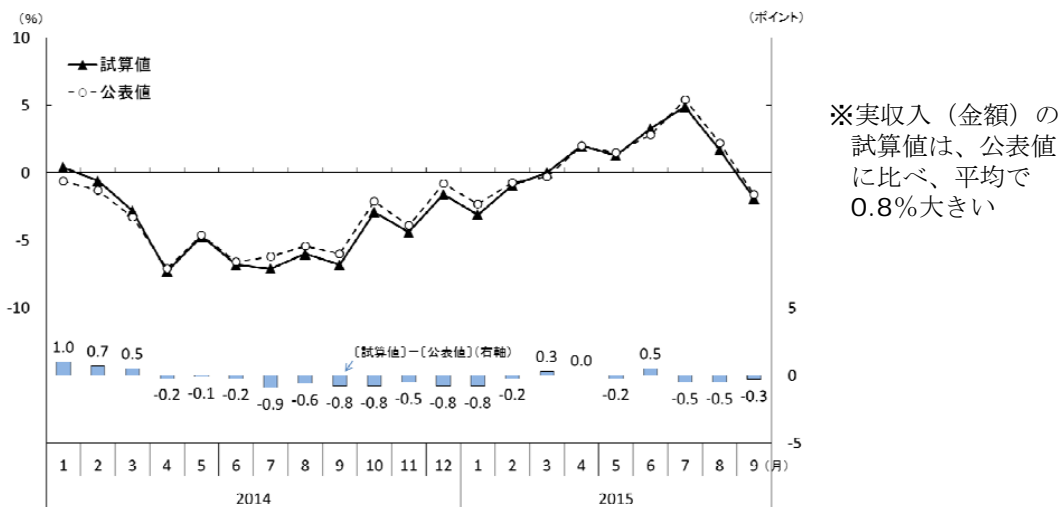


注) 有業人員区分は、4人以上を1区分にまとめている

7

### 「地方×有業人員」別世帯分布を用いた試算

実収入（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）の対前年同月実質増減率  
 公表値との差の絶対値：平均0.5ポイント（最大1.0ポイント）



※実収入（金額）の試算値は、公表値に比べ、平均で0.8%大きい



注) 有業人員区分は、4人以上を1区分にまとめている

8

## 個人消費の把握の充実 - 推定方法の検証 -

- 検証結果まとめ
  - 前年同月比について、公表値と試算値の差の絶対値は平均で0.5ポイント以内であり、その動きの傾向も同じ
- 今後の対応
  - 「世帯主の年齢階級」別世帯分布を用いた推定結果を新たに作成し、公表（参考系列）
    - 今後、世帯主の高齢化が一層進むこと、経済財政諮問会議からの要請もあることなどを勘案
    - なお、消費支出は「世帯人員」との関係が特に強いと考えられること、公表値と試算値の動きの傾向は同じであることなどから、引き続き現行の推定方法による結果を本系列として公表
    - また、「有業人員」別世帯分布を用いた推定については、家計調査の有業者（ユージュアル）とベンチマークとなる労働力調査の就業者（アクチュアル）では概念が異なるという問題があることなどから、引き続き研究を進めることとし、必要に応じ情報提供していく
  - 今後、他の世帯属性による推定についても研究を進めることとしたい

## 結果提供に係る近年の取組

- 家計消費指数の公表（平成15年5月分～）
 

家計消費の動向をより安定的に把握するため、購入頻度が少なく高額な品目を家計消費状況調査の結果で補完した新たな指数を作成し、公表
- 新たな消費水準指数の公表（平成20年1月分～）
 

消費支出から世帯規模（人員）、1か月の日数及び物価水準の変動の影響を取り除いた従来の消費水準指数について、世帯主の年齢構成の変化の影響も除去した指数を新たに作成し、公表（世帯の生活水準をよりの確に把握）
- 季節調整法の変更（平成21年1月）
 

うるう年や月末の曜日など1年を周期としない要因による影響も除去するよう季節調整法を変更
- 消費支出（除く住居等）の公表（平成22年1月分～）
 

消費の基調的な動きをよりの確に把握するため、「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」の4項目を除く消費支出を新たに作成し、公表

## AK estimatorとは

- 米国の労働力調査（Current population survey）では、AK estimatorと呼ばれる推定方法を採用  
これは、継続標本のウェイトを高めて推定したもの

### ■ AK estimator 計算式

$$Y'_t = (1 - K)\hat{Y}_t + K(Y'_{t-1} + \Delta_t) + A\hat{\beta}_t$$

$Y'_t$ : t月のAK推定値       $\hat{Y}_t$ : t月の現行方式による推定値

$\Delta_t$ : t月における「継続標本」のみによる「前月差」の推定値

$\hat{\beta}_t$ : t月における「非継続標本（新規調査世帯）」と「継続標本」の推定値の差

## AK estimatorとは(続き)

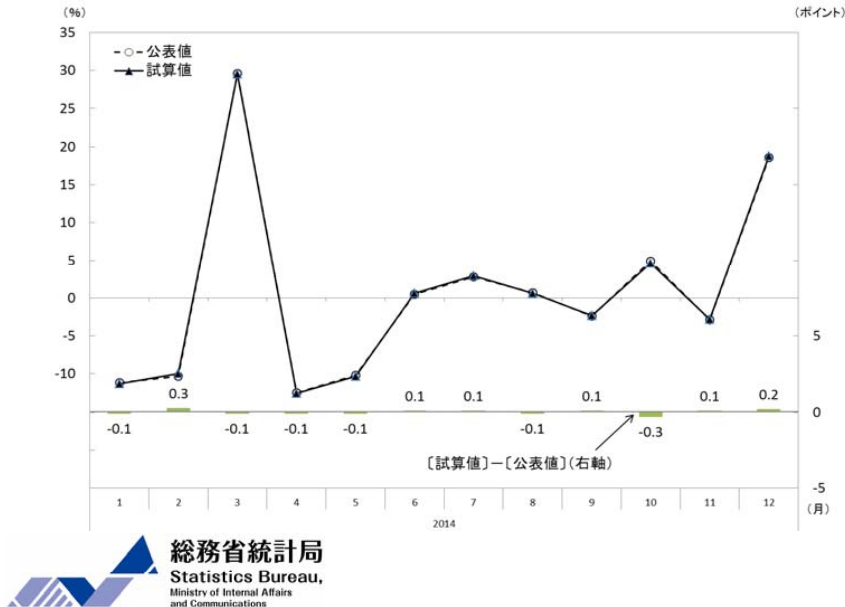
### ■ AK estimator の特徴（パラメータKとA）

- K：継続標本を重視するパラメータ  
継続標本のウェイトを高め、標本交替による前月差の振れを小さくする
- A：非継続標本を取り込むパラメータ  
非継続標本の結果を取り入れ、バイアスを小さくする
- 適切なパラメータ（K，A）の設定により、標本交替による前月差の振れを抑え、現行方式による推定値からの乖離を防ぐことが可能となる
- ✓ K = 0、A = 0 のとき、現行方式による推定値に相当
- ✓ K = 1、A = 0 のとき、継続標本の前月差のみによる推定値に相当

## AK estimatorを用いた試算

消費支出（二人以上の世帯）の対前月名目増減率

公表値との差の絶対値：平均0.1ポイント（最大0.3ポイント）



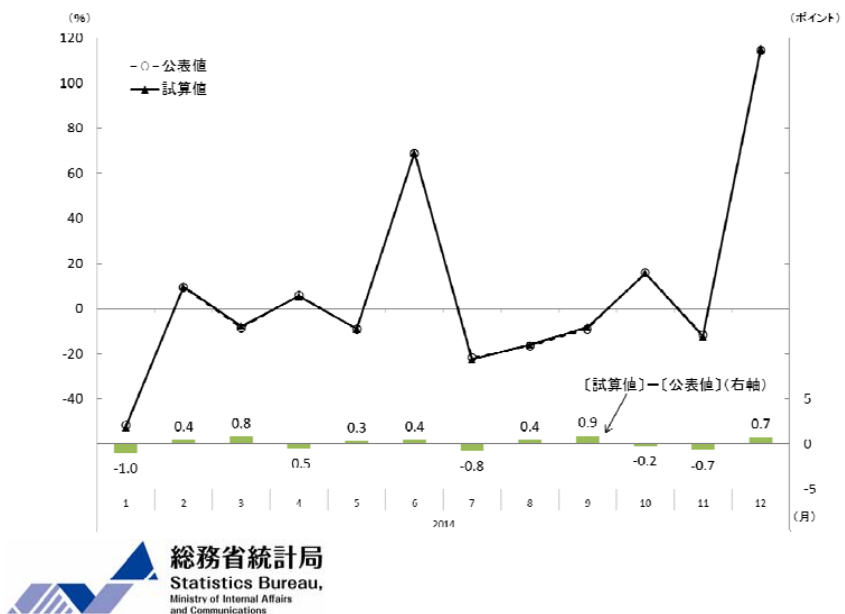
前月差の標準偏差等が最小になるようにパラメータを決定  
 $K=0.1$   
 $A=0$

13

## AK estimatorを用いた試算(続き)

実収入（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）の対前月名目増減率

公表値との差の絶対値：平均0.6ポイント（最大1.0ポイント）



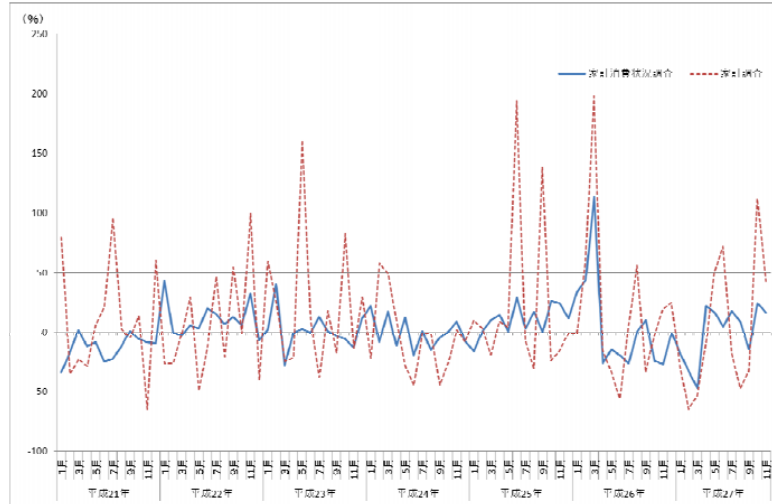
前月差の標準偏差等が最小になるようにパラメータを決定  
 $K=0.7$   
 $A=0.2$

14

## 家計消費状況調査結果

### 洗濯機購入金額の場合

対前年同月名目増減率の推移（二人以上の世帯）



## スマートフォンを利用したオンライン回答(イメージ)

① Webブラウザを利用してシステムにアクセス



② 入力する日にちを選択



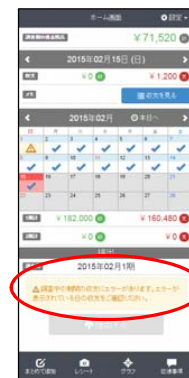
③ カメラを起動し、レシートを撮影



④ レシートの内容が回答画面に表示



※入力エラーがあるとメッセージを表示



## 記入者負担の軽減 - 調査票の見直し -

記入者の負担軽減や記入しやすさの向上の観点から、家計簿の様式や調査事項の変更を検討

### □ より記入しやすい「家計簿」

- 給与等の収入については、支給明細の事項名を含めて毎月記入してもらうこととしており、「煩雑ではないか」との指摘がある
- このため、「口座への入金」欄を新設し、給与や年金についての一般的な支給明細の事項名をあらかじめ印刷することを検討

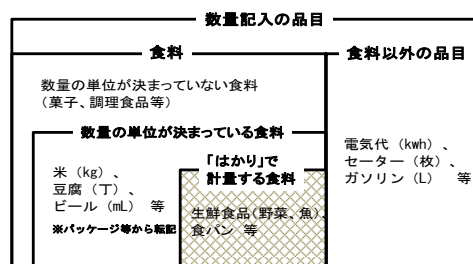
### □ 調査事項の適切な見直し

- 結果の利用状況等を勘案し、利用ニーズが低下したと考えられる世帯属性に関する調査事項を廃止することを検討

## 数量(重量)の記入

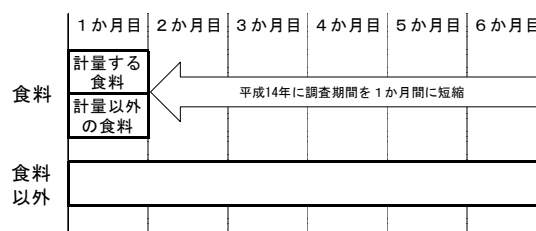
### □ 数量(重量) 記入を求めている範囲

- 数量記入は二人以上の世帯のみ
- 食料のうち、生鮮食品などパッケージから重量が分からない品目については「はかり」を用いて計量
- 平成23年に、調査世帯に渡す計量用の「はかり」を「デジタルはかり」に変更



### □ 数量(重量) の記入期間

平成14年に、食料の数量記入の期間を従来の6か月間から最初の1か月のみ短縮し、記入者負担を最小化



## 数量(重量)の記入(続き)

### □ 数量(重量)の結果の主な利用例

家計調査は、マクロ経済にも利用されているが、家計の実態を詳細に把握することを主眼とした調査であり、以下のような利用者ニーズに応えることが必要

- 消費者物価指数(CPI)における生鮮食品の月別ウエイトの算定
- 各種行政分野における利用
  - 農林水産物の需要見通しの推計、EPA等の国際交渉における関税削減等による国内農業への影響の分析
  - 税制の在り方の検討(品目ごとの酒税負担額を推計)
- 生活の質の実態を明らかにするため、価格と需要・供給の分析や購入した商品の平均単価の算出
- 民間企業における商品開発の着想を得るための消費者ニーズの把握
- このほか、データのチェックなど正確性の確保にも利用

### □ 家計収支統計に関する決議(2003年10月1日ILO決議)(抄)

74. For non-monetary receipts and expenditures, relevant information should be collected to enable their valuation. To the extent possible, quantity data on all expenditure items should be collected, especially for food items including those consumed away from home.

### □ 数量(重量)記入に関する対応

数量(重量)結果に対する様々なニーズやILO決議の内容を勘案すると、これを直ちに廃止することは困難と考えられるが、記入者負担をいかに軽減するかという観点から、引き続き幅広く検討してまいりたい

## 参考17

### 「世帯主の年齢階級」別世帯分布(万分比) -二人以上の世帯-

#### □ 世帯構造の変化の理解に資するため、「世帯分布」の時系列表を作成・公表

利用者が世帯構造の変化を容易に理解できるよう、家計調査の「世帯分布」(世帯主の年齢階級、世帯人員別等)の時系列統計表を新たに作成し、公表

表 「世帯主の年齢階級」別世帯分布(万分比) -二人以上の世帯-

		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成27年	1月	600	655	922	861	825	950	1,183	1,314	1,122	866	450	251
	2	577	632	900	922	840	942	1,154	1,281	1,143	871	491	248
	3	569	653	917	861	863	928	1,206	1,316	1,155	840	460	231
	4	589	675	900	882	873	880	1,193	1,287	1,164	854	472	232
	5	576	650	915	862	908	889	1,155	1,278	1,177	875	481	232
	6	539	670	909	873	885	944	1,135	1,313	1,144	822	523	243
	7	524	671	867	868	883	946	1,092	1,339	1,181	881	523	225
	8	547	665	940	831	857	926	1,074	1,393	1,153	861	547	207
	9	552	669	927	846	837	925	1,107	1,384	1,103	866	571	212
	10	551	647	928	853	840	906	1,085	1,376	1,132	886	565	230
	11	565	657	913	856	846	913	1,129	1,362	1,089	854	587	230
	12	573	648	894	866	854	874	1,144	1,311	1,118	907	560	251



## (参考) 高齢化が消費支出に与える影響(試算)

- 「世帯主の年齢階級」別の構成をみると、高齢の世帯（65歳以上）の比率が年々増加

表 「世帯主の年齢階級」別世帯分布（万分比） — 二人以上の世帯 —

	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
2000年	42	343	714	923	1,020	1,118	1,256	1,170	1,174	956	1,282
2005年	25	223	670	828	923	933	1,113	1,235	1,184	1,165	1,702
2010年	42	190	511	845	934	960	868	1,105	1,276	1,195	2,073
2014年	25	158	419	717	932	921	854	865	1,198	1,222	2,687
(2014年) -(2000年)	-17	-185	-295	-206	-88	-197	-402	-305	24	266	1,405
(2014年) -(2005年)	0	-65	-251	-111	9	-12	-259	-370	14	57	985
(2014年) -(2010年)	-17	-32	-92	-128	-2	-39	-14	-240	-78	27	614

高齢化が進展

- 各年の消費支出を2014年の世帯主の年齢階級別世帯分布で加重平均して消費支出を試算し、各年の公表値と比較

	試算値(円)	公表値(円)	変化率(%)
2000年	303,386	317,328	▲4.4
2005年	292,393	300,531	▲2.7
2010年	286,439	290,244	▲1.3
2014年	-	291,194	-

- 消費水準が低い高齢世帯の増加は消費支出の減少に寄与



21

参考18

## 関連統計に関する情報

- 関連統計へのリンクの掲載

- 統計利用者が関連統計の詳細に容易にアクセスできるよう、「家計調査の概要、結果等」（統計局HP）に、商業動態統計調査（経済産業省）、毎月勤労統計調査（厚生労働省）等のリンクを掲載 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/index2.htm>

- 消費統計研究会
- 統計委員会関連情報
- 統計局広報誌『明日への統計』の掲載内容から
- 調査結果の活用事例
- 家計調査の結果から見える私たちの暮らし
  - 家計ミニピックアップ(次回 平成28年1月29日更新予定)
    - 土用の丑の日、バレンタインデーなど季節の話題やそのときどきの話題などを、図表で示しています(1か月に1回程度更新)。
  - 統計ピックアップ(平成27年9月20日に更新しました。)
    - 季節やそのときどきの話題、家計調査の代表的な結果などを図表で示しています。
  - 家計簿からみたファミリーライフ(平成27年8月11日に更新しました。)
    - 家計調査のしくみや代表的な結果をイラストや図表で示しています。
    - 地域や年代などによる家計支出の内容の違い、資産の状況などが読み取れます。
  - 品目別都道府県庁所在地及び政令指定都市(※)ランキング(平成24年(2012年)～26年(2014年)平均)(平成27年3月13日に更新しました)
    - ※ 平成19年4月1日現在で政令指定都市であった都道府県庁所在地以外の都市(川崎市、浜松市、堺市及び北九州市)
    - 家計消費の地域別の特徴を図表で示しています。どの地域でどのような品目を多く購入しているか、地域ごとの好みやライフスタイルの違いが読み取れます。
- 家計調査等の広報について
- 意見募集(ブログコメント)(募集は終了しました。)

- 貯蓄現在高  
1798万円
- 負債現在高  
508万円

関連統計

- 家計消費状況調査(総務省統計局)
- 全国消費実態調査(総務省統計局)
- 消費者物価指数(CPI)(総務省統計局)
- SNA(国民経済計算)(内閣府)
- 商業動態統計調査(経済産業省)
- 特定サービス産業動態統計調査(経済産業省)
- 毎月勤労統計調査(厚生労働省)



22

## 関連統計に関する情報(続き)

### □ 関連統計との相違についての解説の充実

- 家計収支の動向に注目が集まる中で、家計調査結果が他の関連統計（小売業販売額（商業動態統計調査）、現金給与総額（毎月勤労統計調査）など）と比較される機会が増加
- このため、今後、公表資料（冊子）の中に家計調査と他の関連統計との相違に関する解説を掲載
- また、「家計調査Q&A」（統計局HP）にも、同様の解説を掲載（別紙参照） <http://www.stat.go.jp/data/kakei/qa.htm>

統計の見方・使い方に関する有用な情報など、統計に関する話題を掲載する「統計Today」（統計局HP）においても、必要な解説を掲載しているところ <http://www.stat.go.jp/info/today/086.htm>

(別紙)

## 家計調査Q&Aによる情報提供の充実

以下のQ & Aを掲載予定

### 【消費に関する供給側統計との違い】

**Q** 家計調査の結果は百貨店やスーパーなどの販売側の統計とどのように違うのですか？

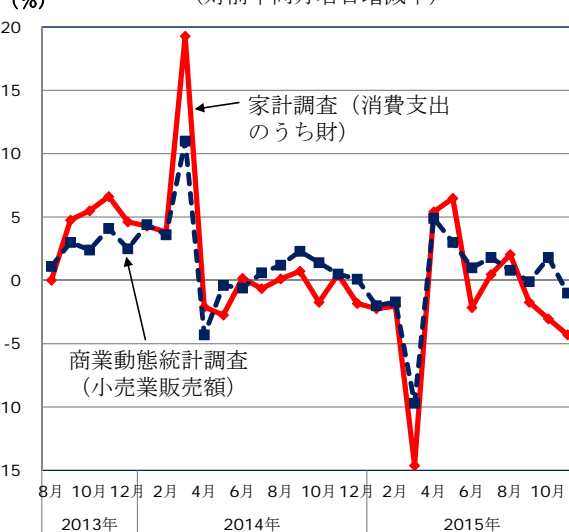
**A** 家計調査の消費支出は、1世帯当たりの平均値であって、耐久財や非耐久財（消耗品）などの「財」への支出だけでなく、住居（家賃など）、交通費、教育費、診療代などの「サービス」への支出も含め、世帯が消費するものを幅広く含んでいます。また、「贈与金」や「仕送り金」といった他の世帯への移転支出も含まれています。

これに対して、販売側の統計である商業動態統計調査（経済産業省）の小売業販売額などは、総額であって、基本的に「財」に関する統計であることに加え、最近増加しつつある外国人観光客による消費分などを含んでおります。

このように、両統計は、概念や対象とする範囲が大きく異なります。

なお、家計の消費支出のうち「財」への支出（名目）と小売販売額の動きを比較してみると、グラフのとおり両統計の動きは近づきます。

家計調査（消費支出のうち財）と商業動態統計の比較  
（対前年同名目増減率）



# 家計調査Q & Aによる情報提供の充実(続き)

## 【収入に関して労働者一人当たりの結果と比較する際の留意点】

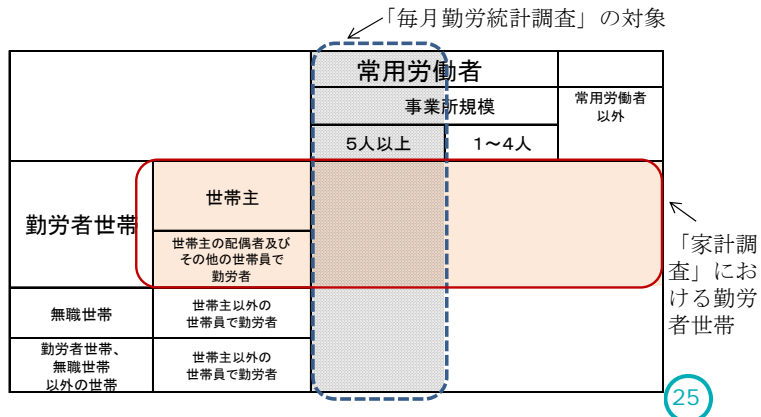
### Q 家計調査の収入は労働者の賃金に関する統計とどのように違うのですか？

A 家計調査の「実収入」（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は、全ての世帯員の収入を合算した1世帯当たりの平均収入を表すものです。これに対して、毎月勤労統計調査（厚生労働省）の「現金給与総額」は、労働者1人当たりの平均賃金を表すものです。

また、「実収入」は、勤め先収入のほか、事業・内職収入、公的年金給付等の社会保障給付も含まれる広い概念です。

このように、両統計は、概念や対象範囲が大きく異なります。

(参考) 家計調査と毎月勤労統計調査のカバレッジの違い



25

参考19

## 海外における家計調査の実施状況

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	オランダ	日本(参考)
目的	CPI作成の基礎資料(項目、ウェイト等)として利用されている。(注)SNA統計には利用されていない。	CPIウェイト更新及びSNA統計の額の基礎資料として利用されている。	Retail Prices Index (小売物価指数)作成の基礎資料であり、SNA統計に利用されている。	CPIのウェイト算出、国民経済計算の消費支出推計に使用する目的のほか、世帯の支出についての研究などにも利用されている。	CPIのウェイト更新、GDPの支出部門算出に使用する目的のほか、貧富についての研究等、国家の常務収入状況を把握するデータベースとして利用されている。	CPIのウェイト算出、国民経済計算の世帯支出の推計、世帯における消費支出の全体像を捉えるなどの目的のほか、政策(特に税制)の効果を測るために利用されている。	月別の食料指数、GDP産額の基礎資料、政策の立案のための参考指標(生活保護基準等)のほか、CPIのウェイト算出の基礎資料として利用されている。
調査方法	家計簿調査(1週間を継続して2回)及びインタビュー調査(計5回、13ヶ月間)を別の調査世帯に対して実施。	インタビュー調査(購入頻度の低いもの)を行った後、家計簿調査(2週間)を実施。	家計簿調査(2週間)とインタビュー調査(1回)を実施。	家計簿調査と、CAPIを使ったインタビュー調査を実施。1年間に、6つの調査期間単位(それぞれ8週間)がある。	家計簿調査とインタビュー調査を実施。5年に一度行われる大規模調査EVSと、EVSが行われない年に実施されるLWRがある。EVSでは、調査世帯の一部で更に詳細な家計簿記入を行っている。	家計簿調査とインタビュー調査を実施。2つの調査方法を使って、結果を推計。	家計簿調査(半年)が主であるが、世帯属性については調査員による聞き取り調査(1回)を実施。
家計簿への記入内容	一日分が4部門(1家庭外の飲食料、2家庭消費のための飲食料、3娯楽・宝石・アクセサリー類、4その他)の調査票からなる家計簿を使用。数量調査は少ないが、1についてはアルコール飲料への支出額、2については支出項目の形態(生物・冷凍、缶詰・瓶詰、その他)、3については罐詰(性別・年齢)のための支出額、4については自分かそれ以外に対する支出額を記入。	毎日の支出の詳細を記入。レシートの添付も可能。	毎日の支出の詳細(重量も)を記入。一定の年齢(7歳)に達した世帯員全員に対して個別の調査票(7歳から16歳までは簡化されたもの)を配布。	調査員の1回目の訪問時に、14歳以上の世帯員全員に配布された家計簿に、購入額、数量、購入年数を記入。もしくはレシートを添付する。調査員の2回目の訪問時に、手交もしくは郵送で提出。記入期間は2週間。	調査世帯の4分の1づつ、収支を記入した家計簿をつける。記入期間は3か月間。EVSでは、この調査に加え、5分の1の調査世帯については、飲食料、タバコの購入数量を含めた詳細な家計簿をつける。記入期間は1か月間。	購入日、品目、数量、金額、購入先を記入。調査1:20ユーロ以上の支出を記録。他に、エネルギー消費量記録リスト、休職支出記録ノート(1.3倍以上の休職を取った場合記入)、資産負債表を記入。3か月間。調査2:すべての支出を記録。他に、調査期間の支出記入リストへ、住居費、保険料などの固定費を記入。希望があれば、調査員が3回訪問し、レシートの記入などを手伝わせることができる。3か月間。	毎月の収入及び支出を記入。支出については、品目ごとに購入金額、購入数量を記入。
インタビュー調査の内容	世帯属性、月間の支出(住居、保険・年金等)、及び車に関する支出。世帯、支出データともCAPI(Computer assisted Personal Interview)を用いて調査員が記録。	世帯構成、住居、家計の支出総額、収入、財産、年金等をCAPIを用いて調査。	収入、家賃、ガス、電話等の定期的な支出、高額消費(湯水4台)の自動車等をCAPIを用いて調査。	1時間程度の訪問を3回行う。1回目:世帯構成、住宅への支出、固定費、交通費などについて。2回目:固定資産と、自動車、衣服について。3回目:貯蓄や、世帯の経済状況に関する質問について、調査する。	2週間毎に調査員が訪問、もしくはインターネットを通じて、世帯構成、住居等の一般情報を聞き取る。また、1月1日時点の資産保有状況を記入する。調査員を世帯へ配布する。	調査1:2週間に一度、調査員は世帯に電話をし、先週までの支出の確認と、世帯の状況等一般的情報事項について世帯と確認する。調査2:期間内に支出について確認し、住居や世帯の状況について質問する。	調査対象世帯の世帯員及び住居に関する事項(世帯員)を調査員が記入。
調査方法	層化抽出抽出 家計簿調査約25,000世帯、インタビュー調査約46,000世帯 代替無し 回答率(2007年): 家計簿調査-70.2% インタビュー調査-73.8%	労働力調査のフレームから層化抽出抽出 約20,000世帯 代替無し 回答率(2010年):67% 回答率(2010年):69%	本国は層化抽出抽出、北アイルランドは無作為抽出抽出 合わせて約5,500世帯 代替無し 回答率(2010年): 本国-50% 北アイルランド-59%	国内は、国勢調査の結果を新規住民調査(BSLN)の結果で補正、国外は国勢調査の結果から、場所と調査期間単位ごとに抽出。 約20,000世帯(国内) 約5,000世帯(海外) 代替無し 回答率(2006年):約60%	州ごとに世帯数を割り振り、州の中で、世帯区分、世帯主の社会的地位、世帯収入で層化し、割り当て。 統計局の専業に応じた世帯を調査。 EVS:約60,000世帯 LWR:約8,000世帯 代替有り	調査1:約6,000世帯 調査2:約1,800世帯 代替無し 回答率不明	層化3段抽出法 約9,000世帯 代替有り 1世帯を確保するために約3世帯訪問
調査・公表	毎年	毎年	毎年	5年に1度	EVS:5年に1度調査、公表 LWR:EVSのない年を調査	毎年	毎月



26

横断的な課題についての論点 (案)

西村清彦

1. 統計技術的な課題

- (1) 適切な母集団情報の適時利用
- (2) 標本替え時に発生する断層の縮小
- (3) 回収率の向上：調査方法の改善
- (4) 未記入など欠測値への対応
- (5) 異常値への対応
- (6) サンプルの偏りの補正

2. 景気統計として見るときの留意点

3. 情報提供の充実・強化

4. 改善に向けた工程表

5. 統計改善のための体制整備

統計作成 ステージ	課題	個別統計における対応				Ⅰ 統計技術	Ⅱ 情報公開	Ⅲ 体制整備
		法人企業 統計	海面漁業 生産統計	毎月勤労 統計	家計統計			
標本抽出	◆適切な母集団情報の 適時利用に係る問題	○今後、使用する母集団 情報と事業所母集団DB を突合・検証し、経済セ ンサスの母集団情報を 利用可能な状態にする。		○今後、母集団情報を2 ～3年ごとに更新され る経済センサスから、 毎年更新される事業所 母集団DBに切り替え		母集団情報の検 証と改善、最新 情報の利用推進	利用者に対し詳細な 情報の提供	統計改善のための 体制の整備
	◆標本替え時に生じる 問題 (断層の発生)	●H21年にローテーション サンプリングを導入。 ○今後、断層調整値の参考提供を検討。 ○サンプル替えの一層の分割・逐次化 はH21年に導入したローテーシ ョンサンプリングの効果及び断層調整 値の検討を踏まえて検討		○今後、規模30人以上 の事業所調査でロー テーションサンプリ ングを導入  ※2/16の会議の場で毎 月勤労統計について、今 後、継続標本を用いた参 考系列の提供を検討す るこの補足説明あり	●ローテーション サンプリング 実施	統計技術的改善 〔ローテーションサン プリングの導入 ・断層調整データの 提供〕		
	◆サンプルサイズの不足	○統計精度向上と費用対効果の問題 ととらえ、今後、予算・人員面の 問題を踏まえ、標本数拡大に向け 慎重ながら前向きに検討				統計リソース (人員、予算) の確保		
調査	◆回収率の低下 ・回収サンプルの偏り の発生 ・記入者負担の軽減	●督促の民間委託の導入 ●オンライン調査の導入 ○上席者による督促など 回収の工夫		○回収率維持・向上策 の検討・実施	○今後、電子化等 の推進 ○新しい情報収集 方法の研究・検討	調査方法、情報 収集方法の改善 〔回収率向上の取組 ・オンライン化の推進 ・行政記録情報の利用〕	データの検証と分析	
	◆非回答項目の発生 ◆異常値の発生		●行政記録情報の 活用					
集計・ 推計	◆補正に係る問題	【再掲】 ○今後、断層調整値の参考 提供を検討			●世帯人員別分布を用い て推計 ○今後、世帯主の年齢 分布を用いた推定結果 の参考公表を検討 ○今後、他の世帯属性を 用いた推定方法を研究	補正と 補正データの提供		
	◆欠測値への対応 ◆異常値への対応	○今後、補完の方法について 検討 ●システムでチェックした上 で個別に審査し、処理方法 を決定		※2/16の会議の場で毎 月勤労統計について、今 後、欠測値への 対応を検討する この補足説明あり	(注) ●：現在の状況 ○：今後の取組	欠測値補完、 異常値対応 の研究・検討		

## 横断的な課題への対応

## (骨子素案)

- 平成27年度未諮問基幹統計の確認審議では、個々の基幹統計の確認結果に加え、審議を通じて把握した政府統計に共通する横断的な統計の課題について、経済財政諮問会議からの検討要請事項も含め、その改善・対応の方向性を以下に取りまとめ。
- 指摘した課題の解決を通じた統計間の整合性や精度の確保・向上は、「証拠に基づく政策立案」の的確な実施、学術研究や産業創造等にも貢献するため、統計委員会としてはその実現に向け、各府省における当該取組の一層の強化に期待。

## I 統計技術的な視点に基づく統計作成改善の方向性

個別の統計の審議を通じて得られた統計技術的視点から各種調査に共通する改善に向けた取組の方向性は以下1～6のとおり。

## 1. 母集団情報の検証、整備

- ・ 母集団情報の適切な整備に向けた改善の取組を行うことが必要。
- ・ 事業所・企業を対象とする統計調査では、事業所母集団データベースが提供する最新データを、共通基盤的な母集団情報として適時・適切に活用することを推進。

## 2. 標本替え時に発生する断層の縮小

- ・ 経常的に一定期間継続して同一対象に調査を実施している標本統計調査においては、一斉に標本抽出替えを行う際に発生する結果の断層の縮小を図るため、標本抽出替えを分割して行うローテーションサンプリング等の方策を導入することを推進。
- ・ 有用な情報が存在する場合、断層調整の方法を検討し、調整済結果を参考提供することで、利用者の利便性向上を推進。

## 3. 回収率向上方策の推進

- ・ 他調査において効果のあった事例を共有・活用する等して、回収率向上への取組を進めることが必要。(なお、これらの対応を行うためのリソースを確保する必要)

## 4. 欠測値、外れ値への対応

- ・ 重要な調査事項で回答が得られないもの(欠測値)を、公開データ、行政記録情報、別の調査項目からの統計的手法による推定等から補完したデータで統計を作成・提供することにより、回答の歪みを縮減し統計の精度を確保する取組を推進。  
また、回答の異常値(外れ値)に対する適切な処理を行うようにする取組を推進。

## 5. 母集団推計における補正

- ・ 回収サンプルの偏りを縮減した母集団推計の一層の精緻化。さらに、必要に応じて、別の統計情報を用いて回収サンプルの偏りに対処を行った母集団推計結果などの参考系列の作成・提供を通じ、利用者の利便性向上を推進。

## 6. 精度検証の定期的実施と結果の公開、調査方法等の改善

- ・ 標本と母集団の適合状況、本系列と参考系列などの統計精度について定期的に検証を実施し、その検証結果を公開。
- ・ 精度に問題があると判断される場合、要因分析を行うとともに、調査方法の変更（督促の徹底などによる調査票回収率の向上、オンライン調査推進等）や情報取得そのものの在り方（行政記録情報での代替、ビッグデータの活用等）を含めた改善を検討・実施。

## II 景気統計として見るときの留意点

- ・ 標本調査では、標準誤差や標本入れ替えに伴う集計値の段差が大きくなる場合がある。また、報告者の協力意識の低下や共働き世帯・単身世帯の増加など統計調査をめぐる環境が厳しさを増す中で、回収サンプルの偏りが発生する場合がある。こうした問題は構造統計としてその対処が喫緊の課題であることは I. で説明した通りである。
- ・ これに加えて、これら統計は景気統計としても広範囲に利用されており、景気統計としてこれら統計への望ましいあり方についての要請がある。特に低成長の下では、標準誤差、標本入れ替えに伴う段差、回収サンプルの偏り等の影響で、上昇か下落かの判断が変わるといふ事態が生じうる可能性が否定できない。
- ・ そのため、統計作成者は、当該統計の目的や統計の特性（標本誤差、調査実施状況、サンプル分布等の情報など）の詳細な情報を提供し、景気統計として統計を用いる利用者は、これらを十分認識した上で取捨選択、利用することが必要。

## III 統計作成過程の見える化の推進（情報提供の充実・強化）

- ・ 抽出方法、調査方法、回収率等の調査の実施状況、集計方法（外れ値の処理方法、欠測値の取扱い等を含む）の情報開示の充実が必要
- ・ また、精度検証の結果や関連する統計との整合性も考慮した集計結果の比較・分析に取り組むとともに、これらの分析の結果等の情報開示の充実も必要。

## IV 工程表

- ・ 上記の取組を具体的に改善していくためには、今後、個々の統計で工程表を作成し、着実かつ計画的に取組を進めることが必要。なお、今回の横断事項を毎月勤労統計調査、法人企業統計調査、家計調査の個別審議によって指摘された取組に当てはめると以下の表のとおり。
- ・ また、具体的な工程表の編成に当たっては、統計委員会に検討結果等をフィードバックする仕組みを組み込んだものとする必要がある。

統計作成改善に係る事項	法人企業統計調査、毎月勤労統計調査、家計調査での取組
統計技術的な視点に基づく統計作成改善の方向性	
母集団情報の検証、整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人企業統計調査において、平成29年3月までに母集団情報の突合等の検証</li> <li>毎月勤労統計調査において、最新の母集団情報を活用することなどを、来年度、統計委員会に諮問</li> </ul>
標本替え時に発生する断層の縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人企業統計調査において、断層調整結果の参考提供を来年度から検討</li> <li>毎月勤労統計において、ローテーションサンプリングの導入などを、来年度、統計委員会に諮問</li> </ul>
回収率向上方策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人企業統計調査、毎月勤労統計調査、家計調査において、引き続き、実施</li> </ul>
欠測値、外れ値への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人企業統計調査において、欠測値の処理について来年度から検討</li> </ul>
母集団推計における補正	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計調査において、来年度から参考統計を公表</li> </ul>
精度検証の定期的な実施と結果の公開、調査方法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計調査において、来年度から検討</li> </ul>
景気統計として見るときの留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計調査において、来年度から検討</li> </ul>
統計作成過程の見える化の推進 (情報提供の充実・強化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人企業統計調査、毎月勤労統計調査、家計調査において、引き続き、実施</li> </ul>

※ 記載内容はイメージ。今後取りまとめる報告書には個別統計調査における結論を踏まえて内容を記載。

## V 統計改善の徹底に向けた体制の整備等

- 上記の取組は、各統計に共通する横断的な課題であり、今後、すべての政府統計において検討し、改善を図る必要がある。そこで、今後は継続的に、次のようなPDCAサイクルを機能させていくことが重要である。まず、統計及び統計制度を所管する総務省が、統計委員会の意見を基にしつつ、統計のステークホルダーのニーズを広くくみ取り、統計精度に関する定期的な検査を実施する。そして、統計委員会においては、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。それに基づき、統計作成府省は改善に向けた取組を着実にかつ計画的に行っていく。その後、その取組についての進捗状況を、統計委員会が点検する。
- こうしたPDCAサイクルの取組を実効性のあるものとするためには、まず、各府省の統計リソースの強化が不可欠である。現在、各府省の統計担当部門は、統計の作成・分析・提供に必要な予算及び人員が不十分であり、経常的な業務に加えて、精度向上に取り組む余裕がないのが実情である。そうした中で、国や地方公共団体の政策運営の基礎的情報の提供及び学術研究や産業創造への貢献という役割を果たすためには、統計担当部門に高度な統計知識を有し統計の品質向上を専門的に行う組織と財源を確保し、統計リソースを喫緊に強化する必要がある。
- また、専門的人材を有し、かつ府省横断的な統計の作成・提供、研修等を実施している総務省（統計局・統計研修所）・統計センターが積極的に各府省の統計担当部門を支援する。このように、府省を越え、政府全体として統計リソースを有効に活用すべきである。同時にリソースの有効活用のために、必要ならば従来の枠を超えた統計作成・リソースの配分も視野に入れる



べきである。

- ・ さらに、調査票回収を担う調査現場では、高齢化が進み、熟練度の高い調査員の確保がますます困難となっている。こうした地方公共団体における調査の実施環境の整備のため、十分な人材と予算を確保することも重要である。
- ・ 一方、統計調査の環境は年々悪化し回収率へ影響を及ぼす中、経済実体を正しく把握するための統計精度の向上を実現するのに、既存統計における統計技術的な面での改善では限界もある。そこで、公的統計でも、行政記録情報や官民が保有するビッグデータ等を含めた「統計情報」の活用を目指すべきである。そのためには、行政記録やビッグデータに関する情報を収集し、民間と連携しながら、新しい「統計情報」と既存の調査統計とを連結するための条件を検討していくことなどが考えられる。
- ・ 統計委員会においても、公的統計に関する横断的かつ統計技術的な課題の解決、および新しい「統計情報」の活用に向けて検討を行うための体制の充実・強化を図る必要がある。

統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）

(50音順・敬称略・◎委員長（部会長）)

河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授
川崎 茂	日本大学経済学部教授
北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
清原 慶子	三鷹市長
西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
関根 敏隆	日本銀行調査統計局長
永瀬 伸子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
中村 洋一	法政大学理工学部教授
◎ 西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
宮川 努	学習院大学経済学部教授

(注) 全ての統計委員会委員は、基本計画部会の委員を兼ねている。

# 【意見書】



府 統 委 第 49 号  
平成 28 年 3 月 22 日

総 務 大 臣  
山 本 早 苗 殿

統計委員会委員長  
西 村 清 彦

**平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果について（意見）**

標記審議において、公的統計の改善に係る横断的な課題に対応し、質の高い公的統計の整備に向けた方策を、別添のとおり取りまとめたので、その推進を図る観点から、統計及び統計制度を所管する貴職に、統計法第 55 条第 3 項の規定に基づく意見として提出します。

## 質の高い公的統計の整備に向けて

統計は、政策の立案、決定及びその評価、学術研究、産業創造での活用にとどまらず、広く国民の意思決定等を行う上で極めて重要な社会基盤であり、我が国全体の経済社会の実態を的確に映し出す鏡の役割を担っている。その役割を十分果たすために、全ての公的統計において、以下の取組を着実かつ速やかに推進すべきである。

### 1. 統計的手法を活用した統計作成・提供の改善を図る取組を進め、統計精度の向上を図ること

平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）において整理した、母集団情報の検証及び整備、標本替え時に発生する断層等の縮小、回収率の向上、欠測値・外れ値への対応、母集団推定における補正、精度検証の定期的実施と結果の公開及び調査方法等の改善など、統計手法を活用した改善を進め、統計精度を向上させるべきである。

### 2. 景気判断指標としての適切な統計・指標を作成・提供すること

多くの統計は、経済状況の変化に注目する景気判断指標としても広く利用されているが、もともとは一時点の経済状況を把握するために作成されており、ある時点から次の時点への変化を把握するには必ずしも適していないという制約も存在する。従って、継続標本から作成した系列を参考提供することを検討し、景気判断指標としてよりふさわしい指標の作成・提供を図るべきである。

### 3. 一層の情報提供の充実・強化を図ること

統計には作成上の限界もあるため、統計を利用する際には、統計の作成方法や特性を十分理解したうえで、その精度についてはある程度の幅をもってみる必要がある。そこで、統計作成者は、統計の定義、抽出方法、作成方法、調査の実施状況、集計方法など必要な情報を、統計利用者に分かりやすく提供していくべきである。また、精度検証や関連統計との比較分析の結果等の情報開示も充実すべきである。さらに、地域ごとの意味ある比較を可能とするなど統計間の比較可能性向上に取り組むべきである。

#### 4. 統計改善の徹底に向けた体制整備を図ること

統計委員会が今回示した改善の取組を確実に実現するために、次のことに取り組むべきである。

- 継続的に、統計委員会が統計技術的な視点から精度向上策の審議とフォローアップを行い改善の取組の進捗を確認する必要がある。そのために、次のPDCAサイクルを構築し、従来の枠組みにとらわれることなく、統計改善の取組を図るべきである。

すなわち、統計委員会の意見を基に総務省が統計精度に関する検査を定期的実施して統計委員会へ報告し、統計委員会が全府省の協力の下で審議を行い、これを通じて課題解決の方針を出す。それに基づいて統計作成府省が改善の取組を行い、総務省がその実現状況を精査して統計委員会に報告する。統計委員会はその報告によって評価し、必要なフォローアップを総務省に求める。総務省は各府省との連携・協力を通じてその実現を担保する。

- 各府省及び調査現場である地方公共団体が、統計委員会が指摘した課題解決の方針に基づく統計改善の取組を着実かつ速やかに進めるための統計リソース（人、予算）を確保すべきである。
- 府省を越え、政府全体として統計リソースを有効に活用すべきである。必要ならば従来の枠を超えた統計作成・統計リソースの配分も視野に入れるべきであり、総務省（統計局・統計研修所）・独立行政法人統計センターが有する専門的人材を活用した支援も考えるべきである。

#### 5. 新しい「統計情報」の活用を検討すること

公的統計において、行政記録情報や官民が保有するビッグデータを含めた「統計情報」の活用を検討すべきである。